

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条―第十条の二）

第二章・第三章 （略）

第四章 管理

第一節 通則（第三十一条）

第二節 役員（第三十二条―第三十七条の七）

第三節 理事会（第三十八条―第四十条）

第四節 計算書類等の監査等（第四十一条―第四十一条の四）

第五節 役員等の責任（第四十二条―第四十二条の四）

第六節 顧問及び参事（第四十三条―第四十五条）

第七節 總會等（第四十六条―第五十四条）

第八節 總代会（第五十五条―第五十五条の二）

第九節 出資一口の金額の減少（第五十六条―第五十七条の二）

第五章―第六章 （略）

第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併（第六十二条―第六十五条）

第八章 解散及び清算（第六十六条―第六十八条）

第九章―第十一章 （略）

附則

（名称）

第八条 金庫は、その名称中に次の文字を用いなければならない。

一・二 （略）

2 この法律によつて設立された金庫以外のものは、その名称又は商号中に労働金庫又は労働金庫連合会であることを示すような文字を使用してはならない。

3 金庫の名称については、会社法（平成十七年法律第 号）第八条（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登記）

第十条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章・第三章 （略）

第四章 管理（第三十一条―第五十七条）

第一節 通則（第三十一条）

第二節 役員（第三十二条―第三十七条の七）

第三節 理事会（第三十八条―第四十条）

第四節 計算書類等の監査等（第四十一条―第四十一条の四）

第五節 役員等の責任（第四十二条―第四十二条の四）

第六節 顧問及び参事（第四十三条―第四十五条）

第七節 總會等（第四十六条―第五十四条）

第八節 總代会（第五十五条―第五十五条の二）

第九節 出資一口の金額の減少（第五十六条―第五十七条の二）

第五章―第六章 （略）

第七章 合併及び事業等の譲渡又は譲受け（第六十二条―第六十五条）

第八章 整理、解散及び清算（第六十六条―第六十八条）

第九章―第十一章 （略）

附則

（名称）

第八条 金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。

一・二 （略）

2 この法律によつて設立された金庫以外のものは、その名称中に労働金庫又は労働金庫連合会であることを示すような文字を用いてはならない。

3 金庫の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号の保護）の規定を準用する。

（登記）

第十条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(会社法の規定を準用する場合の読替え)

第十条の二 この法律の規定(第九十一条の四第四項を除く。)において会社法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「会社」とあり、「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「金庫(労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。)」と、「会計監査人設置会社」とあるのは「特定金庫(労働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。)」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「子会社」とあるのは「子会社(労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社その他金庫がその経営を支配している法人として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。)」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「株主」とあるのは「会員」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「定時株主総会」とあるのは「通常総会」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、「支配人」とあるのは「参事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

(出資)

第十二条 (略)

2 (略)

3 一 会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五を超えてはならない。ただし、次に掲げる会員(労働金庫連合会の会員に限る。)は、総会の決議に基づく労働金庫連合会の承諾を得た場合には、当該労働金庫連合会の出資総口数の百分の三十に相当する出資口数まで保有することができる。

一(四) (略)

4・5 (略)

(議決権)

第十三条 会員は、各一個の議決権を有する。ただし、第十一条第二項の規定による会員(以下、「個人会員」という。)は、議決権を有しない。

2 会員(個人会員を除く。以下この条において同じ。)は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者(以下「代議員」という。)一人を定めて、その氏名を金庫に通知しておかなければならない。この場合において、代表権を証明する書面を提出しなければならない。

3 会員は、代議員によつて議決権を行使する。ただし、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に関し代議員以外に当該会員を代表する者(以下、「臨時代議員」という。)によつて議決権を行使することを妨げない。

4 臨時代議員は、代表権を証明する書面を金庫に提出しなければならない。

(新設)

(出資)

第十二条 (略)

2 (略)

3 一 会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五を超えてはならない。ただし、次に掲げる会員(労働金庫連合会の会員に限る。)は、総会の決議に基づく労働金庫連合会の承諾を得た場合には、当該労働金庫連合会の出資総口数の百分の三十に相当する出資口数まで保有することができる。

一(四) (略)

4・5 (略)

(議決権)

第十三条 会員は、各々一個の議決権を有する。但し、第十一条第二項の規定による会員(以下、「個人会員」という。)は、議決権を有しない。

2 会員(個人会員を除く。以下この条において同じ。)は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者(以下「代議員」という。)一人を定めて、その氏名を金庫に通知しておかなければならない。この場合において、代表権を証する書面を差し出すものとする。

3 会員(個人会員を除く。)は、代議員によつて議決権を行う。但し、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に関し代議員以外に当該会員を代表する者(以下「臨時代議員」という。)によつて議決権を行うことを妨げない。

4 臨時代議員は、代表権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。

5| 代議員又は臨時代議員は、第二項又は前項の代表権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、代議員又は臨時代議員は、当該書面を提出したものとみなす。

（法定脱退）

第十七条 （略）

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の決議によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 （略）

（定款の作成）

第二十三条 金庫を設立するには、發起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（定款の記載事項）

第二十三条の二 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の名称及び所在地
- 五 会員たる資格に関する規定
- 六 会員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の積立ての方法
- 十 役員の定数及びその選任に関する規定

（新設）

（法定脱退）

第十七条 （略）

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 （略）

（定款の作成）

第二十三条 發起人は定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（新設）

（新設）

十一 事業年度

十二 公告方法（金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 前項各号に掲げる事項のほか、金庫の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（規約）

第二十三条の三 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除き、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要事項

2 前項の規約は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（定款及び規約の備置き及び閲覧等）

第二十三条の四 金庫は、定款及び規約を各事務所に備え置かなければならない。

2 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款及び規約が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款及び規約が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 定款及び規約が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをつとめている金庫についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（新設）

（新設）

(創立総会)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 (略)

5 会員(個人会員を除く。)たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの(以下「予定会員」という。)は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者(以下「創立総会代議員」という。)を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行うことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証明する書面を創立総会に提出しなければならない。

6 (略)

7 発起人は、創立総会において、予定会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより予定会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

8 創立総会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

9 発起人(金庫の成立後にあつては、当該金庫)は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所(金庫の成立後にあつては、その主たる事務所)に備え置かなければならない。

10 予定会員(金庫の成立後にあつては、その会員及び債権者)は、発起人が定めた時間(金庫の成立後にあつては、その業務取扱時間)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 第八項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

11 創立総会における予定会員については第十三条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条

(創立総会)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

4 (略)

5 会員(個人会員を除く。)たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの(以下「予定会員」という。)は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者(以下「創立総会代議員」という。)を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行うことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証する書面を創立総会に差し出さなければならない。

6 (略)

7 創立総会については、第十三条第一項(議決権)並びに商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項(取締役等の説明義務)、第二百四十四条第一項から第三項まで(株主総会の議事録)並びに第二百四十七条から第二百五十二条まで(株主総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主總會又は種類株主總會の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立總會又は種類創立總會の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金庫の設立についての会社法の準用）

第二十八条 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一節 通則

（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可）

第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 一 定款を変更しようとするとき。
- 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

（商法の準用）

第二十八条 金庫の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効の訴え）の規定を準用する。

（新設）

（定款の記載事項）

第三十一条 金庫の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の名称及び所在地
- 五 会員たる資格に関する規定
- 六 会員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

第二節 役員

(役員)

第三十二条 金庫は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2| 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3| 役員は、総会の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の決議によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4| 次の各号に掲げる金庫にあつては、前項の規定にかかわらず、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第四十一条の二第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。） 当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）を構成する者（代議員を含む。）又は個人会員

二 労働金庫連合会 当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員

5| 前項に規定する「子会社」とは、金庫がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五章の二において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

6| 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、

ハ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九 準備金の積立ての方法

十 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

(新設)

(規約)

第三十二条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要事項

又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。
(その他内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を除く。)を含むものとする。)

7| 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一)を超えてはならない。

8| 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

(金庫と役員との関係)

第三十三条 金庫と役員との関係は、委任に関する規定に従つ。

(役員の資格等)

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項(有価証券届出書虚偽記載等の罪)、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)、第百九十九条(報告拒絶等の罪)、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号(訂正届出書の不提出等の罪)、第二百三条第三項(証券会社等の役員に対する贈賄罪)若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号(特定募集等の通知書の不提出等の罪)の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第百四十九条(詐欺更生罪)、第五百五十条(特定の債権者等に対する担保の供与等の罪)、第五百五十二条から第五百五十五条まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪(若しくは第五百五十七条(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号(第二百五十五号(詐欺再生罪)、第二百五十六号(特定の債権者に対する担保の供与等

(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可)

第三十三条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

(役員)

第三十四条 金庫に、役員として理事及び監事を置く。

2| 理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

3| 役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4| 次の各号に掲げる金庫にあつては、前項の規定にかかわらず、監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

一 労働金庫(政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合(第三十九条の二第一項において「員外預金比率」という。)が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。)

二 労働金庫連合会(当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)を構成する者(代議員を含む。))又は個人会員

三 労働金庫連合会 当該労働金庫連合会の会員たる労働金庫の役員又は職員 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一)を超えてはならない。

四 前項に規定する子会社とは、金庫がその総株主等の議決権(総株主又は総株員の議決権)

の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（兼職又は兼業の制限）

第三十五条 金庫を代表する理事（以下「代表理事」という。）並びに金庫の常務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）及び参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

（役員の任期）

第三十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第五章の二において同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

6 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一（労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一）を超えてはならない。

8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第三十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（兼職の禁止）

第三十六条 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第三十七条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(忠実義務)

第三十七条の二 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職務を行わなければならない。

(金庫との取引等の制限)

第三十七条の三 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために金庫と取引をしようとするとき。

二 金庫が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において金庫と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2| 民法（明治二十九年法律第八十九号）（第八十八条（自己契約及び双方代理）の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3| 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

2| 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3| 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

(理事の責任)

第三十七条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2| 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3| 理事が第三十九条第一項（業務報告書等の作成及び承認）の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4| 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項（取締役の責任）の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「労働金庫法第三十七条第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは、「同法第五十三条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(理事についての会社法の準用)

第三十七条の四 理事については、会社法第三百五十七条第一項(取締役の報告義務)、第三百六十条第一項(株主による取締役の行為の差止め)及び第三百六十一条(取締役の報酬等)の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「会員」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(監事についての会社法の準用)

第三十七条の五 監事については、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで(会計参与等の選任等についての意見の陳述)、第三百八十一条(監査役の権限)、第三百八十二条(取締役への報告義務)、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項(取締役会への出席義務等)並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで(株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等、費用等の請求)の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項の規定にかかわらず、金庫」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の四において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第三項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の四において準用する第八百四十九条第三項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第四十二条の四において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(役員の解任)

第三十七条の六 会員(個人会員を除く。)は、総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の決議があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

(新設)

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3| 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4| 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5| 第四十七条第二項及び第四十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(代表理事)

第三十七条の七 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2| 代表理事については、第三十七条 民法第四十四条第一項（法人の不行行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 理事会

(理事会の権限等)

第三十八条 金庫は、理事会を置かなければならない。

2| 理事会は、すべての理事で組織する。

3| 理事会は、次に掲げる職務を行うつ。

一 金庫の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

4| 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

5| 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 参事その他の重要な使用人の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

6| 理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(新設)

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十八条 理事は、定款及び規約を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2| 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3| 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 名称又は氏名

二 主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所

三 加入の年月日

四 出資の口数及び金額並びにその払込の年月日

4| 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(理事会の決議)

第三十九条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2| 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3| 金庫は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

4| 理事会の招集については、会社法第三百六十六条（招集権者）及び第三百六十八条（招集手続）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）」とあるのは「各理事及び各監事」と、同条第二項中「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び各監査役）」とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)

第三十九条 理事は、事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2| 前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

3| 理事は、通常総会の会日の七週間前までに、第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事に提出しなければならない。

4| 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附属明細書を監事に提出しなければならない。

5| 監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6| 前項の監査報告書については、商法第二百八十一条ノ三第二項（監査報告書の記載事項）の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条第一項」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社（同法第三十四条第四項ニ規定スル子会社ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

7| 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

8| 理事は、通常総会の会日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

9| 会員及び金庫の債権者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

10| 第一項の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載事項及び記載方法は、内閣府令・厚生労働省令で定める。

(特定金庫の監査)

第三十九条の二 労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）及び労働金庫連合会（以下この条において「特定金庫」という。）は、前条第一項の書類（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2| 特定金庫の理事は、通常総会の会日の八週間前までに、前条第一項の書類（附属明細書を除く。）を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

(削る)

3| 特定金庫の理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、前条第一項の附属明細書を監事及び会計監査人に提出しなければならない。

4| 会計監査人は、第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を特定金庫の監事及び理事に提出しなければならない。

5| 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号、第十項及び第一百一条において「商法特例法」という。）第七條第三項の規定により子会社（第三十四條第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果（会計に関する部分に限る。）

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一條ノ三第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項（同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。）

6| 特定金庫の監事は、会計監査人に対して、第四項の監査報告書につき説明を求めることができる。

7| 特定金庫の監事は、第四項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

8| 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十一條ノ三第二項第六号及び第八号から第十二号までに掲げる事項（同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）

9| 第四項及び第七項の監査報告書の記載方法は、内閣府令・厚生労働省令で定める。

10| 第一項の会計監査人については、商法特例法第三條第一項から第三項 まで（会計監査人の選任）、第四條から第六條の四まで（会計監査人の資格等）、第七條（第一項第二号を除く。）（会計監査人の権限等）、第八條から第十一條まで（会計監査人の損害賠償責任等）及び第十七條（定時総会における会計監査人の意見陳述）の規定を、特定金庫の理事については、同法第十六條第一項（定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）の規定を、特定金庫については、同法第十八條第二項及び第三項（常勤監査役等）の規定を準用する。この場合において、同法第三條第二項（同法第五條の二第三項、第六條第三項及び第十八條第三項において準用する場合を含む。）中「監査役会」とあるのは、「監事の過半数」と、同法第三條第三項前段（同法第五條の二第三項、第六條第三項及び第十八條第三項において準用する場合を含む。）中「監査役会は、その決議」とあるのは、「監事は、その過半数

(理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)
第四十条 理事会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録を

の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の第四第二項において準用する場合を含む。)(中「第二条第一項に掲げるもの」とあるのは「労働金庫法第三十九条の第二項の書類」と、「商法第二百一十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「労働金庫法第三十四条第四項に規定する子会社」と、「同じ。)(若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。)(と、同法第六条の第二項(同法第六条の第四第二項において準用する場合を含む。)(中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の第二項(同法第六条の第四第二項において準用する場合を含む。)(中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の第四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第七条第一項第一号中「及び資料が書面で作られているときは、その書面」とあるのは「その他の書類」と、同条第三項中「職務(連結子会社については、第十九条の第二項に規定する連結計算書類に関するものに限る。)(とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の第二第四項」と、同法第十七条第一項中「第一条第一項に掲げるもの」とあるのは「労働金庫法第三十九条の第二第一項のもの」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の第二第五項」と、「商法」とあるのは「同法第三十九条第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載(各監査役の意見の付記を含む。)(とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条の第二十二項の規定により読み替えて適用する同法第三十九条第七項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げるもの」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と、「これらのもの」とあるのは「これらの書類」と読み替えるものとする。

11| 特定金庫については、前条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

12| 特定金庫に対する前条第七項から第九項までの規定の適用については、同条第七項中「監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第八項中「及び監査報告書」とあるのは「監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書」と、同条第九項中「前項」とあるのは「次条第十二項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

(会計帳簿の閲覧等)

第四十条 会員は、総会員(個人会員を除く。)(の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

れた事項については、内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3| 金庫は、理事会の日（前条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第一項の議事録又は前条第三項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4| 会員は、その権利を行使する必要があるときは、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5| 金庫の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該金庫の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

6| 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該金庫又はその子会社（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、前項の許可をすることができない。

第四節 計算書類等の監査等

（計算書類等の作成、備置き及び閲覧等）

第四十一条 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとす内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成しななければならない。

2| 前項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3| 第一項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4| 前項の規定により監事の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5| 金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事の監査の報告を含む。）を提供しななければならない。

6| 理事は、第四項の規定により理事会において承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しななければならない。

（新設）

（役員の解任）

第四十一条 会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2| 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3| 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4| 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、且つ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5| 第四十七条第二項及び第四十八条（会員による総会の招集）の規定は、前項の場合に準用する。

7| 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8| 理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9| 金庫は、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10| 金庫は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

11| 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（特定金庫の監査）

第四十一条の二 労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）及び労働金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

2| 前項に規定する労働金庫以外の労働金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

3| 特定金庫（第一項に規定する労働金庫及び労働金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く労働金庫をいう。以下この条及び第六十二条の四第三号において同じ。）は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4| 特定金庫においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書について、理事会の承認を受けなければならない。

（新設）

5| 特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6| 特定金庫の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7| 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8| 特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9| 特定金庫については、第四項の承認を受けた計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。）が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を通常総会に報告しなければならない。

10| 第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行つべき社員）は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

11| 特定金庫については、前条第四項から第八項までの規定は、適用しない。

12| 特定金庫に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは「監事及び会計監査人の監査」とする。

13| 特定金庫については、会社法第三百四十三條第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十条第三項（監査役会の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人についての会社法の準用）

第四十一條の三 会計監査人については、会社法第三百二十九條第一項（選任）、第三百三十七條（会計監査人の資格等）、第三百三十八條第一項及び第二項（会計監査人の任期）、第三百三十九條（解任）、第三百四十條第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）、第三百四十四條第一項及び第二項（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）、第三百四十五條第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百九十六條第一項から第五項まで（会計監査人の権限等）、第三百九十七條第一項及び第二項（監査役に対する報告）並びに第三百九十八條第二項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七條第三項第一号中「第四百三十五條第一項」とあるのは「労働金庫法第四十一條第一項」と、同法第三百四十

（新設）

五条第一項中「会計参与の」とあるのは「会計監査人の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「会計監査人を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百九十六条第一項中「次章」とあるのは「労働金庫法第四十一条の二第三項」と、「計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類」とあるのは「同項に規定する書類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第四十一条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条（会計監査人の資格等）及び第三百四十条第一項から第三項まで（監査役等による会計監査人の解任）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十七条第三項第一号中「第四百三十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 役員等の責任

（役員等の責任）

第四十二条 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、金庫に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負つ。

2 第三十七条の三第一項各号の取引によつて金庫に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第三十七条の三第一項の理事

二 金庫が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

3 第一項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員等がその在職中に金庫から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として内閣府令・厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

一 代表理事 六

（新設）

（新設）

（商法等の準用）

第四十二条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の欠格事由）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）、第二百五十八条第一項（取締役退任の場合の処置）、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三（取締役に対する訴え）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに商法第二百五十四条ノ三（取締役の義務）、第二百六十一条、第二百六十二条（会社代表）、第二百六十五条（取締役と会社間の取引）、第二百六十八条第八項（監査役の同意）、第二百六十九条（取締役の報酬）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十七条（理事の責任）並びに商法第二百六十条ノ三（監査役の出席義務等）、第二百七十四条から第二百七十五條ノ四まで（監査役の権限、義務等）及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二まで（取締役と監査役との連帯責任等）の規定を、理事会については、同法第二百五十九條第一項、第二項及び第四項（取締役会の招集権者）、第二百五十九條ノ二（取締役会の招集通知）、第二百五十九條ノ三（招集手続の省略）、第二百六十條第一項、第二項及び第四項（取締役会の権限）、第二百六十條ノ二（取締役会の決議方法）並びに第二百六十條ノ四第一項が

- 二 代表理事以外の理事（会員外理事（金庫の理事であつて、当該金庫の会員、内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する理事又は参事その他の使用人（以下この号において「会員等」という。）でなく、かつ、過去に当該金庫の会員等又は当該金庫の子会社の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を執行する取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。次号において同じ。）を除く。） 四
三 会員外理事、監事又は会計監査人 二
 - 5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。⁹
 - 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
 - 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - 三 責任を免除すべき理由及び免除額
 - 6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
 - 7 第四項の決議があつた場合において、金庫が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の内閣府令・厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
 - 8 第三十七条の三第一項第一号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。
 - 9 第四項の規定は、前項の責任については、適用しない。
- （役員等の第三者に対する責任）
- 第四十二条の二 役員等がその職務を行うつて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。
- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 一 理事 次に掲げる行為
 - イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告（第九十四条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第九十四条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）

ら第三項まで（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、労働金庫法、本法」と、同法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「労働金庫法第三十五條」と、同法第二百六十七條第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、第三十七條第三項中「第三十九條第一項（業務報告書等の作成及び承認）の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは「記載」と、同法第四項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第五項、同法第十八項の規定により読み替へて適用する同法第七項（第三号を除く。）、同法第八項及び第十項前段」と、商法第二百七十四條ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（労働金庫法第三十四條第四項二規定スル子会社）」と、同法第二百七十五條ノ四中「第二百六十七條第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二條二於テ理事二付テ準用スル第二百六十七條第一項」と、「受ケ同条第二項二於テ準用スル第二百四條ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八條第六項」とあるのは「同法第四十二條二於テ理事二付テ準用スル第二百六十八條第六項」と、同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と読み替へるものとする。

（新設）

- 二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載
又は記録

(役員等の連帯責任)

第四十二条の三 役員等が金庫又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負つときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員等の責任を追及する訴え)

第四十二条の四 役員等の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十条第四項中「第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 顧問及び参事

(参事)

第四十四条(略)

2 参事については、会社法第十一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(参事の解任)

第四十五条(略)

2・3(略)

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の書面を送付し、かつ、併明する機会を与えなければならない。

第七節 総会等

(新設)

(新設)

(新設)

(参事)

第四十四条(略)

2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の権限)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(営業、取引及び兼職の制限)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

(参事の解任)

第四十五条(略)

2・3(略)

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の書面を送付し、且つ、併明する機会を与えなければならない。

(新設)

(総会招集の手続)

第四十九条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の十日前までに書面をもつて会員(個人会員を除く。以下この条において同じ。)に対しその通知を発しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

2 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項は、理事会の決議によつて定めなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第五十条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所(その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。ただし、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2 (略)

3 前二項の規定は、第四十九条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(総会の決議事項)

第五十一条 第十二条第三項ただし書、第十七条第二項、第三十二条第三項、第三十七条の六第一項、第四十一条第七項、第四十二条第四項、第六十二条第一項及び第二項、第六十二条の五第三項、第六十二条の六第三項及び第五項、第六十二条の七第三項、第六十三条第二項並びに第六十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 その他定款で定める事項

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日前までに会議の目的たる事項を示し、定款に定められたに従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所(その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。但し、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2 (略)

(新設)

(総会の議決事項)

第五十一条 第十二条第三項ただし書(出資)、第十七条第二項(除名)、第三十四条第三項(役員を選任)、第三十七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む。))において準用する商法第二百六十六条第七項(責任の免除)、第三十九条第七項(決算関係書類の承認)、第四十一条第一項(役員の解任)、第六十二条第一項及び第二項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)、第六十三条(合併における設立委員の選任)及び第六十七条(解散)に規定する事項のほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

(総会の議事) 第五十二条 (略) 2 総会においては、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。 (特別の議決) 第五十三条 次の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。 一 五 (略) 六 第四十二条第四項に規定する責任の免除 (役員の説明義務) 第五十三条の二 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。 (延期又は続行の決議) 第五十三条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第四十九条の規定は、適用しない。 (会員名簿の作成、備置き及び閲覧等) 第五十三条の四 金庫は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 名称又は氏名 二 主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所 三 加入の年月日 四 出資の口数及び金額並びにその払込みの年月日 2 金庫は、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。 3 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。 一 会員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求	
---	--

四 その他定款で定める事項 (総会の議事) 第五十二条 (略) 2 総会においては、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。 (特別の議決) 第五十三条 左の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 一 五 (略) (新設) (新設) (新設) (新設)	
---	--

二 会員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
理事は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う会員又は金庫の債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該金庫の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該金庫の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報するため請求を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報したことがあるものであるとき。

（総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）

第五十三条の五 総会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

二 金庫は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

三 金庫は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

四 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（総会の決議についての会社法の準用）

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総

（新設）

（商法の準用）

第五十四条 総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項（取締役等の説明義務）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議

会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要の併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項(第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。)」とあるのは「理事、監事又は清算人(労働金庫法第三十七條(同法第六十八條において準用する場合を含む。))の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八節 総代会

(総代会)

第五十五条 (略)

2 4 (略)

5 総代会については、総会に関する規定を準用する。ただし、総代(補欠の総代を除く。)の選任については、決議をすることができない。

6 総代会において第五十三條第二号(解散又は合併)又は第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項の決議をしたときは、その決議の日から十日以内に、会員に決議の内容を通知しなければならぬ。

(総会と総代会の関係)

第五十五條の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七條第二項又は第四十八條(会員による総会の招集)の規定により総会を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の決議の日から三十日以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の決議は、その効力を失う。

(、第二百四十四條第一項から第三項まで(総会の議事録)並びに第二百四十七條から第二百五十二條まで(総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「労働金庫法第四十九條」と、同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と読み替えるものとする。

(新設)

(総代会)

第五十五条 (略)

2 4 (略)

5 総代会については、総会に関する規定を準用する。ただし、総代(補欠の総代を除く。)の選任については、議決をすることができない。

6 総代会において第五十三條第二号(解散又は合併)又は第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、会員に議決の内容を通知しなければならぬ。

(総会と総代会の関係)

第五十五條の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七條第二項又は第四十八條(会員による総会の招集)の規定により総会を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第九節 出資一口の金額の減少

(債権者の異議)

第五十六条 金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつたときは、その決議の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

3 金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第五十七条 金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、第一項の金庫が前項の規定による公告を、官報のほか、第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするとき、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関)(金融機関の信託業務の兼営等に

(新設)

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

(債権者の異議)

第五十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（金庫の事業）

第五十八条 （略）

2 4 （略）

5 第二項第十一号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 （略）

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ （略）

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債の発行）に規定する短期商工債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債

（新設）

（金庫の事業）

第五十八条 （略）

2 4 （略）

5 第二項第十一号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 （略）

一 （同上）

イ （略）

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動

へ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

（削る）

（1）・（2）（略）

（3） 利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二・二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三・四（略）

7（略）

8 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

（削る）

化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において、「旧特定短期社債」という。）を含む。）

へ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

ト（同上）

（1） 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

（2）・（3）（略）

（4） 利息の支払期限を、（3）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二・二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

三・四（略）

7（略）

8 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

9

労働金庫は、第二項第十四号に掲げる業務を行う場合には、商法第百六十八条第一項第八号ただし書、第百七十条第二項、第百七十五条第二項第十号、同条第四項（同法第二百一十一条第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び第二百八十条（新株発行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第百七十八条（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項（新株予約権の行使についての準用規定）及び第三百四十一条ノ十三第三項（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る払込取扱銀行についての準用規定）において準用する場合を含む。）、第百八十九条（同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条第三項（社員の出資に係る払込取扱銀行についての準用規定）（同法第五十七条（資本増加についての準用規定））において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ六、第二百八十条ノ二十八第二項第五号及び第六号、第三百四十一条ノ六第二項第三号並びに第三百四十一条ノ八第二項第五号、有限会社法第七條第四号ただし書及び第十二条第二項（同法第二十三條ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定））及び第

五十七条において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行とみなす。

第五十八条の二（略）

2 4（略）

5 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一（略）

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務

6 労働金庫連合会は、前項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

7 前条第五項及び第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（労働金庫の子会社の範囲等）

第五十八条の三（略）

2（略）

3 労働金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五十一条（認可）の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 8（略）

（労働金庫等による議決権の取得等の制限）

第五十八条の四（略）

2 3（略）

五十七条において準用する場合を含む。）（払込取扱銀行）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条第十号、第八十二条第四号、第九十五条第六号及び第九十六条第二号（同法第八十二条第四号に係る部分に限る。）（登記の添付書類）の規定の適用については、銀行とみなす。

第五十八条の二（略）

2 4（略）

5（同上）

一（略）

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務

6 労働金庫連合会は、前項に規定する業務に関しては、商法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

7 前条第五項、第六項及び第九項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と、同条第九項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

（労働金庫の子会社の範囲等）

第五十八条の三（略）

2（略）

3 労働金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 8（略）

（労働金庫等による議決権の取得等の制限）

第五十八条の四（略）

2 3（略）

4 労働金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、労働金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該労働金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該労働金庫が第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該労働金庫が存続する場合に限る。）。その合併をした日

三 当該労働金庫が第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令・厚生労働省令で定める場合に限る。）。その事業の譲受けをした日

5 7 (略)

8 第三十二条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)
第五十八条の五 (略)

一 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二 78 (略)

2 (略)

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としよとるときは、第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 7 (略)

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

4 (同上)

一 第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて当該労働金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該労働金庫が第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該労働金庫が存続する場合に限る。）。その合併をした日

三 当該労働金庫が第六十二条第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき（内閣府令・厚生労働省令で定める場合に限る。）。その事業又は営業の譲受けをした日

5 7 (略)

8 第三十四条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)
第五十八条の五 (略)

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二 78 (略)

2 (略)

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としよとるときは、第六十二条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 7 (略)

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十八條の六（略）

2（略）

3 第五十八條の四第二項から第六項まで及び第八項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十八條の六第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは、「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは、「第五十八條の六第一項の規定」と、同条第一号及び第二号中「第六十四條第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）」とあるのは、「第六十四條第四項」と、同条第三号中「第六十二條第六項の認可を受けて事業」とあるのは、「次条第三項又は第六十二條第六項の認可を受けて、次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は事業」と、「その事業」とあるのは、「その子会社とした日又はその事業」と、同条第八項中「前各項」とあるのは、「第二項から第六項まで並びに第五十八條の六第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（会計帳簿等）

- 第五十九條の二 金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 1 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
 - 2 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
 - 3 金庫は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
 - 4 金庫は、第三項の貸借対照表及び第四十一條第一項の書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。
 - 5 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（会計帳簿の閲覧等）

第五十九條の三 会員は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、いつでも、理事に対し会計の帳簿及びこれに関する書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併

第五十八條の六（略）

2

3 第五十八條の四第二項から第六項まで及び第八項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十八條の六第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは、「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは、「第五十八條の六第一項の規定」と、「第六十二條第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項（認可）」とあるのは、「第六十二條第三項」と、「第六十二條第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは、「次条第三項又は第六十二條第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは、「その子会社とした日又はその事業若しくは」と、同条第八項中「前各項」とあるのは、「第二項から第六項まで並びに第五十八條の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（商法の準用）

第五十九條の二 金庫の帳簿その他の書類については、商法第三十二條、第三十三條、第三十五條及び第三十六條（商業帳簿）の規定を、金庫の計算については、同法第二百八十五條（資産評価に関する特則）の規定を準用する。この場合において、同法第三十三條第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と、同条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「貸借対照表ハ」と、同条第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「貸借対照表二八」と、同法第二百八十五條中「記載又ハ記録スベキ」とあるのは、「記載スベキ」と、「第三十四條ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と読み替えるものとする。

（新設）

第七章 合併及び事業等の譲渡又は譲受け

(事業の譲渡又は譲受け)

第六十二条 金庫は、総会の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合（信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の決議を経て、銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が、最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。

3 金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする場合には、金庫は、事業の全部又は一部の譲受けをする日の二十日前までに、事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

4 前項に規定する場合において、金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けに反対する旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

5 金庫が事業の全部の譲受けを行う場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(削る)

(削る)

7 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的な読替えは、政令で定める。

8 金庫は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限り。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続

(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)

第六十二条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合（信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、銀行の営業の一部又は他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3 前二項の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第六条（事業免許）の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けたものとみなす。

5 第一項の合併については、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項（出資一口の金額の減少）の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

(新設)

6 金庫は、第二項の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限り。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約

することができる。

に関する業務を継続することができる。

(合併契約)

第六十二条の二 金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

(新設)

(吸収合併)

第六十二条の三 金庫が吸収合併(金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫(以下「吸収合併消滅金庫」という。)(の権利義務の全部を合併後存続する金庫(以下「吸収合併存続金庫」という。)(に承継させるものをいう。以下同じ。)(をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。以下同じ。)(をする場合には、一 吸収合併存続金庫及び吸収合併消滅金庫の名称及び住所
二 吸収合併存続金庫の地区及び出資一口の金額
三 吸収合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
四 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めたときは、その定め
五 吸収合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)(
六 その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

(新設)

(新設合併)

第六十二条の四 二以上の金庫が新設合併(二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫(以下「新設合併消滅金庫」という。)(の権利義務の全部を合併により設立する金庫(以下「新設合併設立金庫」という。)(に承継させるものをいう。以下同じ。)(をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。以下同じ。)(をする場合には、一 新設合併消滅金庫の名称及び住所
二 新設合併設立金庫の地区及び出資一口の金額
三 新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称
四 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項
五 新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
六 新設合併設立金庫の定款で定める事項
七 その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

(新設)

(吸収合併消滅金庫の手続)

第六十二条の五 吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(新設)

一 第三項の總會の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、總會の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

4| 吸収合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

6| 前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

7| 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条及び第六十三条の規定を適用する。

（吸収合併存続金庫の手続）

第六十二条の六 吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について總會の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該總會の日の二週間前の日

二 第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日

三 第六項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内

（新設）

は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4| 吸収合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5| 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

6| 吸収合併存続金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 吸収合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続金庫が承継した吸収合併消滅金庫の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

8| 吸収合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

9| 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたも

のにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設合併消滅金庫の手続)

第六十二条の七 新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 第三項の総会の日の二週間前の日

二 第四項において準用する第五十七条第一項の規定による公告の日又は第四項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

4| 新設合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設合併設立金庫の手続等)

第六十三条 第三章(第二十三条の二及び第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立金庫の設立については、適用しない。

2| 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員(個人会員を除く。)(の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3| 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

4| 第二項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 第二項の規定による役員の選任については、第三十二条第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6| 新設合併設立金庫は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立金庫が承継

(新設)

第六十三条 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がその総会において会員(個人会員を除く。)(の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2| 前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員(個人会員を除く。)(の代議員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。ただし、定款に別段の定めがある場合においては、代議員となる者以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合において、その数は、理事にあつては定数の三分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一)を超えてはならない。

3| 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三条(特別の議決)の規定を準用する。

した新設合併消滅金庫の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7| 新設合併設立金庫は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8| 新設合併設立金庫の会員及び債権者は、新設合併設立金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(合併の効果)

第六十四条 吸収合併存続金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅金庫の権利義務を承継する。

2| 吸収合併消滅金庫の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3| 新設合併設立金庫は、その成立の日、新設合併消滅金庫の権利義務を承継する。

4| 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5| 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第六条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けたものとみなす。

(合併の無効の訴え)

第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについては会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要の合併、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十八条第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る

(合併の効果)

第六十四条 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併によつて成立する金庫が、その主たる事務所の所在地において、第七十五条（合併の場合における登記）に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2| 合併後存続する金庫又は合併によつて成立した金庫は、合併によつて消滅した金庫の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第六十五条 金庫の合併については、商法第四百十五條（合併の無効）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五條ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十六条 金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 合併(合併により当該金庫が消滅する場合に限る。)
- 三 破産手続開始の決定
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 事業免許の取消し

第八章 整理、解散及び清算

(整理)

第六十六条 金庫の整理については、商法第三百八十一条から第三百八十五条まで(整理の開始、登記、破産手続等の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の停止)、第三百八十六条(第一項第二号を除く。)(整理実行のために裁判所のする処分)、第三百八十七条から第三百九十一条まで(処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十四条から第四百条まで(損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録)、第四百二条(破産手続の開始)及び第四百三条(破産法の規定の準用)の規定並びに非訟事件手続法第三百三十五条ノ二十四から第三百三十五条ノ三十八まで、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十二及び第三百三十五条ノ四十七から第三百三十五条ノ六十二までの規定(会社の整理に関する事件)を準用する。この場合において、商法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」とあるのは「総会員(個人会員ヲ除ク)ノ百分ノ三以上ノ会員ニシテ六月前ヨリ引続キ会員デアル者又ハ登記ヲ為シタル出資ノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十九条第二号中「第九百九十二条第一項第二項第四項、第九百九十二条ノ一、第九百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三ノ二」とあるのは「労働金庫法第三十七条第一項(同法第四十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）」と、同法第三百九十八条第二項中「第二百四十七条、第二百八十条ノ十五(第二百八十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。」、第三百六十三条、第三百七十二条、第三百七十四条ノ十二(第三百七十四条ノ二十八第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。」、第三百八十条、第四百十五條及第四百二十八条ノ規定」とあるのは「労働金庫法第五十四条ニ於テ準用スル第二百四十七条、同法第五十七条第三項(同法第六十二条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル第三百八十条、同法第六十五条ニ於テ準用スル第四百十五條及同法第二十八條ニ於テ準用スル第四百二十八条ノ規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(会社法等の準用)

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定、会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社能力)、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項(清算人の就任)、第四百七十九条第一項及び第二項(各号を除く。)(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百八十五条(裁判所の選任する清算人の報酬)、第四百九十二条から第四百九十五条まで(財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条から第五百三条まで(貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外)、第五百七条(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五條中、「この章の定めるところにより、清算」とあるのは、「清算」と、同条第一号中、「第四百七十一条第四号」とあるのは、「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九條第二項中、「次に掲げる株主」とあるのは、「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(解散の事由)

第六十七条 金庫は、左の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 合併
- 三 破産
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 事業免許の取消

(商法等の準用)

第六十八条 金庫の解散及び清算については、商法第一百六条(清算中の会社の存続)、第二百二十四条(清算人の職務権限)、第二百二十五条(弁済期に至らない債務の弁済)、第二百二十九条第二項及び第三項(会社代表の権限)、第二百三十一条(財産の社員への分配)、第四百七条第一項及び第二項(清算人の決定)、第四百八条(清算人の届出)、第四百十九條第一項及び第三項本文(会社財産調査義務)、第四百二十條第一項、第三項及び第五項から第七項まで(計算書類の作成等)、第四百二十一条から第四百二十四条まで(会社債権者に対する公告、弁済等)、第四百二十六条(清算人の解任)並びに第四百二十七條第一項及び第三項(清算事務の終了)並びに非訟事件手続法第二百六条(管轄裁判所)、第三百三十七條から第三百三十八條まで(清算人の選任、解任)及び第三百三十八條ノ三(清算人に対する報

び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六條第一項中「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあるのは「労働金庫法第三十七條の七第一項」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「会員である者」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」と、同法第八百五十條第四項中「第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「労働金庫法第四十二條第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

酬)の規定を、金庫の清算人については、第三十六條第三項(兼職の禁止)、第三十七條(理事の責任)、第三十八條(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)、第四十條(会計帳簿の閲覧等)及び第四十六條から第四十八條まで(通常総会の招集、臨時総会の招集等)並びに商法第二百三十一條(総会の招集の決定)、第二百三十七條ノ三第一項及び第二項(取締役等の説明義務)、第二百四十四條第二項及び第三項(株主総会の議事録)、第二百四十七條(株主総会の決議の取消しの訴え)、第二百四十九條(同法第二百五十二條において準用する場合を含む。)(訴えに係る担保の提供)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の欠格事由)、第二百五十四條ノ三(取締役の義務)、第二百五十八條第一項(取締役退任の場合の処置)、第二百五十九條第一項、第二項及び第四項(取締役会の招集権者)、第二百五十九條ノ二(取締役会の招集通知)、第二百五十九條ノ三(招集手続の省略)、第二百六十條第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二百六十條ノ二(取締役会の決議方法)、第二百六十條ノ三(監査役の取締役会出席義務等)、第二百六十條ノ四第一項から第三項まで(取締役会の議事録)、第二百六十一條(代表取締役)、第二百六十五條(取締役と会社間の取引)、第二百六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八條から第二百六十九條まで(取締役に対する訴え等)、第二百七十二條(株主の差止請求権)、第二百七十四條(業務監査権等)、第二百七十四條ノ二(取締役の監査役に対する報告義務)、第二百七十五條(株主総会に対する意見報告義務)、第二百七十五條ノ二(監査役の取締役に対する行為差止請求権)、第二百七十五條ノ四(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)並びに第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十條第三項及び第五項中「第一項二掲グルモノ」とあるのは「第一項二掲グル書類」と、同条第六項中「第二百八十二條第二項」とあるのは「労働金庫法第三十九條第九項」と、「前項二掲グルモノ」、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ(子会社ガ有有限会社ナルトキハ有有限会社法第七十五條第一項ニ於テ準用スル前項二掲グルモノ)」とあるのは「前項二掲グル書類」と、同法第四百二十一條第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「総会員(個人会員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員(個人会員ヲ除ク)」と、第三十七條第三項中「第三十九條第一項(業務報告書等の作成及び承認)」とあるのは「第六十八條において準用する商法第四百二十條第一項」と、同条第四項中「商法第二百六十六條第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)」から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六條第二項、第三項及び第五項」と、商法第二百四十四條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「労働金庫法、本法」と、同法第二百六十條第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「清算人」と、同法第二百六十條ノ四第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、同法第二百六十七條第四項

(設立の登記)

第六十九条 金庫の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内になければならない。

2 前項の登記においては、次の掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在場所
- 五 出資の一口の金額、総口数及び総額
- 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 公告方法
- 九 第九十一条の四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二十三条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
 - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に規定するもの
 - ロ 第九十一条の四第一項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(変更の登記)

第七十条 金庫において前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは、「労働金庫法第六十八条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ケ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第六十八条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第六十九条 金庫は、第二十六条（出資の払込）の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資の一口の金額、総口数及び総額
- 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 数人が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定
- 九 公告の方法
- 3 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第七十一条 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十二条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(削る)

(参事の登記)

第七十三条 金庫が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(吸収合併の登記)

第七十四条 金庫が吸収合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅金庫については解散の登記をし、吸収合併存続金庫については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第七十五条 二以上の金庫が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二

(事務所の移転の登記)

第七十一条 金庫が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第七十二条 前二条に規定するものの外、第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 第六十九条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第七十二条の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第七十三条 金庫が参事を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、また同様とする。

(解散の登記)

第七十四条 金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(合併の場合における登記)

第七十五条 金庫が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地

週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅金庫については解散の登記をし、新設合併設立金庫については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併消滅金庫が合意により定めた日

二 第六十四条第四項の認可を受けた日

(解散の登記)

第七十六条 第六十六条(第二号及び第三号を除く。)の規定により金庫が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第七十七条 清算が結了したときは、第六十七条において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第七十八条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 金庫の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に規定する場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する金庫が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十五条に規定する日から三週間以内

三 金庫の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記を、合併によつて消滅する金庫については解散の登記を、合併によつて成立する金庫については第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項の登記を、それぞれしなければならない。

第七十六条 削除

(清算結了の登記)

第七十七条 金庫の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方税務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十九条 金庫がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記）

第八十条 第七十四条、第七十五条及び第七十七条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第七十四条に規定する変更の登記は、第七十八条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

第八十一条 金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、会社法第九百三十七条第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（管轄登記所及び登記簿）

第八十二条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

第七十九条 金庫の設立の登記の申請書には、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条（出資の払込み）の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第六十二条第五項において準用する第五十六条第二項（出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する金庫（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本を添付しなければならない。

第八十条 削除

（事務所の新設、移転及び変更の登記の申請）

第八十一条 金庫の事務所の新設又は移転その他第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は移転その他登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少又は金庫の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十六条第二項（第六十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

第八十二条 削除

(設立の登記の申請)

第八十三条 金庫の設立の登記は、金庫を代表すべき者の申請によつてする。

2 金庫の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条の規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第八十四条 第六十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十七条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十五条 第七十六条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第八十六条 第七十七条の規定による清算結了の登記の申請書には、第六十七条において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併の登記)

第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸収合併契約書

二 総会の議事録(第六十二条の六第三項ただし書に規定する場合にあつては、理事会の議事録及び当該場合に該当することを証する書面(同条第五項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した会員がある場合にあっては、その会員の数が総会員数の六分の一未満であることを証する書面を含む。))

(解散の登記の申請)

第八十三条 第七十四条(解散の登記)の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

第八十四条及び第八十五条 削除

(清算結了の登記の申請)

第八十六条 第七十七条(清算結了の登記)の規定による清算結了の登記の申請書には、第六十八条(商法等の準用)において準用する商法第四百一十七条第一項(清算事務の終了の場合における決算報告書の承認)の規定による決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第八十七条 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくはその不存在若しくは無効を確認する判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百三十五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第四百十条(囑託書の添付書面)の規定を準用する。

三 第六十二条の六第六項において準用する第五十七条第二項の規定による公告及び催告（第六十二条の六第六項において準用する第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸収合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 吸収合併消滅金庫の総会の議事録

六 吸収合併消滅金庫において第六十二条の五第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告及び催告（第六十二条の五第四項において準用する第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 代表権を有する者の資格を証する書面

四 新設合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 新設合併消滅金庫の総会の議事録

六 新設合併消滅金庫において第六十二条の七第四項において準用する第五十七条第二項の規定による公告及び催告（第六十二条の七第四項において準用する第五十七条第三項の規定により公告を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（商業登記法の準用）

（登記事項の公告）

第八十八条 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（商業登記法の準用）

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令（委任）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 （略）

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第六十二条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四 六 （略）

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記等）第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第三百三十二条から第四百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十九条第二項」と読み替えるものとする。

（届出事項）

第九十一条 （同上）

一 （略）

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第六十二条第三項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四 六 （略）

2 （略）

2 (略)

(公告)

第九十一条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

2 金庫が前項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定款で定めることができる。

3 金庫が当該金庫の事務所の店頭に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続してそれぞれの公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第九十四条において準用する銀行法第十六条第一項前段の規定による公告 金庫がその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 前二号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

4 金庫が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合には、会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査をすることができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）及び第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「電子公告」とあるのは、「電子公告（労働金庫法第六十九条第二項第九号に規定する電子公告をいう）」と、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「労働金庫法第九十一条の四第三項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「労働金庫法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る）（業務

(新設)

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第九条（名義貸しの禁止）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一

報告書等）、第二十一条（同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四条から第二十六条まで（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の五（財務大臣への協議）並びに第五十七條の七第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七條の七第一項を除く。）中、「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、同法第九条中、「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3（略）

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「労働金庫代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中、「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第一項」と、同法第五十二條の四十二中、「第二條第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第二項各号」と、同法第五十二條の四十四第一項中、「第二條第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第二項第一号」と、同法第五十二條の六十一第二項中、「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九條の五に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「次条第四項、第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七條の七第二項」とあるのは「第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九條の三第三項、第八十九條の四、第九十一條第二項並びに第九十七條第一項及び第三項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中、「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

項から第三項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四条から第二十六条まで（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七條の二（財務大臣への協議）並びに第五十七條の四第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七條の四第一項を除く。）中、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九条中、「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3（略）

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「労働金庫代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中、「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第一項」と、同法第五十二條の四十二中、「第二條第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第二項各号」と、同法第五十二條の四十四第一項中、「第二條第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九條の三第二項第一号」と、同法第五十二條の六十一第二項中、「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九條の五に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「次条第四項、第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七條の四第二項」とあるのは「第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九條の三第三項、第八十九條の四、第九十一條第二項並びに第九十七條第一項及び第三項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中、「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(財務大臣への通知)

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十一条(届出事項)の規定による届出(同条第六号に係るもののうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法(以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。)第三十七条第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三・四 (略)

第百条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三・七 (略)

第百条の六 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)(同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百条の七 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)(の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為

(財務大臣への通知)

第九十六条の三 (同上)

一 (略)

二 第六十二条第三項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法(以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。)第三十七条第一項(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三・四 (略)

第百条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三・七 (略)

(新設)

第百条の六 (同上)

者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第百条、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号、第百条の五又は前条 各本条の罰金刑

2 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は労働金庫代理業者（労働金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 この法律の規定による登記を怠つたとき。

三 第十七条第二項、第三十七条の六第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四 (略)

四の二 第二十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条（第四十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定又は第六十七条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第二十四条第七項、第五十三条の二（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

一・二 (略)

三 第百条、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条 各本条の罰金刑

2 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第三十九条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は労働金庫代理業者（労働金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 この法律の規定に定める登記を怠つたとき。

三 第十七条第二項、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四 (略)

四の二 第二十四条第七項、第五十四条又は第六十八条において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

五 第二十四条第七項若しくは第五十四条において準用する商法第二百四十四条第一項から第三項までの規定、第四十二条若しくは第六十八条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項から第三項までの規定、第五十九条の二において準用する商法第三十二条第一項の規定又は第六十八条において準用する商法第二百四十四条第二項及び第三項若しくは第四百十九条第一項の規定に違反して議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第二十四条第八項、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十三
条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項若し
くは第三項の規定又は第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは
第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、
又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若
しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の二 第三十一条の規定に違反したとき。

七 第三十二条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しな
かつたとき。

八 第三十二条第八項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき
¹。

八の二 第三十五条第一項又は第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定
に違反したとき。

九 第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して
、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

九の二 第四十一条の二第十項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九
十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、
又は事実を隠ぺいしたとき。

九の二の二 第四十一条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定す
る常勤の監事を選定しなかつたとき。

九の二の三 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告
するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

九の三 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十四条第二項第一号の規定による
請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

十 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十四条第二項第二号の規定による請求
があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

六 第三十三条の規定に違反したとき。

六の二 第三十四条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任し
なかつたとき。

七 第三十四条第八項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき
¹。

八 第三十六条第一項又は第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違
反したとき。

八の二 第三十七条第四項（第四十二条において準用する場合を含む。）において準用する
商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

九 第三十八条（第六十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三十九条の
二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の二第五項若し
くは第八項の規定又は第六十八条において準用する商法第四百二十条第一項、第三項、第
五項又は第六項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載
せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写
を拒んだとき。

九の二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。

九の二の二 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」
という。）第三条第三項前段（準用商法特例法第五条の二第三項、第六条第三項及び第十
八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、そ
の請求に係る事項を会議の目的としなかつたとき。

九の二の三 準用商法特例法第三条第三項後段（準用商法特例法第十八条第三項において準
用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会
議に提出しなかつたとき。

九の三 準用商法特例法第六条の二第一項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし
、又は事実を隠したとき。

十 準用商法特例法第七条第一項（第二号を除く。）の規定又は第四十条（第六十八条にお
いて準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧
又は謄写を拒んだとき。

十の二 第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定又は第五十九条の三(第六十七条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十の三 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十の四 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任(一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。)(の手續をすることを怠つたとき。

十一 第四十二条第五項(第六十八条において準用する場合を含む。)(の規定による開示をすることを怠つたとき。

十二 第四十六条(第六十七条において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第三項、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十二条の五第一項、第三項若しくは第六項、第六十二条の六第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十二条の七第一項若しくは第三項若しくは第六十三条第七項の規定、第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項若しくは第六十二条の七第四項において準用する第五十七条第二項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四条第五項(銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 第五十七条第二項(第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。)(、第六十二条第三項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五(十九(略)

(削る)

(削る)

二十 清算の結了を遅延させる目的で、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十の二 この法律において準用する商法又は準用商法特例法の規定に定める検査又は調査を妨げたとき。

十の三 準用商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

十の四 準用商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監事を定める手續をしなかつたとき。

十一 第四十二条又は第六十八条において準用する商法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定に違反して理事会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十二 第四十六条(第六十八条において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第五項において準用する第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定若しくは銀行法第三十四条第四項(銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受けをしたとき。

十四 第五十六条第二項(第六十二条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十一条の規定、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五(十九(略)

十九の二 第六十六条において準用する商法第三百八十六条の規定による裁判所の財産保全の処分違反したとき。

十九の三 第六十六条において準用する商法第三百九十八条第一項の規定により裁判所が選任した管理人に事務の引渡しをしないとき。

二十 第六十八条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十一 第六十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。 二十二 第六十七条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。 二十三 第九十一条の二第二項の規定により付した条件（第三十一条、第五十八条の第三三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。 二十四 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。 二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。 二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行つべき財産の管理を行わないとき。 二十七 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。 2 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。 第百一条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。 一 第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 正当な理由がないのに、第九十一条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者 第百一条の二 第八条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれがある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。	二十一 第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたととき。 二十二 第六十八条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。 二十三 第九十一条の二第二項の規定により付した条件（第三十三条、第五十八条の第三三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条第三項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。 （新設） 二十四 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。 二十五 銀行法第五十二条の四十三の規定により行つべき財産の管理を行わないとき。 二十六 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。 2 商法第四百九十八条第一項、商法特例法第二十九条の二第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第四十二条において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。 （新設） （新設）
---	---

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第六条）

第二章 合併

第一節 普通銀行と長期信用銀行との合併（第七条・第八条）

第二節 銀行と協同組織金融機関との合併

第一款 銀行と協同組織金融機関との吸収合併（第九条―第十二条）

第二款 銀行と協同組織金融機関との新設合併（第十三条―第十六条）

第三節 協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併

第一款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併（第十七条・第十八条）

第二款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併（第十九条・第二十条）

第四節 合併における銀行の手続

第一款 消滅銀行の手続（第二十一条―第二十七条）

第二款 吸収合併存続銀行の手続（第二十八条―第三十二条）

第三款 新設合併設立銀行の手続（第三十三条）

第五節 合併における協同組織金融機関の手続

第一款 消滅協同組織金融機関の手続（第三十四条―第三十九条）

第二款 吸収合併存続協同組織金融機関の手続（第四十条―第四十四条）

第三款 新設合併設立協同組織金融機関の手続（第四十五条―第四十七条）

第六節 雑則（第四十八条―第五十四条）

第三章 転換

第一節 長期信用銀行が普通銀行となる転換（第五十五条）

第二節 普通銀行が信用金庫となる転換（第五十六条―第五十八条）

第三節 協同組織金融機関がする転換

第一款 協同組織金融機関が普通銀行となる転換（第五十九条―第六十条）

第二款 協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換（第六十一条・第六十二条）

第三款 転換をする協同組織金融機関の手続（第六十三条）

第四節 雑則（第六十四条―第六十七条）

第四章 雑則（第六十八条―第七十条）

第五章 罰則（第七十一条―第七十六条）

附則

目次

第一章 総則（第一条・第六条）

第二章 合併（第七条―第二十二條）

第三章 転換（第二十三条―第二十八条）

第四章 雑則（第二十九条―第三十一条）

第五章 罰則（第三十二条―第三十八條）

附則

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「吸収合併」とは、次条第一項各号に掲げる金融機関の合併であつて、合併により消滅する金融機関(以下「吸収合併消滅金融機関」という。)(の権利義務の全部を合併後存続する金融機関(以下「吸収合併存続金融機関」という。)(に承継させるものをいう。

5 この法律において「新設合併」とは、次条第一項各号に掲げる金融機関の合併であつて、合併により消滅する金融機関(以下「新設合併消滅金融機関」という。)(の権利義務の全部を合併により設立する金融機関(以下「新設合併設立金融機関」という。)(に承継させるものをいう。

6 この法律において「消滅金融機関」とは、吸収合併消滅金融機関及び新設合併消滅金融機関をいう。

7 この法律において「転換」とは、金融機関が第四条の規定により異種の金融機関となることをいう。
(削る)

8 この法律において「転換後金融機関」とは、第四条の規定により異種の金融機関となつた金融機関をいう。

9 この法律において「総会」とは、協同組織金融機関の通常総会又は臨時総会(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十条第一項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十五条第一項又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十五条第一項(総代会)の総代会を含む。)をいう。

10 この法律において「会員等」とは、信用金庫若しくは労働金庫の会員又は信用協同組合の組合員をいう。

11 この法律において「理事」又は「監事」とは、それぞれ協同組織金融機関の理事又は監事をいう。

(合併)

第三条 次に掲げる異種の金融機関は、合併をすることができる。この場合において、合併をする金融機関は、合併契約を締結しなければならない。

一・六 (略)

2 前項の場合において、吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、次の各号に掲

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 この法律において「転換」とは、金融機関が第四条の規定により異種の金融機関になることをいう。

5 この法律において「消滅金融機関」、「存続金融機関」又は「新設金融機関」とは、それぞれこの法律による合併により消滅する金融機関、当該合併後存続する金融機関又は当該合併により設立される金融機関をいう。
(新設)

6 この法律において「総会」とは、銀行の株主総会又は協同組織金融機関の通常総会若しくは臨時総会(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十条第一項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十五条第一項又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十五条第一項(総代会)の総代会を含む。)をいう。
(新設)

(新設)

(合併)

第三条 次に掲げる異種の金融機関は、合併を行うことができる。

一・六 (略)

2 前項の場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、次の各号に掲げる合併の区分に

げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関とする。

一・二 (略)

(転換)

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関となることができる。

- 一 長期信用銀行が普通銀行となること。
- 二 普通銀行がその組織を変更して信用金庫となること。
- 三 協同組織金融機関がその組織を変更して普通銀行となること。
- 四 信用金庫がその組織を変更して労働金庫又は信用協同組合となること。
- 五 労働金庫がその組織を変更して信用金庫又は信用協同組合となること。
- 六 信用協同組合がその組織を変更して信用金庫又は労働金庫となること。

(削る)

(認可)

第五条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設合併設立金融機関又は転換後金融機関は、その種類に応じ、銀行法第四条第一項、長期信用銀行法第四条第一項、信用金庫法第四条若しくは労働金庫法第六条(営業又は事業の免許)の免許又は中小企業等協同組合法第二十七条の二第二項(設立の認可)の認可を受けたものとみなす。

6 (略)

応じ、当該各号に定める金融機関とする。

一・二 (略)

(転換)

第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関となることができる。

- 一 長期信用銀行が普通銀行になること。
- 二 普通銀行がその組織を変更して信用金庫になること。
- 三 信用金庫がその組織を変更して普通銀行、労働金庫又は信用協同組合になること。
- 四 労働金庫がその組織を変更して普通銀行、信用金庫又は信用協同組合になること。
- 五 信用協同組合がその組織を変更して普通銀行、信用金庫又は労働金庫になること。

(合併に関する適用法規の原則)

第五条 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該銀行の合併に関する事項については、その営業の免許の基礎となつて法律及び商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の銀行又は株式会社の合併に関する規定に従い、又はその場合の例による。

2 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該信用金庫の合併に関する事項については、信用金庫法に定める合併の場合の例による。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が労働金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該労働金庫の合併に関する事項については、労働金庫法に定める合併の場合の例による。

4 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用協同組合である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該信用協同組合の合併に関する事項については、中小企業等協同組合法に定める合併の場合の例による。

(認可)

第六条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設金融機関又は転換後の金融機関は、その種類に応じ、銀行法第四条第一項、長期信用銀行法第四条第一項、信用金庫法第四条若しくは労働金庫法第六条(営業又は事業の免許)の免許又は中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項(設立の認可)の認可を受けたものとみなす。

6 (略)

7 吸収合併存続金融機関若しくは新設合併設立金融機関又は転換後金融機関が労働金庫である場合における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とする。

8 (略)

(業務の継続の特例)

第六条 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、その事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む同項の認可を受けた金融機関（以下「信託業務を営む金融機関」という。）が合併により消滅する場合）には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

3 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、第一項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

4 前三項の規定は、転換後金融機関が、その事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を転換により有することとなった場合について準用する。この場合において、第二項中「合併により消滅する」とあるのは「転換をする」と、前項中「合併の日」とあるのは「転換の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一節 普通銀行と長期信用銀行との合併

(債権者の異議)

第七条 普通銀行及び長期信用銀行が合併の決議をした場合には、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、長期信用銀行債（長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）に規定する長期信用銀行債をいう。以下同じ。）の権利者その他政令で定める債権者に対する会社法（平成十七年法律第 号）第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

7 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とする。

8 (略)

(新設)

第七条 金融機関は、合併（第三条第一項第一号から第六号までに掲げる金融機関の合併に限る。第十条の二、第十一条の二、第十七条及び第十七条の二を除き、以下同じ。）を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

2 商法第四百十三条ノ三第一項及び第二項（簡易な合併手続の要件）の規定は、前項の合併に係る存続金融機関が銀行である場合における当該存続金融機関たる銀行について準用する。

(新設)

(合併契約書の承認)

。この場合において、同条第一項中「第四百八条第一項」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号以下「合併転換法」ト謂フ）第七条第一項」と、同条第二項中「第四百九条ノ二」とあるのは「合併転換法第九条第一項」と読み替へるものとする。

3| 合併を行う銀行（前項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により第一項の承認を得ないで合併を行う銀行を除く。）における第一項の承認の決議（以下「合併決議」という。）については、次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第四百八条第四項から第六項まで（合併契約書の承認）の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、商法第三百四十八条第一項（株式の譲渡を制限する定款変更の決議方法）の決議の場合の例による。

4| 前項第二号の場合において、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫の会員となる資格を有しない株主があるときは、同号の合併決議のほか、当該株主による特定株主総会の決議があることを必要とする。

5| この法律及び商法の株主総会に関する規定は、前項の特定株主総会について準用する。この場合において、当該特定株主総会の決議については、第三項第二号の規定を準用する。

6| 合併を行う協同組織金融機関における合併決議については、それぞれ信用金庫法第四十八条、労働金庫法第五十三条又は中小企業等協同組合法第五十三条（特別の決議）の規定を準用する。

（総会招集の通知）

第八条 銀行は、合併決議を行う場合には、商法第二百三十二条（株主総会の招集通知）の規定による通知において、合併契約書の要領をも示さなければならない。

2| 協同組織金融機関が合併決議を行う場合には、前条第一項の総会（以下「合併総会」という。）の招集は、その会日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

（特定社債の発行）

第八条 前条の合併における吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、内閣総理大臣の認可を受けて、当分の間、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立金融機関の成立の日における長期信用銀行の資本金及び準備金（長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）に規定する準備金をいう。）の合計金額に三十倍を超えない範囲内において内閣府令で定める倍数を乗じて得た金額を限度として、特定社債を発行することができる。

2| 長期信用銀行法第九条から第十三条まで（長期信用銀行債の借換発行の場合の特例等）の規定は、前項の規定により普通銀行が発行する特定社債について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

（書類の備置き等）

第八条の二 銀行と合併を行う協同組織金融機関については、商法第四百八条ノ二第一項（合併契約書等の備置き）の規定を準用する。

2| 第三条第一項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の理

第二節 銀行と協同組織金融機関との合併

第一款 銀行と協同組織金融機関との吸収合併

(銀行が存続する吸収合併契約)

第九条 銀行と協同組織金融機関とが吸収合併をする場合において、吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併存続金融機関が銀行である旨並びに吸収合併後存続する銀行（銀行と協同組織金融機関との吸収合併後存続するものに限る。以下「吸収合併存続銀行」という。）の商号及び住所並びに吸収合併により消滅する協同組織金融機関（以下「吸収合併消滅協同組織金融機関」という。銀行と協同組織金融機関との吸収合併により消滅するものに限る。以下この款及び第四節第二款において同じ。）の名称及び住所

二 吸収合併存続銀行が吸収合併に際して吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続銀行の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 合併がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2 前項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて株式等を交付することを内容とするものでなければならない。

(銀行が存続する吸収合併の効力の発生等)

第十条 吸収合併存続銀行は、効力発生日に、吸収合併消滅協同組織金融機関の権利義務を承

事は、合併総会の会日の二週間前から合併の日後六月を経過する日まで、貸借対照表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（合併契約書等の閲覧等）の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同項第一号中、「第一項二掲グルモノガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは、「合併転換法ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ二第一項二掲グル書類」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(会員等に対する新株の割当てに関する措置)

第九条 存続金融機関又は新設金融機関たる銀行は、合併契約書に定める割当ての期日における消滅金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員（第十四条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。）に対して合併により発行する新株を割り当て、又は合併に際してする新株の発行に代えて、その所有する自己の株式を移転するものとする。

2 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行おうとする協同組織金融機関は、前項の規定により新株の割当て又は株式の移転を受けるべき会員又は組合員の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後当該協同組織金融機関への新たな出資又は持分の譲渡を承諾しないことができる。

3 協同組織金融機関は、前項の日を定めたときは、これを公告しなければならない。

(新設合併の設立委員等)

第十条 合併により金融機関を設立する場合には、定款の作成その他設立に関する行為（協同

継する。

- 2 吸収合併消滅協同組織金融機関の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- 3 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等（第三十七条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。）は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。
- 4 前三項の規定は、第三十一条において準用する第二十六条の規定若しくは第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は前条第一項に規定する吸収合併を中止した場合には、適用しない。

（削る）

（信用金庫が存続する吸収合併契約）

- 第十一条 普通銀行と信用金庫とが吸収合併をする場合において、吸収合併存続金融機関が信用金庫であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 吸収合併存続金融機関が信用金庫である旨並びに吸収合併後存続する信用金庫（普通銀行と信用金庫との吸収合併後存続するものに限る。以下「吸収合併存続信用金庫」という。）の名称及び住所並びに吸収合併により消滅する銀行（普通銀行と信用金庫との吸収合併により消滅するものに限る。以下「吸収合併消滅銀行」という。）の商号及び住所
 - 二 吸収合併存続信用金庫が吸収合併に際して吸収合併消滅銀行の株主に対してその株式に代わる出資等（協同組織金融機関の出資又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項
 - イ 当該出資等が吸収合併存続信用金庫の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（吸収合併存続信用金庫の会員となることができない吸収合併消滅銀行の株主がある場合にあっては、当該株主に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）

組織金融機関を設立する場合にあつては、役員を選任を含む。）は、合併を行う各金融機関において選任した設立委員が共同して行わなければならない。

- 2 前項に規定する設立委員のうち、銀行において選任するものの選任については、商法第三百四十三条（定款変更の決議方法）の規定を準用する。
- 3 第一項に規定する役員を選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。
- 一 新設金融機関が信用金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用金庫の会員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。
- 二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。
- 三 新設金融機関が信用協同組合である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

（債権者の異議）

第十条の二 銀行が合併（第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併に限る。）の決議をした場合においては、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者に対する商法第四百十二条第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

第十一条 合併を行う金融機関は、合併決議の日から一週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

- 2 前項の期間は、一月を下つてはならない。
- 3 第一項の公告は、合併を行う銀行にあつては、官報をもつてしなければならない。
- 4 合併を行う銀行が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載するときは、当該銀行による各別の催告は、することを要しない。
- 5 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものと同みなす。
- 6 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業

並びに吸収合併存続信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項
ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅銀行の株主（吸収合併存続信用金庫を除く。）
に対する同号の出資等の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続信用金庫が吸収合
併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭
の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、吸収合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号
の金銭の割当てに関する事項

六 効力発生日

2 前項に規定する場合において、吸収合併消滅銀行が種類株式発行会社であるときは、吸収
合併存続信用金庫及び吸収合併消滅銀行は、吸収合併消滅銀行の発行する種類の株式の内容
に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して出資等の割当てをしないこととするときは、その旨及び
当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、出資等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行
うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅銀
行の株主（吸収合併存続信用金庫及び吸収合併消滅銀行並びに前項第一号の種類の株式の株
主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつ
ては、各種類の株式の数）に応じて出資等を交付することを内容とするものでなければなら
ない。

（削る）

（信用金庫が存続する吸収合併の効力の発生等）

第十二条 吸収合併存続信用金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅銀行の権利義務を承継する

2 吸収合併消滅銀行の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつ
て第三者に対抗することができない。

3 前条第一項第一号イに規定する場合には、吸収合併消滅銀行の株主（吸収合併存続信用金
庫の会員となる）ができないものを除く。）は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項

務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権
者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第十一条の二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第七
条第二項（異議のある受益者）の規定は、信託業務（同法第一条第一項（兼営の認可）に規
定する信託業務をいう。第十七条第二項において同じ。）を営む金融機関の合併につき異議
を述べた受益者がある場合について準用する。

（合併に反対する株主の株式買取請求権）

第十二条 銀行と協同組織金融機関とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融
機関が銀行であるときは、合併を行う銀行（第七条第二項において準用する商法第四百十二
条ノ三第一項（簡易な合併手続の要件）の規定により第七条第一項の承認を得ないで合併を
行う銀行を除く。）の株主で、合併総会に先立つて当該銀行に対し書面をもつて合併に反対
の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対したものは、当該銀行に
対し、その者の所有する株式を、合併決議がなかつたならばその株式の有していたであらう

についての定めに従い、同項第二号イの出資を有する吸収合併存続信用金庫の会員となる。

4 吸収合併消滅銀行の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

5 前各項の規定は、第二十六条の規定若しくは第四十三条において準用する第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は前条第一項に規定する吸収合併を中止した場合には、適用しない。

(削る)

第二款 銀行と協同組織金融機関との新設合併

(銀行を設立する新設合併契約)

第十三条 銀行と協同組織金融機関とが新設合併をする場合において、新設合併設立金融機関が銀行であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併設立金融機関が銀行である旨並びに新設合併により消滅する銀行(銀行と協同組織金融機関との新設合併により消滅するものに限る。以下「新設合併消滅銀行」という。又は新設合併により消滅する協同組織金融機関(以下「新設合併消滅協同組織金融機関」という。銀行と協同組織金融機関との新設合併により消滅するものに限る。以下この款において同じ。)の商号又は名称及び住所

二 新設合併により設立する銀行(銀行と協同組織金融機関との新設合併により設立するも

公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

2 商法第二百四条ノ二第二項及び第三項(電磁的方法による請求)の規定は前項の通知について、それぞれ、同法第一百四十五条ノ三(買取請求の手続)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第三百三十二条ノ六(株式買取価格の決定)の規定は前項の請求について、それぞれ準用する。

3 第一項の合併を行なう銀行は、同項の請求に基づき取得した自己の株式を相当の時期に処分しなければならない。

第十二条の二 銀行を存続金融機関とする合併において当該存続金融機関たる銀行が第七条第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合には、当該銀行については、同法第四百十三条ノ三第三項から第九項まで(簡易な合併手続の場合における株式買取請求等)の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百十二条第一項」とあるのは「合併転換法第十一条第一項」と、「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは「合併決議の日」と読み替えるものとする。

2 非訟事件手続法第二百六条第一項(管轄裁判所)及び第三百三十二条ノ六(株式買取価格の決定)の規定は前項において準用する商法第四百十三条ノ三第七項(株式買取請求に関する規定の簡易な合併手続への準用)において準用する同法第二百四十五条ノ三第三項から第六項まで(買取請求の手続)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)の規定を適用する場合について、前条第三項の規定は前項において準用する同法第四百十三条ノ三第五項(簡易な合併手続における株式買取請求)の請求に基づき取得した自己の株式について、それぞれ準用する。

(新設)

(合併に反対する株主の支払請求権等)

第十三条 普通銀行と信用金庫とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、消滅金融機関たる普通銀行は、次に掲げる株主に対し、合併決議がなかつたならばその者の所有する株式の有していたであろう公正な価格に相当する金額を合併の日を支払わなければならない。

一 合併総会に先立つて当該普通銀行に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対した株主で、合併決議の日から二十日以内に当該普通銀行に対し書面をもつて当該金額の支払を請求したもの

二 合併契約書に定める出資の割当ての期日において当該信用金庫の会員たる資格を有しな

のに限る。以下「新設合併設立銀行」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立銀行の定款で定める事項

四 新設合併設立銀行の設立に際して取締役となる者の氏名及び会計監査人となる者の氏名又は名称

五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設合併設立銀行が会計参与設置会社である場合 新設合併設立銀行の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設合併設立銀行が監査役設置会社である場合 新設合併設立銀行の設立に際して監査役となる者の氏名

六 新設合併設立銀行が新設合併に際して新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付するその株式又は出資に代わる当該新設合併設立銀行の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関を除く。）又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立銀行が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立銀行の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立銀行の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅銀行の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立銀行が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立銀行の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

21 前項に規定する場合において、新設合併消滅銀行の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅金融機関は、新設合併消滅銀行の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅銀行の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

「ある種類の株式の株主に対して新設合併設立銀行の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

い 株主

2 前項の信用金庫は、同項各号に掲げる者に対しては、出資の割当てをしないものとする。

3 商法第二百四条ノ二第二項及び第三項（電磁的方法による請求）の規定は、第一項第一号の通知及び請求について準用する。

4 第一項の規定により支払うべき金額の決定について、合併決議の日から六十日以内（同項第二号に掲げる株主については、出資の割当ての期日から三十日以内）に、同項の普通銀行と株主との間で協議が整わないときは、株主は、裁判所に対し価格の決定を請求することができる。

5 前項の価格の決定があつたときは、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫は、裁判所の決定する価格に対する合併の日後の法定利息をも支払わなければならない。

6 非訟事件手続法第二百六条第一項（管轄裁判所）並びに第三百三十二条ノ六第二項及び第三項（株式買取価格の決定）の規定は、第三項の請求による価格の決定について準用する。

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立銀行の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）及び新設合併消滅協同組織金融機関の会員等の出資の口数に応じて新設合併設立銀行の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

（銀行を設立する新設合併の効力の発生等）

第十四条 新設合併設立銀行は、その成立の日に、新設合併消滅金融機関の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等は、新設合併設立銀行の成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

3 新設合併消滅銀行の新株予約権は、新設合併設立銀行の成立の日に、消滅する。

4 前条第一項第八号イに規定する場合には、新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者は、新設合併設立銀行の成立の日に、同項第九号に掲げる事項についての定めに従い、同項第八号イの新設合併設立銀行の新株予約権の新株予約権者となる。

（信用金庫を設立する新設合併契約）

第十五条 普通銀行と信用金庫とが新設合併をする場合において、新設合併設立金融機関が信用金庫であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併設立金融機関が信用金庫である旨並びに新設合併消滅金融機関の商号又は名称及び住所

二 新設合併により設立する信用金庫（普通銀行と信用金庫との新設合併により設立するものに限り、以下「新設合併設立信用金庫」という。）の事業、名称及び地区並びに事務所
の名称及び所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立信用金庫の定款で定める事項

四 新設合併消滅金融機関において選任した設立委員の氏名

五 新設合併設立信用金庫が新設合併に際して新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその株式又は出資に代わる当該新設合併設立信用金庫の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立信用金庫の会員

（合併に反対する会員等の持分払戻請求権）

第十四条 合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、合併総会に先立つて当該協同組織金融機関に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知したもの（第三項の規定に該当するものを除く。）は、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退することができる。

2 信用金庫法第十八条、労働金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十條（脱退者の持分の払戻し）の規定は、前項の規定により脱退する場合について準用する。この場合には、合併の日をこれらの規定に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

3 第三条第一項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、存続金融機関又は新設金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員となる資格を有しないものは、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退したものとみなして、信用金庫法第十八条、労働金庫法第十八条又は中小企業等協同組合法第二十條（脱退者の持分の払戻し）の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（合併の登記）

第十五条 金融機関が合併を行なうときは、存続金融機関については変更の登記を、新設金融機関については設立の登記を、消滅金融機関については解散の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをすることができる。

となることできない新設合併消滅銀行の株主又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等がある場合にあっては、当該株主又は会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項

六 前号に規定する場合には、新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関を除く。）又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の出資の割当てに関する事項

七 新設合併消滅銀行が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立信用金庫が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、新設合併消滅銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合において、新設合併消滅銀行の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅金融機関は、当該新設合併消滅銀行（種類株式発行会社に限る。以下この項において同じ。）の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項（当該新設合併消滅銀行の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立信用金庫の出資の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立信用金庫の出資の割当てについて株式の種類、ことと異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅銀行の株主（新設合併消滅金融機関及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）及び新設合併消滅協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて第一項第六号の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

（信用金庫を設立する新設合併の効力の発生等）

第十六条 新設合併設立信用金庫は、その成立の日に、新設合併消滅金融機関の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅銀行の株主及び新設合併消滅協同組織金融機関の会員等（新設合併設立信用金庫の会員となることできない新設合併消滅銀行の株主及び新設合併消滅協同組織金融機関の会員等を除く。）は、新設合併設立信用金庫の成立の日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の出資を有する新設合併設立信用金庫の会員となる。

3 新設合併消滅銀行の新株予約権は、新設合併設立信用金庫の成立の日に、消滅する。

（合併の効力発生及び効果）

第十六条 金融機関の合併は、存続金融機関又は新設金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 存続金融機関又は新設金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

第三節 協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併

第一款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併

(協同組織金融機関の吸収合併契約)

第十七条 協同組織金融機関が第三条第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。)(の合併をする場合において、その合併が吸収合併であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する協同組織金融機関(以下「吸収合併存続協同組織金融機関」という。協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併後存続するものに限る。以下この款において同じ。)(の種類並びに名称及び住所並びに吸収合併消滅協同組織金融機関(協同組織金融機関と協同組織金融機関との吸収合併により消滅するものに限る。以下この款において同じ。)(の名称及び住所)

二 吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる出資等を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項

イ 当該出資等が吸収合併存続協同組織金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法(吸収合併存続協同組織金融機関の会員等となることができないう吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等がある場合にあつては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。)(並びに当該吸収合併存続協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項)

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の出資等の割当てに関する事項

四 効力発生日

2 前項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて同号の出資等を交付することを内容とするものでなければならない。

(削る)

(新設)

(新設)

(業務の継続の特例)

第十七条 存続金融機関又は新設金融機関は、その営業又は事業に関する法令により行なうことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合に、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

3 存続金融機関又は新設金融機関は、第一項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

(債券の発行の特例)

第十七条の二 普通銀行と長期信用銀行とが合併を行う場合において、存続金融機関又は新設金融機関が普通銀行であるときは、当該普通銀行は、内閣総理大臣の認可を受けて、当分の間、当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金(長期信用銀行法第八条(債券の発行)に規定する準備金をいう。)(の合計金額に三十倍を超えない範囲内において内閣府令で定める倍数を乗じて得た金額を限度として、債券を発行することができる。

2 長期信用銀行法第九条から第十三条まで(債券の借換発行の場合の特例等)(の規定は、前

(吸収合併の効力の発生等)

第十八条 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日に、吸収合併消滅協同組織金融機関の権利義務を承継する。

2| 吸収合併消滅協同組織金融機関の吸収合併による解散は、合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3| 前条第一項第二号イに規定する場合には、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等(吸収合併存続協同組織金融機関の会員等となることができないものを除く。)は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの出資を有する吸収合併存続協同組織金融機関の会員等となる。

4| 前三項の規定は、第三十八条(第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による手続が終了していない場合又は前条第一項に規定する吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第二款 協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併

(協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併契約)

第十九条 協同組織金融機関が第三條第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。)の合併をする場合において、その合併が新設合併であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅協同組織金融機関(協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併により消滅するものに限る。以下この款において同じ。)の名称及び住所

二 新設合併により設立する協同組織金融機関(以下「新設合併設立協同組織金融機関」という。協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併により設立するものに限る。以下この款において同じ。)の種類並びに新設合併設立協同組織金融機関の事業、名称及び地区並びに事務所の名称及び所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立協同組織金融機関の定款で定める事項

四 新設合併消滅金融機関において選任した設立委員の氏名

五 新設合併設立協同組織金融機関が新設合併に際して新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対してその出資に代わる当該新設合併設立協同組織金融機関の出資を交付するとき、又は、当該出資の口数又はその算定方法(新設合併設立協同組織金融機関の会員等となることのできない新設合併消滅協同組織金融機関の会員等がある場合にあっては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。)並びに当該新設合併設立協同組織

項の規定により発行する債券について準用する。

(準備金の積立て)

第十八条 金融機関が合併を行った場合において、消滅金融機関から承継した財産の価額が、当該金融機関から承継した債務の額、当該金融機関の株主、会員又は組合員に支払った金額及び存続金融機関たる銀行が第九條第一項の規定により消滅金融機関たる協同組織金融機関の会員又は組合員に移転した株式につき会計帳簿に記載した価額の合計額並びに存続金融機関の増加した資本若しくは出資の額又は新設金融機関の資本若しくは出資の額を超えるときは、その超える額については、次に定めるところによる。

一 存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、商法第二百八十八条ノ二第一項(資本準備金)の資本準備金として積み立てなければならない。この場合には、同条第五項(合併の場合の準備金の積立て)の規定を準用する。

二 存続金融機関又は新設金融機関が協同組織金融機関であるときは、政令で定める額を除くほか、当該協同組織金融機関が法律の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(新設)

金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

六 前号に規定する場合には、新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対する同号の出資の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、新設合併により消滅する協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて新設合併設立協同組織金融機関の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

(協同組織金融機関と協同組織金融機関との新設合併の効力の発生等)

第二十条 新設合併設立協同組織金融機関は、その成立の日に、新設合併消滅協同組織金融機関の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅協同組織金融機関の会員等(新設合併設立協同組織金融機関の会員等となることができないものを除く。)は、新設合併設立協同組織金融機関の成立の日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の出資を有する新設合併設立協同組織金融機関の会員等となる。

第四節 合併における銀行の手続

第一款 消滅銀行の手続

(合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二十一条 協同組織金融機関との吸収合併又は新設合併により消滅する普通銀行(以下「消滅銀行」という。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日(以下この款において「効力発生日等」という。)までの間、合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日の二週間前の日

二 第二十三条第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第二十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 消滅銀行の株主及び債権者は、消滅銀行に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅銀行の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

(新設)

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅銀行の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

〔合併契約の承認〕

第二十二條 消滅銀行は、効力発生日等の前日までに、株主総会の決議によつて、前条第一項の合併の合併契約の承認を受けなければならない。

2| 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3| 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 吸収合併後信用金庫が存続する場合

二 新設合併により信用金庫を設立する場合

三 新設合併により銀行を設立する場合において、次のイ及びロのいずれにも該当するとき

イ 消滅銀行の株主に対して交付する株式の全部又は一部が譲渡制限株式であること。

ロ 消滅銀行が公開会社（会社法第一条第五号（定義）に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であり、かつ、種類株式発行会社でないこと。

4| 消滅銀行（種類株式発行会社に限る。）の株主に対して交付する株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等（会社法第七百八十三条第三項（吸収合併契約等の承認等）に規定する譲渡制限株式等をいう。以下同じ。）であるときは、当該合併は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5| 第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定は、前項の種類株主総会について準用する。

6| 普通銀行と信用金庫との合併により信用金庫が存続する場合又は信用金庫を設立する場合において、消滅銀行の株主のうち、当該信用金庫の会員となる資格を有しないもの（以下「特定株主」という。）があるときは、当該特定株主を構成員とする株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

7| 会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）及び第三百二十五条（株主総会に関する規定の準用）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百二十五条中「ある種類の株式の株主」とあるのは、「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項の特定株主」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等」（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは、「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する特定株主、取締役、監査役、理事、監事又は清算人（消滅銀行が委員会設置会社である場合にあつては、同項に規定する特定株主、取締役、執行役、理事、監事又は清算人）」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」「とあるのは「取締役、監査役、理事、監事又は清算人（会社法第三百四十六条第一項（同法第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役若しくは清算人としての権利義務を有する者又は信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。））、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）若しくは中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事、監事若しくは清算人としての権利義務を有する者を含む。）」「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

（株主等に対する通知等）

第二十三条 消滅銀行は、効力発生日等の二十日前までに、その株主及び登録株式質権者並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者に対し、第二十一条第一項の合併をする旨並

びに次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関の商号又は名称及び住所を通知しなければならない。

一 吸収合併 吸収合併存続信用金庫

二 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（株式買取請求）

第二十四条 次に掲げる株主は、消滅銀行に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 第二十一条第一項の合併の合併契約の承認をするための株主総会（種類株主総会及び第二十二条第六項の特定株主を構成員とする株主総会を含む。以下この項において同じ。）に先立つて当該合併に反対する旨を当該銀行に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第七百八十六条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権買取請求）

第二十五条 消滅銀行の新株予約権の新株予約権者は、消滅銀行に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

2 会社法第七百八十七条第五項から第七項まで（新株予約権買取請求）、第七百八十八条（第五項各号を除く。）、（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、同法第七百八十八条第五項（各号を除く。）、中「次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(債権者の異議)

第二十六条 消滅銀行の債権者は、消滅銀行に対し、第二十一条第一項の合併について異議を述べることができる。

2 消滅銀行は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、社債権者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者（社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 第二十一条第一項の合併をする旨

二 次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関の商号又は名称及び住所

イ 吸収合併 吸収合併存続信用金庫

ロ 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

三 前号の金融機関（銀行に限る。）の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅銀行が同項の規定による公告を、官報のほか、銀行法第五十七条各号（銀行等の公告方法）に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、第二十一条第一項の合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅銀行は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。）に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条第二項（異議のある受益者）の規定は、信託業務を営む消滅銀行がする第二十一条第一項の合併について異議を述べた受益者がある場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることをできる期間を延長することができる。

8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条（社債管理者の設置）の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

9 会社法第八百八十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十一号に係る部分に

限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併の効力発生日の変更）

第二十七条 消滅銀行は、吸収合併存続信用金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

2| 前項の場合には、消滅銀行は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3| 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を変更前の効力発生日とみなして、この節及び第十二条の規定を適用する。

第二款 吸収合併存続銀行の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二十八条 銀行と協同組織金融機関とが吸収合併をする場合には、吸収合併存続銀行は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について株主総会（種類株主総会を含む。以下この号において同じ。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第三十一条において準用する第二十三条第一項の規定による通知の日又は第三十一条において準用する第二十三条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第三十一条において準用する第二十六条第一項の規定による公告の日又は第三十一条において準用する同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 第二十一条第二項の規定は、吸収合併存続銀行が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認等）

第二十九条 吸収合併存続銀行（前条第一項の吸収合併に係るものに限る。以下この款において同じ。）は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2| 承継する吸収合併消滅協同組織金融機関の資産に吸収合併存続銀行の株式が含まれる場合

には、当該吸収合併存続銀行の取締役は、前項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

3] 吸収合併存続銀行が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する株式等が吸収合併存続銀行の株式である場合には、前条第一項の吸収合併は、第九条第一項第二号イの種類株式（譲渡制限株式であつて、会社法第百九十九条第四項（募集事項の決定）の定款の定めがないものに限る。）の株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4] 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

5] 前項の規定は、第三項の種類株主総会について準用する。

（吸収合併契約の承認を要しない場合等）

第三十条 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続銀行の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続銀行の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続銀行が公開会社でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する吸収合併存続銀行の株式の数に一株当たり純資産額（一株当たりの純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続銀行の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2] 前項本文に規定する場合において、内閣府令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条において準用する第二十三条第一項の規定による通知又は次条において準用する第二十三条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続銀行に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない

（準用規定）

第三十一条 第二十三条（第一項第二号を除く。）、第二十四条及び第二十六条（第二項第二号口を除く。）の規定は、吸収合併存続銀行について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「住所」とあるのは「住所（第二十九条第二項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

（吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三十二条 吸収合併存続銀行は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続銀行が承継した吸収合併消滅協同組織金融機関の権利義務その他の第二十八条第一項の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続銀行は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 第二十一条第二項の規定は、吸収合併存続銀行が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新設合併設立銀行の手續

第三十三条 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条、第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）（設立）の規定は、新設合併設立銀行の設立については、適用しない。

2 新設合併設立銀行の定款は、当該新設合併における消滅金融機関が作成する。

3 新設合併設立銀行は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立銀行が承継した新設合併消滅金融機関の権利義務その他の当該新設合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

4 新設合併設立銀行は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

5 第二十一条第二項の規定は、新設合併設立銀行が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 合併における協同組織金融機関の手續

（新設）

第一款 消滅協同組織金融機関の手續

(合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第三十四条 吸収合併又は新設合併により消滅する協同組織金融機関(以下「消滅協同組織金融機関」という。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日(以下「効力発生日等」という。)までの間、合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

一 次条第一項の総会の日の二週間前の日

二 第三十六条第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第三十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

2| 消滅協同組織金融機関の会員等及び債権者は、消滅協同組織金融機関に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅協同組織金融機関の定め

たものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3| 銀行と協同組織金融機関とが合併をする場合には、消滅協同組織金融機関は、吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行の交付する株式等を受ける会員等の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後当該消滅協同組織金融機関への新たな出資又は出資の譲渡を承諾しないことができる。

4| 消滅協同組織金融機関は、前項の日を定めたときは、その日を公告しなければならない。

(合併契約の承認)

第三十五条 消滅協同組織金融機関は、効力発生日等の前日までに、総会の決議によつて、前条第一項の合併の合併契約の承認を受けなければならない。

2| 前項の総会の決議は、総会員等の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3| 信用金庫法第四十九条第六項(総代会)及び第五十条(総会と総代会の関係)の規定は、信用金庫が消滅協同組織金融機関である場合について準用する。この場合において、必要な

技術的読替えは、政令で定める。

- 4| 労働金庫法第五十五条第六項（合併等の決議に係る通知）及び第五十五条の二（総会と総代会の関係）の規定は、労働金庫が消滅協同組織金融機関である場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 5| 中小企業等協同組合法第五十五条の二（信用協同組合等の総代会の特例）の規定は、信用協同組合が消滅協同組織金融機関である場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員等に対する通知等）

第三十六条 消滅協同組織金融機関は、効力発生日等（前条第一項の決議を総代会において行う場合にあつては、その会日と効力発生日等のいずれか早い日）の二十日前までに、その会員等及び知れている出資を目的とする質権者に対し、第三十四条第一項の合併をする旨並びに次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関の商号又は名称及び住所を通知しなければならない。

一 吸収合併 吸収合併存続金融機関

二 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

- 2| 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（合併に反対する会員等の出資払戻請求権）

第三十七条 次に掲げる会員等は、消滅協同組織金融機関に対し、自己の有する出資の払戻しを請求することにより、効力発生日等に当該消滅協同組織金融機関を脱退することができる。

一 第三十四条第一項の合併の合併契約の承認を目的とする総会に先立つて当該合併に反対する旨を当該消滅協同組織金融機関に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員等（当該総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該総会において議決権を行使することができない会員等

- 2| 前項の払戻しに係る出資は、効力発生日等における消滅協同組織金融機関の財産によつて定める。

- 3| 第三条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）の合併における消滅協同組織金融機関の会員等であつて、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関の会員等となる資格を有しないものは、効力発生日等に当該消滅協同組織金融機関を脱退したものとみなして、前項の規定を適用する。

（債権者の異議）

第三十八条 消滅協同組織金融機関の債権者は、消滅協同組織金融機関に対し、第三十四条第

一項の合併について異議を述べることができる。

2| 消滅協同組織金融機関は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、全国連合会債（信用金庫法第五十四条の二に規定する全国連合会債をいう。）の権利者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一| 第三十四条第一項の合併をする旨

二| 次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関の商号又は名称及び住所

イ| 吸収合併 吸収合併存続金融機関

ロ| 新設合併 他の消滅金融機関及び新設合併設立金融機関

三| 前号の金融機関（銀行に限る。）の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

四| 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3| 前項の規定にかかわらず、消滅協同組織金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか（信用金庫法第八十七条の四第一項各号（公告）、労働金庫法第九十一条の四第一項各号（公告）又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号（定款）に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4| 第二十六条第四項から第六項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併の効力発生日の変更）

第三十九条 消滅協同組織金融機関は、吸収合併存続金融機関との合意により、効力発生日を変更することができる。

2| 前項の場合には、消滅協同組織金融機関は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3| 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を変更前の効力発生日とみなして、この節並びに第十条及び第十八条の規定を適用する。

第二款 吸収合併存続協同組織金融機関の手続

（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第四十条 吸収合併存続協同組織金融機関は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

「吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の二週間前の日

二 第四十三条において準用する第三十六条第一項の規定による通知の日又は第四十三条において準用する第三十六条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第四十三条において準用する第三十八条第二項の規定による公告の日又は第四十三条において準用する同項の規定による催告の日のいずれか早い日

21 第三十四条第二項の規定は、吸収合併存続協同組織金融機関が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認等）

第四十一条 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

21 第三十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併契約の承認を要しない場合等）

第四十二条 前条の規定は、消滅金融機関の総株主又は総会員等（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の数が吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、消滅金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続協同組織金融機関の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合には、適用しない。

21 吸収合併存続協同組織金融機関の総会員等の六分の一以上の会員等（労働金庫にあつては、個人会員を除く。）が次条において準用する第三十六条第一項の規定による通知又は次条において準用する第三十六条第二項の公告の日から二週間以内に当該吸収合併に反対する旨を吸収合併存続協同組織金融機関に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

（会員等に対する通知等）

第四十三条 第三十六条（第一項第二号を除く。）、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条（第二項第二号を除く。）の規定は、吸収合併存続協同組織金融機関について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「次に掲げる会員等」とあるのは「次に掲げる会員等（第四十二条第一項に規定する場合にあつては、すべての会員等）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四十四条 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続協同組織金融機関が承継した消滅金融機関の権利義務その他の吸収合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 吸収合併存続協同組織金融機関は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3| 第三十四条第二項の規定は、吸収合併存続協同組織金融機関が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新設合併設立協同組織金融機関の手続

(新設合併設立協同組織金融機関の設立の特則)

第四十五条 信用金庫法第三章(第二十三条第三項及び第二十七条を除く。)(設立及び事業免許の申請)の規定は、新設合併により設立する信用金庫の設立については、適用しない。

2| 労働金庫法第三章(第二十七条を除く。)(設立及び事業免許の申請)の規定は、新設合併により設立する労働金庫の設立については、適用しない。

3| 中小企業等協同組合法第二章第四節(第三十条を除く。)(設立)の規定は、新設合併により設立する信用協同組合の設立については、適用しない。

(新設合併設立協同組織金融機関の設立委員等)

第四十六条 新設合併設立協同組織金融機関の定款の作成その他設立に関する行為並びに理事及び監事の選任は、新設合併消滅金融機関において選任した設立委員が共同して行わなければならない。

2| 前項に規定する理事の選任については、次の各号に定めるところによるものとし、同項に規定する理事及び監事の任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。

一| 新設合併設立協同組織金融機関が信用金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用金庫の会員になろうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

二| 新設合併設立協同組織金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)(になろうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

三| 新設合併設立協同組織金融機関が信用協同組合である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員になろうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四十七条 新設合併設立協同組織金融機関は、成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立協同組織金融機関が承継した消滅金融機関の権利義務その他の当該合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 新設合併設立協同組織金融機関は、成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 第三十四条第二項の規定は、新設合併設立協同組織金融機関が備え置く前項の書面又は電磁的記録について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 雑則

(質権の効力)

第四十八条 消滅金融機関の株式又は出資を目的とする質権は、当該消滅金融機関の株主又は会員等が合併により受けるべき金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)について存在する。

(削る)

(差押えの効力)

第四十九条 消滅金融機関の株式又は出資の差押え(仮差押えを含む。次項において同じ。)は、当該消滅金融機関の株主又は会員等が合併により受けるべき金銭等にその効力を有する。

2 前項の規定は、消滅銀行の株式については、その差押えにつき執行官又は滞納処分(その例による処分を含む。)を執行する機関から当該消滅銀行に対し通知があつたもの限り適用する。

3 (略)

(資本金及び準備金として計上すべき額等)

第五十条 第三条第一項第一号から第六号までに掲げる金融機関の合併に際して当該金融機関の資本金又は準備金として計上すべき額その他計算に関し必要な事項については、内閣府令で定める。

(一口に満たない端数)

第五十一条 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。) から第五項まで() に満たない端

(新設)

(質権の効力)

第十九条 消滅金融機関の株式又は持分を目的とする質権は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2| 消滅金融機関は、合併決議を行なつたときは、当該決議の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

(差押えの効力)

第二十条 消滅金融機関の株式又は持分の差押え(仮差押えを含む。次項において同じ。)は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併により受けるべき金銭、株式又は持分にその効力を有する。

2 前項の規定は、消滅金融機関たる銀行の株式については、その差押えにつき執行官又は滞納処分(その例による処分を含む。)を執行する機関から当該銀行に対し通知があつたもの限り適用する。

3 (略)

(新設)

(新設)

数の処理)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、協同組織金融機関がする合併により出資の口数に一口に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「取締役」とあるのは「理事」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議」とあるのは「理事会を設置する協同組織金融機関においては、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(合併の登記)

第五十二条 金融機関が合併をしたときは、消滅金融機関については解散の登記を、吸収合併存続金融機関については変更の登記を、新設合併設立金融機関については設立の登記をしなければならない。

2 前項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

(会社法の準用)

第五十三条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。))(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第

(商法等の準用)

第二十一条 商法第四百十四条ノ二(同条第二項において同法第二百八十一条第三項並びに第四百八条ノ二第三項第三号及び第四号を準用する部分を除く。)(合併事項を記載した書面の備置き等)の規定は、普通銀行と信用金庫とが合併を行う場合における存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫について準用する。

2 商法第二百二十条(端株の処置)並びに非訟事件手続法第二百六条第一項(管轄裁判所)及び第三百三十二条ノ三(端株の任意売却許可の申請)の規定は、次の場合について準用する。

一 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行う協同組織金融機関につき新株の割当てに適しない端数の出資がある場合

二 信用金庫を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行う普通銀行につき出資の割当てに適しない端数の株式がある場合

3 商法第四百十五条(合併の無効)並びに非訟事件手続法第二百六条第一項(管轄裁判所)、第三百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第四百十条(裁判の謄本の添附)の規定は、金融機関の合併について準用する。

(新設)

(新設)

八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力の及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は第三條第一項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあり、及び「株主等、社員等」とあるのは「株主等、会員等、理事、監事若しくは清算人（協同組織金融機関と協同組織金融機関との合併にあつては、会員等、理事、監事又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二百十九條第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百二十條並びに第二百九十三條第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、消滅銀行について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百四十條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は消滅銀行が同法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九條第一項又は第二百九十三條第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十條第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は消滅銀行が同法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十條第一項（同法第二百九十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）
第五十四条（略）

（削る）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）
第二十二條（略）

（転換計画書の承認等）

第二十三條 金融機関は、転換を行うには、転換計画書を作成して、商法第三百四十三條、信用金庫法第四十八條（同法第五十條第五項において準用する場合を含む。）、労働金庫法第五十三條（同法第五十五條第五項において準用する場合を含む。）又は中小企業等協同組合法第五十三條（同法第五十五條第六項において準用する場合を含む。）（特別の決議）の決

議により、総会の承認を受けなければならない。この場合において、信用金庫に転換を行う普通銀行については、第七条第三項第一号、第四項及び第五項の規定を準用する。

2| 前項の総会においては、同項の決議により、第四条第一号の転換については転換前の金融機関の定款の変更を、同条第一号から第五号までの転換については転換後の金融機関の定款の作成をしなければならない。

3| 第十条第三項の規定は、第一項の総会において転換後の金融機関たる協同組織金融機関の役員を選任する場合について準用する。

4| 信用金庫法第五十条第六項（合併等の決議に係る通知）及び第五十条の二（総会と総代会の関係）の規定は、信用金庫の転換について準用する。

5| 労働金庫法第五十五条第六項（合併等の決議に係る通知）及び第五十五条の二（総会と総代会の関係）の規定は、労働金庫の転換について準用する。

6| 中小企業等協同組合法第五十五条の二（信用協同組合等の総代会の特例）の規定は、信用協同組合の転換について準用する。

（合併に関する規定の準用）

第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一 第八条 金融機関が前条第一項の承認の決議（以下「転換決議」という。）を行う場合

二 第九条及び第二十一条第二項第一号 協同組織金融機関が普通銀行に転換を行う場合

三 第十一条、第十一条の二及び第十八条から第二十号まで 金融機関が第四条第二号から第五号までの規定による転換を行う場合

四 第十三条及び第二十一条第二項第二号 普通銀行が信用金庫に転換を行う場合

五 第十四条 協同組織金融機関が転換を行う場合

六 第十七条 金融機関が転換を行う場合

七 第十七条の二第一項及び第二項 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合

2| 前項の場合において、同項各号に掲げる規定中「合併」とあるのは「転換」と、「合併決議」とあるのは「転換決議」と、「合併契約書」とあるのは「転換計画書」と、「合併総会」とあるのは「第二十三条第一項の総会」と、「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「存続金融機関又は新設金融機関」とあるのは「転換後の金融機関」と、第八条第一項中「要領」とあるのは「要領及び転換後の金融機関の定款に関する議案の要領」と、第十四条第三項中「第三条第一項第四号から第六号までに掲げる金融機関」とあるのは「協同組織金融機関の異種の協同組織金融機関へ」と、それぞれ読み替えるものとする。

（資本等の総額及び取締役等のてん補責任）

第二十五条 金融機関が転換（第四条第一号の規定による転換を除く。第三十九条第二号を除き、以下同じ。）を行なう場合には、転換に際して発行する株式の発行価額の総額又は転換

（削る）

（削る）

第一節 長期信用銀行が普通銀行となる転換

第五十五条 長期信用銀行は、普通銀行となる転換をする場合には、転換計画において、転換後の普通銀行の商号及び業務を定めなければならない。

2| 長期信用銀行は、株主総会の決議によつて、前項の転換計画の承認を受けなければならない。

3| 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

4| 第八条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。

第二節 普通銀行が信用金庫となる転換

（普通銀行が信用金庫となる転換計画）

第五十六条 普通銀行は、信用金庫となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 普通銀行がその組織を変更した後の信用金庫（以下「転換後信用金庫」という。）の名称、業務及び地区

二 前号に掲げるもののほか、転換後信用金庫の定款で定める事項

三 転換後信用金庫の理事及び監事の氏名

四 転換後信用金庫が特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項（特定金庫の監査）に規定する特定金庫をいう。）である場合には、会計監査人の氏名又は名称

五 転換をする普通銀行の株主についての次に掲げる事項

イ 転換に際して取得する転換後信用金庫の出資の口数又はその算定方法（転換後信用金庫の会員となることができない転換をする普通銀行の株主がある場合にあつては、当該株主に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに転換後信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項

に際して定められる出資の総額は、当該金融機関に現に存する純資産額をこえることができない。

2| 前項の場合において、転換後の金融機関に現に存する純資産額が同項に規定する総額に不足するときは、転換決議の当時の普通銀行の取締役若しくは執行役又は協同組織金融機関の理事は、それぞれ転換後の金融機関に対し連帯してその不足額を支払つ義務を負つ。

3| 前項の義務は、総会の決議がなければ免除することができない。

（新設）

（新設）

- ロ 当該株主に対するイの出資の割当てに関する事項
- ハ 当該株主に金銭を交付するときは、その額又はその算定方法
- 六 転換をする普通銀行の株主に対する前号ハの金銭の割当てに関する事項
- 七 転換をする普通銀行が新株予約権を発行しているときは、転換後信用金庫が転換に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法
- 八 前号に規定する場合には、転換をする普通銀行の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項
- 九 転換がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）
- 2 前項に規定する場合において、転換をする普通銀行が種類株式発行会社であるときは、当該普通銀行は、当該普通銀行の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第五号ロに掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して転換後信用金庫の出資の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、転換後信用金庫の出資の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項に規定する場合には、同項第五号ロに掲げる事項についての定めは、転換をする普通銀行の株主（当該普通銀行及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第一号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて転換後信用金庫の出資を交付することを内容とするものでなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。
- 5 第一項第三号の理事の選任については、理事の定数の少なくとも三分の二は、転換後信用金庫の会員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。
- 6 第一項第三号の理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までとする。
- （普通銀行が信用金庫となる転換の効力の発生等）
- 第五十七条 前条第一項の転換をする普通銀行は、効力発生日に、転換後信用金庫となる。
- 2 前条第一項の転換をする普通銀行の株主（転換後信用金庫の会員となることができないものを除く。）は、効力発生日に、同項第五号ロに掲げる事項についての定めに従い、同号イの出資を有する転換後信用金庫の会員となる。
- 3 転換をする普通銀行の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。
- 4 前三項の規定は、次条において準用する第二十六条の規定による手続が終了していない場合又は転換を中止した場合には、適用しない。

(普通銀行が信用金庫となる転換の手続)

第五十八条 前章第四節第一款(第二十二條第二項、第三項各号、第四項及び第五項、第二十三條第一項各号並びに第二十六條第二項第一号イ及びロを除く。)及び第三十二條の規定は、転換をする普通銀行について準用する。この場合において、これらの規定中、「合併契約」とあるのは、「転換計画」と、「当該合併」とあるのは、「当該転換」と、第二十一條第一項中「効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日(以下この款において「効力発生日等」という。)」とあり、並びに第二十二條第一項及び第二十三條第一項中「効力発生日等」とあるのは「効力発生日」と、第二十二條第一項中「前條第一項の合併」とあり、並びに第二十三條第一項、第二十四條第一項第一号及び第二十六條中「第二十一條第一項の合併」とあるのは「転換」と、第二十二條第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、第一項の」とあるのは「第一項の」と、第二十二條第六項中「普通銀行と信用金庫との合併により信用金庫が存続する場合又は信用金庫を設立する場合」とあるのは「普通銀行が信用金庫となる転換」と、第二十三條第一項中「次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関」とあり、第二十六條第一項第二号中「次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関」とあり、及び第三十二條中「吸収合併存続銀行」とあるのは「転換後信用金庫」と、第二十七條第一項中「消滅銀行は、吸収合併存続信用金庫との合意により」とあるのは「転換をする普通銀行は」と、第三十二條第一項中「吸収合併により」とあるのは「転換により」と、「吸収合併消滅協同組織金融機関」とあるのは「転換前の普通銀行」と、「吸収合併に関する」とあるのは「転換に関する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 協同組織金融機関がする転換

第一款 協同組織金融機関が普通銀行となる転換

(協同組織金融機関が普通銀行となる転換の転換計画)

第五十九条 協同組織金融機関は、普通銀行となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協同組織金融機関がその組織を変更した後の銀行(以下「転換後銀行」という。)の業務

二 転換後銀行の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、転換後銀行の定款で定める事項

四 転換後銀行の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項

イ 転換後銀行が会計参与設置会社である場合 転換後銀行の会計参与の氏名又は名称

(新設)

ロ 転換後銀行が監査役設置会社である場合 転換後銀行の監査役の氏名

六 転換をする協同組織金融機関の会員等が転換に際して取得する転換後銀行の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに転換後銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

七 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

九 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の金銭の割当てに関する事項

十 効力発生日

2 前項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、転換をする協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて転換後銀行の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

3 前項の規定は、第一項第九号に掲げる事項について準用する。

（協同組織金融機関が普通銀行となる転換の効力の発生等）

第六十条 前条第一項の転換をする協同組織金融機関は、効力発生日に、普通銀行となる。

2 前条第一項の転換をする協同組織金融機関の会員等は、効力発生日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第六十二条において準用する第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は転換を中止した場合には、適用しない。

第二款 協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換

（協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換の転換計画）

第六十一条 協同組織金融機関は、他の種類の協同組織金融機関となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協同組織金融機関が転換をした後の他の種類の協同組織金融機関（以下「転換後協同組織金融機関」という。）の種類、名称、業務及び地区

二 前号に掲げるもののほか、転換後協同組織金融機関の定款で定める事項

三 転換後協同組織金融機関の理事及び監事の氏名

四 転換後協同組織金融機関が特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項又は労働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。）又は特定信用協同組合等（協同組合

による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。）である場合には、会計監査人の氏名又は名称

五 転換をする協同組織金融機関の会員等が転換に際して取得する転換後協同組織金融機関

の出資の口数又はその算定方法（転換後協同組織金融機関の会員等となることができない転換をする協同組織金融機関の会員等がある場合にあっては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに転換後協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

六 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の出資の割当てに関する事項

七 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九 効力発生日

2 前項に規定する場合においては、同項第六号に掲げる事項についての定めは、転換をする協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて転換後協同組織金融機関の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

3 前項の規定は、第一項第八号に掲げる事項について準用する。

4 第一項第三号に規定する理事の選任については、次に定めるところによるものとし、同号に規定する理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までとする。

一 転換後協同組織金融機関が信用金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用金庫の会員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

二 転換後協同組織金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

三 転換後協同組織金融機関が信用協同組合である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

（協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換の効力の発生等）

第六十二条 前条第一項の転換をする協同組織金融機関は、効力発生日に、転換後協同組織金融機関となる。

2 前条第一項の転換をする協同組織金融機関の会員等（転換後協同組織金融機関の会員等となることができないものを除く。）は、効力発生日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の出資を有する転換後協同組織金融機関の会員等となる。

3 前二項の規定は、次条において準用する第三十八条の規定による手続が終了していない場合又は転換を中止した場合には、適用しない。

第三款 転換をする協同組織金融機関の手続

第六十三條 前章第五節第一款（第三十六條第一項各号並びに第三十八條第二項第二号イ及びロを除く。）及び第四十四條の規定は、転換をする協同組織金融機関について準用する。この場合において、これらの規定中、「合併契約」とあるのは、「転換計画」と、第三十四條第一項中、「効力発生日又は新設合併設立金融機関の成立の日（以下「効力発生日等」という。）」「とあり、並びに第三十五條第一項、第三十六條第一項及び第三十七條中、「効力発生日等」とあるのは、「効力発生日」と、第三十四條第三項中、「銀行と協同組織金融機関とが合併」とあり、第三十五條第一項中、「前条第一項の合併」とあり、並びに第三十六條第一項、第三十七條第一項第一号及び第三十八條第一項中、「第三十四條第一項の合併」とあるのは、「転換」と、第三十四條第三項中、「吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行」とあり、第三十六條第一項中、「次の各号に掲げる合併の区分に応じ、当該各号に定める金融機関」とあり、第三十八條第二項第二号中、「次のイ又はロに掲げる合併の区分に応じ、当該イ又はロに定める金融機関」とあり、及び第四十四條中、「吸収合併存続協同組織金融機関」とあるのは、「転換後金融機関」と、第三十七條第一項第一号中、「当該合併」とあるのは、「当該転換」と、第三十七條第三項中、「第三條第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）（の合併における消滅協同組織金融機関）」とあるのは、「第四條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）の規定により転換をする協同組織金融機関」と、「吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関」とあるのは、「転換後協同組織金融機関」と、第三十九條第一項中、「消滅協同組織金融機関は、吸収合併存続金融機関との合意により」とあるのは、「転換をする協同組織金融機関は」と、第四十四條第一項中、「吸収合併により」とあるのは、「転換により」と、「消滅金融機関」とあるのは、「転換前の協同組織金融機関」と、「吸収合併に関する」とあるのは、「転換に関する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 雜則

（転換の登記）

第六十四條 金融機関が転換をしたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地において二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の金融機関については解散の登記を、転換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならない。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十六條及び第七十八條（組織変更の登記）の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（新設）

（転換の登記）

第二十六條 金融機関が転換を行なつたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の金融機関については解散の登記を、転換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならない。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十一條及び第七十三條（組織変更の登記）の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で別段の定めをすることができる。

(削る)

(会社法の準用)

第六十五条 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力の及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、金融機関の転換の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若しくは社員等」とあるのは「転換をする金融機関の株主等（協同組織金融機関がする転換にあつては、金融機関の合併及び転換に関する法律第十条に規定する会員等（以下単に「会員等」という。）、「理事、監事又は清算人）」と、「組織変更後の会社の株主等、社員等」とあるのは「転換後金融機関の株主等（協同組織金融機関がする転換にあつては、会員等、理事、監事又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二百十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）、「第二項及び第三項、第二百一十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項から第四項までの規定は、転換をする普通銀行について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は転換をする普通銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は転換をする普通銀行が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百一十条第一項（同法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業年度)

(転換無効の訴え)

第二十七条 金融機関の転換の無効は、本店又は主たる事務所の所在地において転換の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 商法第四百十五条第二項及び第三項（合併無効の訴え）並びに非訟事件手続法第二百六条第一項（管轄裁判所）、第百三十五条ノ七（合併無効の登記）及び第四百四十条（裁判の謄本の添付）の規定は、前項の訴えについて準用する。

(新設)

(事業年度)

第六十六条 金融機関が事業年度の中途において転換をする場合には、当該転換前の金融機関の事業年度は、転換の日に終了したものとみなす。

（合併に関する規定の準用）

第六十七条 第四十八条から第五十一条までの規定は、転換について準用する。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第六十八条 金融機関が第五条第一項の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 金融機関が第五条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 （略）

4 吸収合併存続金融機関若しくは新設合併設立金融機関又は転換後金融機関が労働金庫である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とする。

（権限の委任）

第六十九条 （略）

（政令への委任）

第七十条 第五条第一項の合併又は転換の認可の申請の方法その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（設立委員の特別背任罪）

第七十一条 第四十六条第一項の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り又は新設合併設立銀行に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該新設合併設立銀行に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

（削る）

（設立委員の贈収賄罪）

第七十二条 第四十六条第一項の設立委員は、新設合併により銀行を設立する場合において、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二十八条 金融機関が事業年度の中途において転換を行なう場合には、当該転換前の金融機関の事業年度は、転換の日に終了したものとみなす。

（新設）

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第二十九条 金融機関が第六条第一項の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 金融機関が第六条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 （略）

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」とする。

（権限の委任）

第三十条 （略）

（政令への委任）

第三十一条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他この法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、自己若しくは第三者の利益を図り又は新設金融機関たる銀行に損害を加える目的で、その任務に背き当該銀行に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前二項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十三条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、その職務に関し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(株主等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第七十三條 次に掲げる事項に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第六項(第五十八條において準用する場合を含む。)(特定株主を構成員とする株主總會)(以下「特定株主總會」という。)(における発言又は議決権の行使

二 特定株主總會の決議についての第二十二條第七項(第五十八條において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第八百三十條又は第八百三十一條の規定による決議の存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えの提起

三 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が銀行である合併についての第五十三條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)(の規定による合併の無効の訴えの提起

四 長期信用銀行又は協同組織金融機関が普通銀行となる轉換についての第六十五條第一項において準用する会社法第八百二十八條第一項(第六号に係る部分に限る。)(及び第二項(第六号に係る部分に限る。)(の規定による轉換の無効の訴えの提起

2 (略)

(没収及び追徴)

第七十四條 第七十二條第一項又は前條第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(自首減免)

第七十五條 第七十二條第一項又は第七十三條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(削る)

2 (略)

第三十四條 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第四項(第二十三條第一項後段において準用する場合を含む。)(に規定する特定株主總會)(以下「特定株主總會」という。)(における発言又は議決権の行使

二 存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合の第二十一條第三項において準用する商法第四百十五條第一項に規定する訴えの提起

三 轉換後の金融機関が普通銀行である場合の第二十七條第一項に規定する訴えの提起

四 特定株主總會の決議に対する第七條第五項(第二十三條第一項後段において準用する場合を含む。)(において準用する商法第二百四十七條第一項又は第二百五十二條に規定する訴えの提起

2 (略)

第三十五條 第三十三條第一項又は前條第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十六條 第三十三條第一項又は第三十四條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十七條 普通銀行の役員(商法第八十八條第四項若しくは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二又は第二百五十八條第二項(同法第二百八十條第一項及び株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)(の職務代行者(次条において「役員職務代行者」という。)(を含む。)(又は協同組織金融機関の役員は、第二十五條第一項の純資産額につき官公署又は總會(第二十三條第一項後段において準用する第七條第四項に規定する特定株主總會を含む。)(に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役又は三百万円

以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十八条 金融機関の役員（銀行にあつては、役員の職務代行者を含む。）若しくは清算人（銀行にあつては、第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百三十条第一項において準用する同法第二百三十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二又は同法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む。）又は第十条第一項の設立委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める合併又は転換に関する登記を怠つたとき。

二 この法律に定める合併若しくは転換に関する公告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、通知若しくは催告をしたとき。

三 合併又は転換に関して官公署又は特定株主総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

四 第十一条第六項（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は転換を行つたとき。

五 第八条の二第二項又はこの法律において準用し、若しくはその例によることとされる商法第四百八条ノ二若しくは第四百十四条ノ二の規定に違反して、書類を備えて置かず、正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

六 第十二条第三項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して株式の処分を怠つたとき。

七 特定株主総会を定款に定めた地以外の地において、又は第七条第五項（第二十三条第一項後段において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して招集したとき。

八 第十条第一項若しくは第二十三条第二項の規定により作成すべき定款又は特定株主総会の議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

九 第十七条の二第二項（第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）において準用する長期信用銀行法第十条第一項若しくは第十一条第六項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をしたとき。

十 第十八条（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第七十六条 金融機関の役員（銀行にあつては、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五

（新設）

十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役若しくは執行役の職務を代行する者又は会社法第三百四十六條第二項、第三百五十一條第二項若しくは第四百一條第三項（同法第四百三條第三項及び第四百二十條第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者を含む。）若しくは清算人（銀行にあつては、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された清算株式会社の清算人の職務を代行する者又は会社法第四百七十九條第四項において準用する同法第三百四十六條第二項の規定若しくは同法第四百八十三條第六項において準用する同法第三百五十一條第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者を含む。）又は第四十六條第一項の設立委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による合併又は転換に関する登記を怠つたとき。

二 この法律の規定による合併若しくは転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第二十六條第二項（第五十八條において準用する場合を含む。）若しくは第五項（第三十八條第四項（第六十三條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）又は第三十八條第二項（第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は転換を行つたとき。

四 第二十一條第一項（第五十八條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

五 第二十一條第二項（第二十八條第二項、第三十二條第三項（第五十八條において準用する場合を含む。））、第三十三條第五項及び第五十八條において準用する場合を含む。）又は第三十四條第二項（第四十條第二項、第四十四條第三項（第六十三條において準用する場合を含む。））、第四十七條第三項及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 第二十二條第七項（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十五條において準用する同法第三百七條第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、特定株主総会を招集しなかつたとき。

七 第二十二條第七項（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十五條において準用する同法第三百三條第一項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を特定株主総会の目的としなかつたとき。

ハ 第四十六条第一項の規定により作成すべき定款又は特定株主総会の議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

九 官庁又は特定株主総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十 正当な理由がないのに、特定株主総会において、株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十一 第八条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する長期信用銀行法第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をしたとき。

改正案

現行

（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 八 （略） 九 国内における代表者 外国証券業者の会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十七条第一項（外国会社の日本における代表者）に規定する日本における代表者（外国証券会社にあつては、すべての支店の業務を担当するものに限る。）をいう。	（定義） 第二条 （同上） 一 八 （略） 九 国内における代表者 外国証券業者の国内における商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項（外国会社の代表者）に規定する代表者（外国証券会社にあつては、すべての支店の業務を担当するものに限る。）をいう。
（登録の申請） 第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 （略） 二 資本金の額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）の額 三 役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）の役職名及び氏名又は名称 四 七 （略） 2 （略） 3 第一項第二号に規定する資本金の額及び持込資本金の額の計算については、政令で定める。	（登録の申請） 第四条 （同上） 一 （略） 二 資本金の額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）の額 三 役員（取締役、執行役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）の役職名及び氏名 四 七 （略） 2 （略） 3 第一項第二号に規定する資本金の額及び持込資本金の額の計算については、政令で定める。
（登録の拒否要件） 第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 取締役会設置会社と同種類の法人でないとき。 二 三 （略） 四 第四条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、政令で定める金額に満たない法人であるとき。 五 十二 （略） 2 （略）	（登録の拒否要件） 第六条 （同上） 一 株式会社と同種類の法人でないとき。 二 三 （略） 四 第四条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、政令で定める金額に満たない法人であるとき。 五 十二 （略） 2 （略）

(認可の審査基準)

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 第四条第一項第二号に規定する資本金の額が、認可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人であること。

四・六 (略)

(許可の申請)

第十三条の三 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三 役員(取引所取引業務を行う営業所(以下「取引所取引店」という。)の所在する国(本店の所在する国を除く。))における代表者(次条において「取引所取引店所在国における代表者」という。)を含む。)(の役職名及び氏名又は名称)

四・十 (略)

2 (略)

3 第一項第二号に規定する資本金の額の計算については、政令で定める。

(許可の拒否要件)

第十三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 取締役会設置会社と同種類の法人でないとき。

ロ・二 (略)

ホ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ・ル (略)

二・四 (略)

(業務の規制)

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項(役員の兼務・兼業の届出等)

(認可の審査基準)

第九条 (同上)

一・二 (略)

三 第四条第一項第二号に規定する資本金の額が、認可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人であること。

四・六 (略)

(許可の申請)

第十三条の三 (同上)

一 (略)

二 資本金の額

三 役員(取引所取引業務を行う営業所(以下「取引所取引店」という。)の所在する国(本店の所在する国を除く。))における代表者(次条において「取引所取引店所在国における代表者」という。)を含む。)(の役職名及び氏名)

四・十 (略)

2 (略)

3 第一項第二号に規定する資本金の額の計算については、政令で定める。

(許可の拒否要件)

第十三条の四 (同上)

一 (同上)

イ 株式会社と同種類の法人でないとき。

ロ・二 (略)

ホ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ・ル (略)

二・四 (略)

(業務の規制)

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項(役員の兼務・兼業の届出等)

の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（同条第三項及び第四項にあつては、会計参与及び監査役並びにこれらに類する役職にある者を除く。）について、同法第三十三條（誠実公正の原則）、第三十四條から第三十六條まで（業務、名義貸しの禁止及び社債管理者等となることの禁止）、第三十八條（取引の態様の明示）、第四十條から第四十二條まで（説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為）、第四十二條の二第一項、第三項及び第五項（損失補てんの禁止等）並びに第四十三條から第四十七條の二まで（業務の状況についての規制、最良執行方針等の書面交付、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意）の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）のうち銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。）の取締役、会計参与、監査役又は執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一條第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」と、同法第四十二條第一項中「第三十四條第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項第一号」と、同法第四十四條中「第三十四條第二項各号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項各号」と、同条第一号中「第三十四條第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四條第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項第二号」と、同法第四十五條第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十二條第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七條の二第二項中「第四十條第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五條（名義貸しの禁止）、第三十六條第一項（社債管理者等となることの禁止）、第四十二條第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号（禁止

の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。）について、同法第三十三條（誠実公正の原則）、第三十四條から第三十六條まで（業務、名義貸しの禁止及び社債管理者等となることの禁止）、第三十八條（取引の態様の明示）、第四十條から第四十二條まで（説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為）、第四十二條の二第一項、第三項及び第五項（損失補てんの禁止等）並びに第四十三條から第四十七條の二まで（業務の状況についての規制、最良執行方針等の書面交付、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意）の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）のうち銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。）の取締役若しくは執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一條第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」と、同法第四十二條第一項中「第三十四條第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項第一号」と、同法第四十四條中「第三十四條第二項各号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項各号」と、同条第一号中「第三十四條第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項第一号」と、同条第二号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第三十二條第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七條の二第二項中「第四十條第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に關する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五條（名義貸しの禁止）、第三十六條第一項（社債管理者等となることの禁止）、第四十二條第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号（禁

行為）並びに第四十六条（引受人の信用供与の制限）の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

3・4（略）

（自己資本規制比率）

第二十条 証券取引法第五十二条（自己資本規制比率）の規定は、外国証券会社の支店について準用する。この場合において、同条第一項中「資本金」とあるのは「外国証券業者に關する法律第四条第一項第二号に規定する持込資本金の額」と、「固定資産」とあるのは「すべての支店における固定資産」と、同条第三項中「すべての営業所」とあるのは「すべての支店」と読み替えるものとする。

（届出事項）

第二十二條 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二（略）

三 合併（当該外国証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により事業の一部（支店に係るものを除く。）を承継させ、若しくは事業の全部若しくは一部を承継したとき、又は事業の重要な一部の譲渡（支店に係るものを除く。）若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲受けをしたとき。

四 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

五・十（略）

2（略）

（証券業の廃止等の手続）

第二十三條 外国証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・四（略）

五 分割による支店の事業の全部の承継（外国証券会社の外国における事業の全部の承継

止行為）並びに第四十六条（引受人の信用供与の制限）の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

3・4（略）

（自己資本規制比率）

第二十条 証券取引法第五十二条（自己資本規制比率）の規定は、外国証券会社の支店について準用する。この場合において、同条第一項中「資本」とあるのは「外国証券業者に關する法律第四条第一項第二号に規定する持込資本金の額」と、「固定資産」とあるのは「すべての支店における固定資産」と、同条第三項中「すべての営業所」とあるのは「すべての支店」と読み替えるものとする。

（届出事項）

第二十二條（同上）

一・二（略）

三 合併（当該外国証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により営業の一部（支店に係るものを除く。）を承継させ、若しくは営業の全部若しくは一部を承継したとき、又は営業の重要な一部の譲渡（支店に係るものを除く。）若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受けをしたとき。

四 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項（子会社による親会社株式の取得の制限等）に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

五・十（略）

2（略）

（証券業の廃止等の手続）

第二十三條（同上）

一・四（略）

五 分割による支店の営業の全部の承継（外国証券会社の外国における営業の全部の承継

を含む。）又は一部の承継をさせたとき。その外国証券業者又は外国証券会社
六 支店の事業の全部の譲渡（外国証券会社の外国における事業の全部の譲渡を含む。）
又は一部の譲渡をしたとき。その外国証券業者又は外国証券会社

2 外国証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割による支店の事業の一部の承継をさせたとき、同項第六号にあつては支店の事業の一部の譲渡をしたときを除く。）は、当該外国証券会社の第三条第一項の登録は、その効力を失う。

3 外国証券会社は、すべての支店における証券業の廃止（外国における証券取引行為と同種類の行為に係る業務のすべての廃止を含む。）をし、合併（当該外国証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は支店の事業の全部の譲渡（外国証券会社の外国における事業の全部の譲渡を含む。）若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

4 （略）

5 外国証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による支店の事業の全部又は一部の承継及び支店の事業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）において、当該外国証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等並びに同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等（第三十条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国証券会社が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一四 （略）

五 第二十三条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、

を含む。）又は一部の承継をさせたとき。その外国証券業者又は外国証券会社
六 支店の営業の全部の譲渡（外国証券会社の外国における営業の全部の譲渡を含む。）
又は一部の譲渡をしたとき。その外国証券業者又は外国証券会社

2 外国証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割による支店の営業の一部の承継をさせたとき、同項第六号にあつては支店の営業の一部の譲渡をしたときを除く。）は、当該外国証券会社の第三条第一項の登録は、その効力を失う。

3 外国証券会社は、すべての支店における証券業の廃止（外国における証券取引行為と同種類の行為に係る業務のすべての廃止を含む。）をし、合併（当該外国証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による営業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は支店の営業の全部の譲渡（外国証券会社の外国における営業の全部の譲渡を含む。）若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

4 （略）

5 外国証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併、分割による支店の営業の全部又は一部の承継及び支店の営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）において、当該外国証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等並びに同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等（第三十条において「顧客取引」という。）を、速やかに、結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。

（新設）

第五十一条 （同上）

一四 （略）

（新設）

調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者 六（略） 第五十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。 一 第二十三条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 正当な理由がないのに、第二十三条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者 第五十四条 外国証券会社等の国内における代表者は、次に掲げる場合には、三十万円以下の過料に処する。 一 三（略） 四 第二十三条第六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。 五（略） 2（略）	五（略） （新設） 第五十四条 外国証券会社等の国内における代表者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。 一 三（略） （新設） 四（略） 2（略）
--	---

改正案

目次

第一章第八章（略）

第九章 罰則（第四百四十一条―第一百五十三条）

附則

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一四（略）

五 長期信用銀行法第八条及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行債、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の第二項の規定による債券並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の第二項の規定による全国連合会債（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第五十八條の第二項及び第七十三條第一項において「長期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭

3・4（略）

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一四（略）

五 前各号に掲げる会社以外の会社（銀行及び長期信用銀行を除く。）で銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）を子会社（会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び第十三項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。以下この号において同じ。）とするもの又は子会社としようとするもの

6 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時にいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）、「劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内

現行

目次

第一章第八章（略）

第九章 罰則（第四百四十一条―第一百五十二条）

附則

（定義）

第二条（略）

2（同上）

一四（略）

五 長期信用銀行法第八条、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の第二項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）（附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の第二項及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の第二項の規定による債券（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。）の発行により払込みを受けた金銭

3・4（略）

5（同上）

一四（略）

五 前各号に掲げる会社以外の会社（銀行及び長期信用銀行を除く。）で銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）を子会社（会社がその総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号及び第十三項において同じ。）の百分の五十を超える数の議決権を保有する他の会社をいう。以下この号において同じ。）とするもの又は子会社としようとするもの

6 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時にいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）、「劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内

容を有する特約が付された社債であつて、銀行等又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）又は優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。第七十七条の四第一項において「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

7 10 (略)

11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項まで（同項の規定を第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第一項の規定（以下「保険金計算規定」という。）により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（事業の譲渡又は譲受け（以下「事業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。

12 (略)

13 この法律において「承継銀行」とは、事業の譲受け、付保預金移転又は合併（以下「事業の譲受け等」という。）により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社（預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。）として設立されたものをいう。

（資料の提出の請求等）

第三十七条 (略)

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人（破綻金融機関が委員会設置会社である場合にあっては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあっては理事、監事及び会計監査人）並びに支配人（破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参考）その他の使用人並びに破綻金融機関の金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人の場合にあっては、役員及び使用人）並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関及び金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

を有する特約が付された社債であつて、銀行等又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ。）又は優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。第七十七条の四第一項において「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

7 10 (略)

11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項まで（同項の規定を第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第一項の規定（以下「保険金計算規定」という。）により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（営業（第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関にあっては、事業。以下同じ。）の譲渡又は譲受け（以下「営業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。

12 (略)

13 この法律において「承継銀行」とは、営業の譲受け、付保預金移転又は合併（以下「営業の譲受け等」という。）により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社（預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える数の議決権を保有する会社をいう。以下同じ。）として設立されたものをいう。

（資料の提出の請求等）

第三十七条 (略)

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役及び監査役（破綻金融機関が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）である場合にあっては取締役及び執行役、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあっては理事及び監事）並びに支配人（破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参考）その他の使用人並びに破綻金融機関の金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人の場合にあっては、役員及び使用人）並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関及び金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4 (略)

(借入金及び預金保険機構債)

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 (略)

5 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 (略)

7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

8 会社法第七百五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第四十二条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の機構債に係る債務の保証をすることができる。

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

4 (略)

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 (略)

5 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 (略)

7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

8 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第四十二条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度（信用金庫等にあつては、事業年度。以下同じ。）ごとに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、当該営業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

2 (略)

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等(決済用預金(次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。))以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下、「一般預金等」という。)に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。))に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。)における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 (略)

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の機構債の発行をした場合において、その借入金返済し、又はその機構債を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4・5 (略)

(決済用預金に係る保険料の額)

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一・三 (略)

2 (略)

(支払の決定)

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一・二 (略)

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得ら

2 (略)

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等(決済用預金(次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。))以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下、「一般預金等」という。)に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。))に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。)における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 (略)

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の機構債の発行をした場合において、その借入金返済し、又はその機構債を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4・5 (略)

(決済用預金に係る保険料の額)

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一・三 (略)

2 (略)

(支払の決定)

第五十六条 (同上)

一・二 (略)

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかった旨

れなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

2 (略)

- 3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一箇以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条第四項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一・二 (略)

- 三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

4 (略)

(課税関係)

- 第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象預金等（第二条第二項第五号に掲げるもののうち割引の方法により発行される長期信用銀行債等に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「預金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に應じて機構が取得する預金等債権のうちに利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一・四 (略)

- 五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 長期信用銀行債等（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2 (略)

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

- 2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

- 三 事業譲渡等で破綻金融機関がその事業を他の金融機関に譲渡するもの（事業の一部を譲

の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

2 (略)

3 (同上)

一・二 (略)

- 三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日

4 (略)

(課税関係)

- 第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象預金等（第二条第二項第五号に掲げるもののうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「預金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に應じて機構が取得する預金等債権のうちに利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一・四 (略)

- 五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 同号に規定する債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2 (略)

(資金援助の申込み)

第五十九条 (略)

- 2 (同上)

一・二 (略)

- 三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業を他の金融機関に譲渡するもの（営業の一部を譲

渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

三の二・四（略）

3（略）

4 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一・二（略）

三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

四（略）

5 7（略）

（資金援助の申込みの特例）

第五十九条の二 合併等（前条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。）を行う救済金融機関は、機構が、破綻金融機関の債権者間の衡平を図るため、当該破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 3（略）

（優先株式等の引受け等に係る資金援助）

第六十四条の二（略）

2 4（略）

5 機構は、取得優先株式等又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるものに対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することが

渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

三の二・四（略）

3（略）

4（同上）

一・二（略）

三 第二項第三号に掲げる営業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの

四（略）

5 7（略）

（資金援助の申込みの特例）

第五十九条の二 合併等（前条第二項第三号に掲げる営業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。）を行う救済金融機関は、機構が、破綻金融機関の債権者間の衡平を図るため、当該破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 3（略）

（優先株式等の引受け等に係る資金援助）

第六十四条の二（略）

2 4（略）

5 機構は、取得優先株式等（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（当該優先株式等が優先株式である場合にあっては当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあつ

できる。

61

「前項の「取得優先株式等」とは、次に掲げるものをいう。

「機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この項において同じ。）

（の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

ニ 機構が前条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定

ては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）、「機構が同項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）その他の政令で定める株式等をいう。以下第六十九条までにおいて同じ。）又は取得貸付債権（機構が前条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権をいう。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるものに対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

（新設）

する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受け
た優先株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつ
ては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあ
つては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合さ
れた株式

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは会社法その他の法律の規
定又は定款の定めに基づき合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転につい
て株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意（会社法第七
百八十三条第二項又は第四項に規定する同意をいう。以下同じ。）を必要とする場合におい
て、当該適格性の認定等に係る合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に
ついての決議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意を得たとき又は得ら
れなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣
総理大臣及び厚生労働大臣）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録その他政
令で定める書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する
ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるも
の）として内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）で作成されているものを含む。第六六
条第三項において同じ。）を提出し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。適
格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは会社法の規定又は定款の定め
に基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若しくはすべての種類株主の同意を必
要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得た
とき又は得られなかつたときも、同様とする。

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等又は銀行持株会社等にあつては株主総会又は種類株主
総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する場合にあつては、
株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、次に掲げる場合には、
直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労
働大臣）にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八條
第二項若しくは第七百九十六條第三項、信用金庫法第五十八條第二項ただし書若しくは第
六十一條の三第三項ただし書、中小企業等協同組合法第五十七條の三第二項ただし書若し

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法その他の法律の規定
又は定款の定めに基づき合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転につい
て株主総会等の決議又は議決を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、営
業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転についての決議又は議決を得たとき又は得
られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内
閣総理大臣及び厚生労働大臣）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録（電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で
作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）として内閣府令・財
務省令で定めるものをいう。）で作成されているものを含む。第六六条第三項において同じ
。）を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受け
た銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款の定めに基づき株式交換につい
て株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換について
の決議を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等にあつては株主総会（金融機関の合併及び転換に関す
る法律第七條第四項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会）を、信
用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

3 （同上）

一 第一項の適格性の認定等を受けた者が銀行等又は銀行持株会社等であつて、商法第四百
十三條ノ三第一項（金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第二項において準用する
場合を含む。）の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行つたものである場合

くは第六十三条の五第三項ただし書、労働金庫法第六十二条第二項ただし書若しくは第六十二条の六第三項ただし書又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第一項若しくは第四十二条第一項の規定により、株主総会等（前項に規定する株主総会等をいう。次号において同じ。）の決議又は議決による承認を受けることなく事業の全部若しくは一部の譲受け、合併又は株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等が会社法第四百六十八条第三項若しくは第七百九十六条第四項、信用金庫法第五十八条第四項若しくは第六十一条の三第五項、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条の五第四項、労働金庫法第六十二条第四項若しくは第六十二条の六第五項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第三十条第二項若しくは第四十二条第二項に規定する場合に該当することとなつたとき。

二 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第四十三条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百五十四条において準用する場合を含む。）の規定により株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意に代わる裁判所の許可を得て事業譲渡等を行おうとしたものである場合において、当該金融機関が当該許可を得られなかつたとき。

4
（略）

（業務の継続の特例）

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業若しくは事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る事業の譲受け又は付保預金移転により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）の承認を受けたときは、事業の譲受け又は付保預金移転の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

（資金援助に係る株式交換等の承認）

第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等（この項の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む

合、商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により株主総会の決議によらずに営業の全部の譲受けを行おうとしたものである場合又は同法第三百五十八条第一項の規定により株主総会の承認を得ないで株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等が同法第四百十三条ノ三第八項（金融機関の合併及び転換に関する法律第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、商法第二百四十五条ノ五第六項又は第三百五十八条第八項に規定する場合に該当することとなつたとき。

二 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第四十三条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百五十四条において準用する場合を含む。）の規定により株主総会等（前項に規定する株主総会等をいう。）の決議又は議決に代わる裁判所の許可を得て営業譲渡等を行おうとしたものである場合において、当該金融機関が当該許可を得られなかつたとき。

4
（略）

（業務の継続の特例）

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る営業の譲受け又は付保預金移転により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）の承認を受けたときは、営業の譲受け又は付保預金移転の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

（資金援助に係る株式交換等の承認）

第六十八条の二 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等（この項の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項の承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等を含む

。次条において同じ。）であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行救済金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）第百八条の二第一項において同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2 機構は、株式交換等により当該発行救済金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が金融機関又は銀行持株会社等（新たに設立されるものを含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 （略）

4 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて株式交換等を行ったときは、当該株式交換等により当該発行救済金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の二第四項の規定により計画を提出した会社」と、「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」とあるのは、「に係る発行者」と読み替えるものとする。

（資金援助に係る組織再編成の承認）

第六十八条の三 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行った救済金融機関又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する取得優先株式等（第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「資金援助対象金融機関等」という。）は、組織再編成（合併、会社分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡であつて、当該合併、会社分割又は事業の譲渡の後において取得優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等以外の法人（新たに設立されるものを含む。）であるものをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2 4 （略）

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用

。次条において同じ。）であつて、機構が現に保有する取得優先株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「発行救済金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）第百八条の二第一項において同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2 機構は、株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となる会社が金融機関又は銀行持株会社等（新たに設立されるものを含み、銀行持株会社等にあつては、第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）であることその他の内閣総理大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、前項の承認をするものとする。

3 （略）

4 発行救済金融機関等が第一項の承認を受けて株式交換等を行ったときは、当該株式交換等により当該発行救済金融機関等の完全親会社となつた会社は、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の二第四項の規定により計画を提出した会社」と、「又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者」とあるのは、「に係る発行者」と読み替えるものとする。

（資金援助に係る組織再編成の承認）

第六十八条の三 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式等の引受け等を行った救済金融機関又は救済銀行持株会社等であつて、機構が現に保有する取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「資金援助対象金融機関等」という。）は、組織再編成（合併、会社分割又は事業の譲渡の後において取得優先株式等の発行者又は取得貸付債権に係る債務者となる法人が当該資金援助対象金融機関等以外の法人（新たに設立されるものを含む。）であるものをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

2 4 （略）

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を受けた計画について準用

する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。

（追加的資金援助）

第六十九条（略）

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等（第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等（同条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一・二（略）

三 第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

四（略）

3・4（略）

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一・七（略）

（削る）

する。この場合において、同条第五項中「救済金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。以下第六十八条の三までにおいて同じ。）又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。

（追加的資金援助）

第六十九条（略）

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等（第五十九条第二項第三号に掲げる営業譲渡等のうち破綻金融機関がその営業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等（同条第二項第三号に掲げる営業譲渡等のうち破綻金融機関がその営業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一・二（略）

三 第五十九条第二項第三号に掲げる営業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの

四（略）

3・4（略）

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）

第六十九条の三（同上）

一・七（略）

八 商法第三百八十六条第一項（信用金庫法第六十二条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項及び労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による商法第三百八十六条第一項第十一号の管理の命令を受けた破綻金融機関

ハ (略)

2 (略)

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

一～三 (略)

(削る)

四 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令

4 (略)

5 第一項第二号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九条の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者（当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に対して他の決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該金融機関に係る支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。））、支払の停止又は破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。）より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項（第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、会社法第五百十七條及び第五百十八條、破産法第七十一条及び第七十二条、会社更生法第四十九条及び第四十九条の二（これらの規定を金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五条において準用する場合を含む。）並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払不能等より前に生じた決済債務 当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）

九 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

一～三 (略)

四 整理開始の命令を受けた破綻金融機関 当該整理開始の命令

五 第一項第九号に掲げる者 当該特別清算開始の命令

4 (略)

5 第一項第二号又は第九号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九条の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者（当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に対して他の決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該金融機関に係る支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。））、支払の停止又は破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。）より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項（第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第七十一条及び第七十二条（これらの規定を商法第四百三条第一項及び第四百五十六條第一項において準用する場合を含む。））、会社更生法第四十九条及び第四十九条の二（これらの規定を金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五条において準用する場合を含む。）並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払不能等より前に生じた決済債務 当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基

（又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務

二（略）

2（略）

（削る）

3| 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社法第五百条第一項及び第五百三十七条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

4| 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（前項の場合においては、当該期間の末日は、会社法第五百四十九条第一項の通知を行う日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

5|（略）

（課税関係）

第七十三条 預金者等がその有する預金等債権（第二条第二項第五号に掲げる預金等に係るもののうち割引の方法により発行される長期信用銀行債等に係るものを除く。以下この条において同じ。）について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額（以下この条において「基準日における元本額」という。）以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一（四）（略）

五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 長期信用銀行債等（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2・3（略）

づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務

二（略）

2（略）

3| 商法第三百八十六条第一項の規定による同項第一号の処分を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、当該処分にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、同項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

4| 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、商法第四百二十三条第一項及び第四百三十八条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

5| 裁判所は、前二項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間（前項の場合においては、当該期間の末日は、商法第四百四十二条第一項において準用する同法第二百三十二条第一項本文の通知を行う日より前の日でなければならないものとする。）を定めなければならない。

6|（略）

（課税関係）

第七十三条 預金者等がその有する預金等債権（第二条第二項第五号に掲げる預金等に係るもののうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。以下この条において同じ。）について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額（以下この条において「基準日における元本額」という。）以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一（四）（略）

五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 同号に規定する債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2・3（略）

(金融整理管財人の選任等)

第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七、中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条並びに労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十五条において準用する場合を含む。）並びに会社法第八百三十一条（信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、中小企業等協同組合法第二十七条第八項、第五十四条、第八十二条第四項及び第八十二条の十第四項並びに労働金庫法第二十四条第十一項及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

2・4 (略)

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

(通知及び登記)

第七十九条 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2・3 (略)

(金融整理管財人の選任等)

第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。商法第二百四十七条（信用金庫法第四十九条、中小企業等協同組合法第五十四条及び労働金庫法第五十四条において準用する場合を含む。）、商法第二百八十条ノ十五（同法第二百一十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十三条、第三百七十二条、第三百七十四条ノ十二（同法第三百七十四条ノ二十八第三項において準用する場合を含む。）及び第三百八十条（同法第二百八十九条第四項、信用金庫法第五十二条第三項（同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。））、中小企業等協同組合法第五十七条第三項（同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。）及び労働金庫法第五十七条第三項（同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））、において準用する場合を含む。））、商法第四百十五条（信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六十六条及び労働金庫法第六十五条において準用する場合を含む。）並びに商法第四百二十八条（信用金庫法第二十八条、中小企業等協同組合法第三十二条及び労働金庫法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による取締役及び執行役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事）の権利についても、同様とする。

2・4 (略)

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

(通知及び登記)

第七十九条 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2・3 (略)

(金融整理管財人の調査等)

第八十一条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあっては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事、監事及び会計監査人。第八十七条第五項において同じ。)並びに支配人(被管理金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参考)その他の使用人並びに当該被管理金融機関の金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人の場合にあっては、役員及び使用人)並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関及び金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第八十三条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあっては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事、監事又は会計監査人)又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 (略)

第八十五条 削除

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第八十六条 被管理金融機関における会社法第三百九条第一項第四号、第五号、第九号、第一百号若しくは第十二号若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号に掲げる株主総

(金融整理管財人の調査等)

第八十一条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役及び監査役(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあっては取締役及び執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事及び監事。第八十七条第五項において同じ。)並びに支配人(被管理金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参考)その他の使用人並びに当該被管理金融機関の金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人の場合にあっては、役員及び使用人)並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関及び金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第八十三条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 (略)

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第八十五条 商法第三百八十一条第一項、第三百八十六条第一項(第一号及び第六号から第九号までを除く。)、及び第二項(同条第一項第一号及び第九号に掲げる処分であつて職権とするものに係る部分を除く。)、第三百八十七条第一項、第三百八十八条から第三百九十一条まで、第三百九十七条並びに第三百九十八条(これらの規定を信用金庫法第六十二条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項及び労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。)(の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない。)

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第八十六条 被管理金融機関における商法第一百二十四条第一項、第一百四十五条第一項、第二百八十条ノ二第二項(同法第二百一十一条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四

会若しくは種類株主総会の決議、信用金庫法第四十八条の三、中小企業等協同組合法第五十三條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による決議若しくは議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第二項、第二十九條第四項若しくは第三十五條第二項の規定による決議若しくは議決は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代（第四項において「株主等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 被管理金融機関における会社法第三百九條第三項各号若しくは第三百二十四條第三項各号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第三項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 被管理金融機関における会社法第三百九條第四項の規定による株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

4 第一項の規定により仮にした決議又は議決（以下この項及び次項において「仮決議等」という。）があつた場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会等（第六十六條第二項に規定する株主総会等をいう。次項及び次条第六項において同じ。）を招集しなければならない。

5 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議又は議決があつたものとみなす。

6 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、第五項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第三項に規定する多数」と読み替えるものとする。

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第八十七條 銀行等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない

十六條若しくは第三百七十五條第一項の規定による決議、同法第三百四十三條、第三百四十五條第二項、第三百五十三條第五項（同法第三百六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第四百五條若しくは第四百八條第四項に規定する決議、信用金庫法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項（第一号において準用する商法第四百八條第四項に係る部分に限る。）若しくは金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第六項の規定による合併決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代（第三項において「株主等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 被管理金融機関における商法第三百四十八條第一項、第三百五十三條第六項、第三百六十五條第二項若しくは第四百八條第五項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項（同項のうち、第一号において準用する商法第四百八條第五項に係る部分及び第二号に係る部分に限る。）の規定による合併決議若しくは金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第五項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

（新設）

3 第一項の規定により仮にした決議、議決又は合併決議（以下この項及び次項において「仮決議等」という。）があつた場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会等（第六十六條第二項に規定する株主総会等をいう。次項及び次条第六項において同じ。）を招集しなければならない。

4 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議、議決又は合併決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

（新設）

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第八十七條 銀行等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない

場合には、当該被管理金融機関は、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十七条第一項第一号及び第二号並びに第四百七十一条第三号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 資本金の額の減少

二 事業の全部又は重要な一部の譲渡

三 解散

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一・二 (略)

3 金融整理管財人は、会社法第三百三十九条第一項(同法第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四百三条第一項、信用金庫法第三十五条の八第一項、中小企業等協同組合法第四十二条第一項並びに労働金庫法第三十七条の六第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、監事又は会計監査人。次項において同じ。)を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項並びに労働金庫法第三十二条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を選任することができる。

5 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時株主総会又は通常総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任することができるときは、通常総代会)の終結の時に、執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6 第一項から第四項までに規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等又は取締役会の決議又は議決があつたものとみなす。

7 12 (略)

場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五条、第三百七十五条及び第四百五条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 営業の全部又は重要な一部の譲渡

二 資本の減少

三 解散

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一・二 (略)

3 金融整理管財人は、商法第二百五十七条第一項及び第二百五十七条ノ三第一項(これらの規定を同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)、商法特例法第二十一条の十三第六項、信用金庫法第三十八条第一項、中小企業等協同組合法第四十一条第一項並びに労働金庫法第四十一条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役又は監査役(被管理金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事又は監事。次項において同じ。)を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役又は監査役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、商法第二百五十四条第一項及び第二百五十七条ノ二第一項本文(これらの規定を同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)、商法特例法第二十一条の十三第一項、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項並びに労働金庫法第三十四条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役又は監査役を選任することができる。

5 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役及び監査役は選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時総会又は通常総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任することができるときは、通常総代会)の終結の時に、執行役は選任時の属する営業年度の終了後最初に招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に退任する。

6 第一項から第四項までに規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議又は議決があつたものとみなす。

7 12 (略)

(代替許可に係る登記の特例)

第八十八条 前条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(債権者保護手続の特例)

第八十九条 銀行等である被管理金融機関が資本金の額の減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。

(管理の終了)

第九十条 金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理金融機関の事業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

(承継銀行の設立の決定)

第九十一条 内閣総理大臣は、被管理金融機関の業務承継(承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下この章において同じ。)のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定

2・3 (略)

(承継銀行の経営管理)

第九十四条 機構は、承継銀行が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

一 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うこと。

二・三 (略)

2・3 (略)

(代替許可に係る登記の特例)

第八十八条 前条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(債権者保護手続の特例)

第八十九条 銀行等である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条第一項の規定による催告は、することを要しない。

(管理の終了)

第九十条 金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理金融機関の営業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

(承継銀行の設立の決定)

第九十一条 内閣総理大臣は、被管理金融機関の業務承継(承継銀行が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下この章において同じ。)のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うべき旨の決定

2・3 (略)

(承継銀行の経営管理)

第九十四条 (同上)

一 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うこと。

二・三 (略)

2・3 (略)

(事業譲渡等の承認を要しない場合)

第九十五条 会社法第四百六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、機構が承継銀行の発行済株式の全部を所有する場合における第九十三条第二項の規定による確認がされた資産については、適用しない。

(経営管理の終了等)

第九十六条 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一 (略)

二 当該承継銀行の事業の全部の譲渡

三・四 (略)

2・3 (略)

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第一百一条 (略)

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 承継銀行がその事業の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に譲渡するもの

四 (略)

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一・二 (略)

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

四 (略)

4・7 (略)

(株式等の引受け等の決定)

第一百五条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項又は第二項の申

(商法第二百四十六条の不適用)

第九十五条 商法第二百四十六条の規定は、機構が承継銀行の発行済株式の全部を所有する場合における第九十三条第二項の規定による確認がされた資産については、適用しない。

(経営管理の終了等)

第九十六条 (同上)

一 (略)

二 当該承継銀行の営業の全部の譲渡

三・四 (略)

2・3 (略)

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第一百一条 (略)

2 (同上)

一・二 (略)

三 承継銀行がその営業の全部(当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に譲渡するもの

四 (略)

3 (同上)

一・二 (略)

三 前項第三号に掲げる営業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該営業の譲渡により譲り受けたもの

四 (略)

4・7 (略)

(株式等の引受け等の決定)

第一百五条 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

「機構が第一号措置により取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。」

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二・三 (略)

5 8 (略)

(資本金の額の減少を行う場合の特例)

第百六条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合における当該資本金の額の減少について準用する。

3 第一項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、当該条件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会の議事録その他政令で定める書面を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本金の額の減少に

「機構が第一号措置により取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。」

二・三 (略)

5 8 (略)

(資本の減少を行う場合の特例)

第百六条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第四項の決定において、当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社の資本の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合における当該資本の減少について準用する。

3 第一項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等又は当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、当該条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本の減少について

ついでに株主総会又は種類株主総会の決議を得られなかつたときは、当該銀行等又は対象子会社について第一号措置に係る認定を取り消すとともに、当該銀行等又は銀行持株会社等について前条第四項の決定を取り消すものとする。

5 (略)

(会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例)

第七七条の二 第一百五条第一項又は第二項の申込みが株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。以下この条において同じ。)の引受けである場合において、内閣総理大臣が当該申込みに係る同条第四項の決定を行ったときは、当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数、当該発行済株式に係る転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による交付によつて増加すべき株式の数に、当該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の転換によつて増加すべき株式の数及び当該引受けに係る劣後特約付社債に付された新株予約権の行使による交付によつて増加すべき株式の数を加えた数(以下この項において「引受後株式総数」という。)が、当該発行済株式の総数の四倍を超えるときは、当該金融機関又は当該銀行持株会社等は、会社法第二百三十三条第三項の規定にかかわらず、第一百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができる。

2 前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十六条第二項の規定の適用については、同項中、「その議事録」とあるのは、「その議事録及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面」とする。

(議決権制限株式の発行の特例)

第七七条の三 会社法第一百五条の規定の適用については、第一号措置に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第一百五条第四項の決定に従い発行する議決権制限株式(同法第一百五条に規定する議決権制限株式をいう。以下この条において同じ。)は、ないものとみなす。

2 (略)

3 前項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中、「次の書面」とあるのは、「次の書面及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一百五条第四項の決定に従つた議決権制限株式の発行であることを証する書面」とする。

の株主総会の決議を得られなかつたときは、当該銀行等又は対象子会社について第一号措置に係る認定を取り消すとともに、当該銀行等又は銀行持株会社等について前条第四項の決定を取り消すものとする。

5 (略)

(会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例)

第七七条の二 第一百五条第一項又は第二項の申込みが株式又は劣後特約付社債(新株予約権が付されているものに限る。以下この条において同じ。)の引受けである場合において、内閣総理大臣が当該申込みに係る同条第四項の決定を行ったときは、当該申込みをした金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数、当該発行済株式に係る転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による交付によつて増加すべき株式の数に、当該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の転換の請求による発行によつて増加すべき株式の数及び当該引受けに係る劣後特約付社債に付された新株予約権の行使による発行によつて増加すべき株式の数を加えた数(以下この項において「引受後株式総数」という。)が、当該発行済株式の総数の四倍を超えるときは、当該金融機関又は当該銀行持株会社等は、商法第三百四十七条の規定にかかわらず、第一百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の四倍に相当する数に達するまで当該金融機関又は当該銀行持株会社等が発行する株式の総数を増加させることができる。

2 前項の規定に基づき金融機関又は銀行持株会社等がその発行する株式の総数を増加させる場合における当該増加による変更の登記の申請書に関する商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七十九条第一項の規定の適用については、同項中、「その議事録」とあるのは、「その議事録及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一百五条第四項の決定に従つた株式又は劣後特約付社債の引受けを証する書面」とする。

(議決権制限株式の発行の特例)

第七七条の三 商法第二百二十二条第五項及び第六項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関又は当該金融機関を対象子会社とする銀行持株会社等が第一百五条第四項の決定に従い発行する議決権制限株式(同法第二百二十二条第四項に規定する議決権制限株式をいう。以下この条において同じ。)は、ないものとみなす。

2 (略)

3 前項の場合における商業登記法第八十二条の規定の適用については、同条中、「次の書類」とあるのは、「次の書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一百五条第四項の決定に従つた議決権制限株式の発行であることを証する書面」とする。

(優先出資の発行の特例)

第七七条の四 優先出資法第四條第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百五条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 (略)

(計画の公表等)

第八八条 (略)

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等又は取得貸付債権(機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)(の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該第一号措置の認定に係る金融機関(第百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)(に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

3 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

「機構が第一号措置により取得した株式等(次に掲げるものを含む。)(その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(優先出資の発行の特例)

第七七条の四 優先出資法第三條第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百五条第四項の決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 (略)

(計画の公表等)

第八八条 (略)

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等(機構が第一号措置により取得した株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)(、機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)(その他の政令で定める株式等をいう。以下この章において同じ。)(又は取得貸付債権(機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)(の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該第一号措置の認定に係る金融機関(第百五条第三項の規定により経営健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)(に対し、同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(新設)

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（第一号措置に係る株式交換等の認可）

第百八条の二 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得株式等（前条第三項に規定する取得株式等をいう。以下この章において「発行金融機関等」という。）である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行救済金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二・三 （略）

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は同項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項に規定する承継子会社を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したものをいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営

（第一号措置に係る株式交換等の認可）

第百八条の二 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、機構が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 （同上）

一 株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二・三 （略）

3 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関又は同項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社（次条第四項に規定する承継子会社を含む。）であるものは、その実施している経営健全化計画（第百五条第三項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項の規定により提出したものをいう。）に代えて、当該経営健全化計画に記載された方策（当該経営

健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 (略)

(第一号措置に係る組織再編成の認可)

第百八条の三 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。）であつて機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関」という。）は、合併、会社の分割、会社の分割による事業の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び第百五十一条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認可をするものとする。

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第百五条第三項又は次項の規定により提出したものを含む。）に係る事業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。）であること。

二・三 (略)

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

3 (略)

4 前三項の規定は、第百五条第四項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（承継金融機関を含む。）であつて当該金融機関が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関でなくなつたもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」と

健全化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための方策その他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画を、当該株式交換等により当該発行金融機関等の完全親会社となつた会社と連名で、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 (略)

(第一号措置に係る組織再編成の認可)

第百八条の三 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（この項の認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継金融機関を含む。）であつて機構が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関」という。）は、合併、会社の分割、会社の分割による事業の承継又は事業譲渡等（以下この条において「組織再編成」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び第百五十条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 (同上)

一 組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第百五条第三項又は次項の規定により提出したものを含む。）に係る営業（以下この項において「経営健全化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関」という。）であること。

二・三 (略)

四 組織再編成により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

3 (略)

4 前三項の規定は、第百五条第四項の決定に従い機構が株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の決定に従い機構が株式等の引受け等を行つた金融機関（承継金融機関を含む。）であつて当該金融機関が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関でなくなつたもの（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」と

いう。このうち、経営健全化計画（第百五条第三項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したものを含む。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併、会社分割」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第百五条第四項の決定に従い株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割」と、第二項中「組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第百五条第三項又は次項の規定により提出したものを含む。）に係る事業」とあるのは「当該経営健全化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画に係る事業」と、「以下この条において「承継金融機関」という。」であること」とあるのは「」を子会社とする銀行持株会社等であること」と、「承継金融機関を含む」とあるのは「承継子会社を含む」と、前項中「承継金融機関」とあるのは「承継子会社」と、「経営の合理化のための方策」とあるのは「第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替えるものとする。

5～8（略）

（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

第百十条 内閣総理大臣は、第百二条第一項又は第百四条第八項（第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第七十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る金融機関に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2・3（略）

（株式の取得等）

第百十二条（略）

2（略）

3 第一項の規定による株式の取得については、会社法第百二十八条第一項本文及び第百三十条第一項の規定は、適用しない。

4（略）

5 特別危機管理銀行が会社法第百八条第二項（第九号に係る部分に限る。）の定款の定めをしているときは、当該定めは、公告時において廃止されたものとみなす。

（特別危機管理銀行の役員等の選任及び解任の特例）

いう。このうち、経営健全化計画（第百五条第三項の規定、前条第三項（第八項において準用する場合を含む。）の規定、この項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したものを含む。）を実施しているものについて準用する。この場合において、第一項中「合併、会社の分割」とあるのは「機構が当該経営健全化計画に係る第百五条第四項の決定に従い株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社の分割」と、第二項中「組織再編成の後において機構が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関であること又は当該対象金融機関が実施している経営健全化計画（第百五条第三項又は次項の規定により提出したものを含む。）に係る営業」とあるのは「当該経営健全化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は組織再編成の後において当該経営健全化計画に係る営業」と、「以下この条において「承継金融機関」という。」であること」とあるのは「」を子会社とする銀行持株会社等であること」と、「承継金融機関を含む」とあるのは「承継子会社を含む」と、前項中「承継金融機関」とあるのは「承継子会社」と、「経営の合理化のための方策」とあるのは「第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、経営の合理化のための方策」と読み替えるものとする。

5～8（略）

（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

第百十条 内閣総理大臣は、第百二条第一項又は第百四条第八項（第百五条第九項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第七十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る金融機関に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2・3（略）

（株式の取得等）

第百十二条（略）

2（略）

3 第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五条第一項及び第二百六条第一項の規定は、適用しない。

4（略）

5 特別危機管理銀行が商法第二百二十二条第七項の定款の定めをしているときは、当該定めは、公告時において廃止されたものとみなす。

（特別危機管理銀行の役員等の選任及び解任の特例）

第百十四条 機構は、会社法第三百二十九条第一項及び第四百二条第二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人を選任することができる。この場合において、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。

2 機構は、会社法第三百三十九条第一項及び第四百三条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人を解任することができる。

3 第一項の規定による選任又は前項の規定による解任があつたときは、会社法第三百二十九条第一項若しくは第三百三十九条第一項に規定する株主総会の決議又は同法第四百二条第二項若しくは第四百三条第一項に規定する取締役会の決議があつたものとみなす。

(特別危機管理銀行の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第百十六条 特別危機管理銀行は、その取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別危機管理銀行の取締役、執行役、会計参与、監査役及び会計監査人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(債権者保護手続の特例)

第百十七条 第八十九条の規定は、特別危機管理銀行が資本金の額の減少の決議をした場合について準用する。

(第三号措置の終了)

第百二十条 内閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を終えるものとする。

一・二 (略)

三 当該特別危機管理銀行の事業の譲渡

四 (略)

2 4 (略)

(負担金の納付等)

第百二十二条 (略)

2 前項の公告がされたときは、金融機関は、当該公告において定められた期間に含まれる各

第百十四条 機構は、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)及び商法特例法第二十一条の十三第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役、執行役及び監査役を選任することができる。この場合において、特別危機管理銀行の取締役、執行役又は監査役の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。

2 機構は、商法第二百五十七条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)及び商法特例法第二十一条の十三第六項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、特別危機管理銀行の取締役、執行役又は監査役を解任することができる。

(特別危機管理銀行の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第百十六条 特別危機管理銀行は、その取締役、執行役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別危機管理銀行の取締役、執行役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(債権者保護手続の特例)

第百十七条 第八十九条の規定は、特別危機管理銀行が資本減少の決議をした場合について準用する。

(第三号措置の終了)

第百二十条 (同上)

一・二 (略)

三 当該特別危機管理銀行の営業の譲渡

四 (略)

2 4 (略)

(負担金の納付等)

第百二十二条 (略)

2 前項の公告がされたときは、金融機関は、当該公告において定められた期間に含まれる各

事業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、負担金を納付するものとする。

3 第一項の負担金の額は、各金融機関につき、当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、次条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 （略）

（借入金及び機構債等）

第二百二十六条 機構は、危機対応業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は機構債の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は機構債の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される機構債については、これを第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（預金等の払戻しに関する商法の特例）

第二百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中、「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは、「第二百二十七条において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項及び第五項中、「弁済を行う決済債務の種類」とあるのは、「払戻しを行う預金等の種別」と、「弁済の」とあるのは、「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは、「払戻しをする」と読み替えるものとする。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）

第二百二十八条 第六十九条の三（第三項及び第四項を除く。）の規定は、同条第一項各号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は特別清算開始の命令があつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中、「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合

営業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、負担金を納付するものとする。

3 第一項の負担金の額は、各金融機関につき、当該負担金を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該負担金を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、次条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 （略）

（借入金及び債券等）

第二百二十六条 機構は、危機対応業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は債券の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される債券については、これを第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（預金等の払戻しに関する商法の特例）

第二百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第六項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中、「同項に規定する決済債務の弁済」とあるのは、「第二百二十七条において準用する同項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項中、「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは、「第二百二十七条において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」と、同条第五項及び第六項中、「弁済を行う決済債務の種類」とあるのは、「払戻しを行う預金等の種別」と、「弁済の」とあるのは、「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは、「払戻しをする」と読み替えるものとする。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）

第二百二十八条 第六十九条の三（第三項及び第四項を除く。）の規定は、同条第一項各号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は整理開始若しくは特別清算開始の命令があつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中、「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算し

計額に達するまでを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

(信用金庫等の総会等の招集手続の特例)

第三百三十条 適格性の認定等を受けた信用金庫等が行う事業譲渡等及びその実施に必要な定款の変更について議決するための当該信用金庫等の総会は、総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の同意があるときは、信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員」とあるのは「総代の全員」と、「信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条」とあるのは「信用金庫法第四十九条第五項において準用する同法第四十五条、中小企業等協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十九条及び労働金庫法第五十五条第五項において準用する同法第四十九条」と読み替えるものとする。

(事業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第三百三十一条 第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該事業譲渡等又は付保預金移転に係る債務の引受けは、当該事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受ける債務に係る債権者（第五項において「移転債権者」という。）の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る事業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る事業譲渡等又は付保預金移転がされたときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関は、その日から二週間以内に、当該事業譲渡等又は付保預金移転の内容の要旨及びこれに対し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 (略)

5 第三項の規定にかかわらず、破綻金融機関及び救済金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該破綻金融機関及び救済金

た保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

(信用金庫等の総会等の招集手続の特例)

第三百三十条 適格性の認定等を受けた信用金庫等が行う営業譲渡等及びその実施に必要な定款の変更について議決するための当該信用金庫等の総会は、総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の同意があるときは、信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員」とあるのは「総代の全員」と、「信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条」とあるのは「信用金庫法第五十条第五項において準用する同法第四十五条、中小企業等協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十九条及び労働金庫法第五十五条第五項において準用する同法第四十九条」と読み替えるものとする。

(営業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第三百三十一条 第五十九条第二項第三号に掲げる営業譲渡等又は付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該営業譲渡等又は付保預金移転に係る債務の引受けは、当該営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受ける債務に係る債権者（第五項において「移転債権者」という。）の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る営業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る営業譲渡等又は付保預金移転がされたときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関は、その日から二週間以内に、当該営業譲渡等又は付保預金移転の内容の要旨及びこれに対し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 (略)

(新設)

融機関による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

6| (略)

7| 破綻金融機関の債権者（第一項に規定する事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の破綻金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき第一項に規定する事業譲渡等又は付保預金移転により弁済を受けることができないこととなった金額があるときは、当該債権者は、救済金融機関に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

8| 救済金融機関の債権者（第一項に規定する事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）

第百三十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。

2・3 (略)

4| 第二項の規定にかかわらず、新受託者が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、当該新受託者による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

5| 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者（定型的信託であつて委託者が信託利益の全部を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第八項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

6| 9| (略)

(削除)

5| (略)

6| 破綻金融機関の債権者（第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の破綻金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により弁済を受けることができないこととなった金額があるときは、当該債権者は、救済金融機関に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

7| 救済金融機関の債権者（第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）

第百三十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする営業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の営業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。

2・3 (略)

(新設)

4| 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者（定型的信託であつて委託者が信託利益の全部を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第七項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

5| 8| (略)

9| 商法第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで並びに第二百四十五条ノ四並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第二百三十二条ノ六の規定は、第七項の規定による請求について準用する。この場合において、商法第二百四十五条ノ三第一項、第三項及び第四項の規定中、「決議ノ日」とあるのは、「異議ヲ述べタル日」と、同条第一項、第三項及び第七

10 会社法第四百六十九條第五項から第七項まで、第四百七十條、第四百六十八條第一項、第四百七十條（第四号に係る部分に限る。）、第四百七十一條本文、第四百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第四百七十三條本文、第四百七十五條及び第四百七十六條の規定は、第八項の規定による自己の受益権の買取請求について準用する。この場合において、同法第四百六十九條第五項中、「この章に」とあるのは、「この条及び次条に」と、「効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間」とあるのは、「預金保険法第三百三十二條第五項に規定する異議を述べた日から起算して二十日以内」と、「係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは、「係る受益権の種類及び種類」との数」と、同項から同条第七項まで並びに同法第四百七十條第一項、第三項、第五項及び第六項中、「株式買取請求」とあるのは、「受益権買取請求」と、同法第四百六十九條第六項及び第四百七十條第一項から第三項までの規定中、「株主」とあるのは、「受益者」と、同法第四百六十九條第六項及び第四百七十條第一項中、「事業譲渡等をする株式会社」とあるのは、「預金保険法第三百三十二條第一項に規定する新受託者」と、同法第四百六十九條第七項中、「事業譲渡等を中止したとき」とあるのは、「預金保険法第三百三十二條第一項に規定する受託者更迭を中止したとき」と、同法第四百七十條第一項及び第二項中、「株式の価格」とあるのは、「受益権の価格」と、同条第一項、第二項及び第四項中、「株式会社は、」とあるのは、「新受託者は、」と、同条第一項中、「効力発生日」とあるのは、「同条第二項の規定による異議を述べた日から起算して二十日を経過した日（以下この条において「経過日」という。）」と、同条第二項及び第三項中、「効力発生日」とあるのは、「経過日」と、同条第五項中、「株式の買取」とあるのは、「受益権の買取」と、「株式の代金」とあるのは、「受益権の代金」と、同条第六項中、「株券」とあるのは、「受益証券」と、「株式について」とあるのは、「受益権について」と、「株式の代金」とあるのは、「受益権の代金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11・12 （略）

第三百三十二條の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について前条第一項の規定による更迭が行われた場合は、新受託者は、遅滞なく、権利者集会（資産の流動化に関する法律第

六項中「株式」とあるのは「受益権」と、同条第三項及び第四項中「株主」とあるのは「移転受益者」と、同法第二百四十五條ノ四中「第二百四十五條ノ二」とあるのは「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十二條第七項」と、「株主」とあるのは「移転受益者」と、「第二百四十五條第一項二掲ゲル行為」とあるのは「営業又八事業ノ譲渡」と、非訟事件手続法第三百三十二條ノ六第一項中「及び第四百十三條ノ三第七項」とあるのは「第四百十三條ノ三第七項及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十二條第九項」と、同条第二項中「株主」とあるのは「移転受益者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

10・11 （略）

第三百三十二條の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について前条第一項の規定による更迭が行われた場合は、新受託者は、遅滞なく、権利者集会（資産の流動化に関する法律第

三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。次項において同じ。）を招集し、当該更迭についてその承認を求めなければならない。この場合において、同法第二百四十四条第三項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 特定目的信託に係る前条第十一項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもつて定めた者」とする。

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第百三十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、被管理金融機関及び承継金融機関が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた方法によりするときは、当該被管理金融機関及び承継金融機関による同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4・5 (略)

6 前各項の規定は、承継銀行又は特別危機管理銀行が他の金融機関に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第百三十四条 前条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

2 前条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。次項において同じ。）を招集し、当該更迭についてその承認を求めなければならない。この場合において、同法第百八十三条第三項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 特定目的信託に係る前条第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもつて定めた者」とする。

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第百三十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

3・4 (略)

5 前各項の規定は、承継銀行又は特別危機管理銀行が他の金融機関に対する事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第百三十四条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

2 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

(課税の特例)

第百三十五条 (略)

2 承継銀行が第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の事業の譲受け等(次項において「決定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利(第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。)の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 (略)

(報告又は資料の提出)

第百三十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関又は銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行持株会社(第二条第五項第一号に規定する銀行持株会社をいう。)である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第二条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項にそれぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。)又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

第百四十五条 破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与(会計参与が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員)、監査役、会計監査人(会計監査人が法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員)若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人)又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(課税の特例)

第百三十五条 (略)

2 承継銀行が第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の営業の譲受け等(次項において「決定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利(第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。)の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 (略)

(報告又は資料の提出)

第百三十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関又は銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行持株会社(第二条第五項第一号に規定する銀行持株会社をいう。)である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第二条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。)又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

第百四十五条 破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人)又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 被管理金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合に
あつては、その職務を行うべき社員）、監査役、会計監査人（会計監査人が法人である場合
にあつては、その職務を行うべき社員）若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の
使用人若しくは当該被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機代理業
者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第八十
一条第一項（第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項
において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十一条第一
項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第四百四十九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下こ
の条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表
者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従
業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をした
ときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に
対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二 第四百四十五条（次に掲げる者に係る部分に限る。）、第四百四十六条又は第四百四十八
条

各本条の罰金刑

イ 金融機関代理業者（法人に限る。）

ロ 会計参与（法人に限る。）

ハ 会計監査人（法人に限る。）

2（略）

第四百五十条 第四百四十一条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第四百四十二条の罪は、刑法第二条の例に従つ。

第五百一十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関又は銀
行持株会社等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為
について刑を科すべきときは、この限りでない。

一七（略）

八 第三百三十一条第八項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき

2（略）

3 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当
する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは

2 被管理金融機関の取締役、執行役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若し
くは参事その他の使用人若しくは当該被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業
者（金融機代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者で
あつた者が第八十一条第一項（第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を
含む。以下この項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又
は第八十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様
とする。

第四百四十九条（同上）

一（略）

二 第四百四十五条（金融機関代理業者に係る部分に限る。）、第四百四十六条又は第四百十八
条

各本条の罰金刑

2（略）

（新設）

第五百五十条（同上）

一七（略）

八 第三百三十一条第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき

2（略）

3（同上）

、この限りでない。

一 銀行 会社法第九百七十六条各号又は銀行法第六十五条各号

二 長期信用銀行 会社法第九百七十六条各号又は長期信用銀行法第二十七条各号

三 六 (略)

4 (略)

第百五十二条 (略)

第百五十三条 (略)

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。)との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という。)を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 七 (略)

2 (略)

(協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、事業の譲受け等について第六十二条第一項、第一百一条第六項又は第百十八条第三項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該事業の譲受け等を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関と合併し、その事業を譲り受け、又はその預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の事業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。

二 三 (略)

四 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該事業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 十 (略)

一 銀行 商法第四百九十八条第一項各号又は銀行法第六十五条各号

二 長期信用銀行 商法第四百九十八条第一項各号又は長期信用銀行法第二十七条各号

三 六 (略)

4 (略)

第百五十一条 (略)

第百五十二条 (略)

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。)との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた営業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という。)を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 七 (略)

2 (略)

(協定)

第八条 (同上)

一 協定銀行は、営業の譲受け等について第六十二条第一項、第一百一条第六項又は第百十八条第三項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該営業の譲受け等を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関と合併し、その営業を譲り受け、又はその預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の営業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。

二 三 (略)

四 協定銀行は、第一号の規定による営業の譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該営業の譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 十 (略)

2・3 (略) (資金の貸付け及び債務の保証) 第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。 2 (略)	2・3 (略) (資金の貸付け及び債務の保証) 第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる営業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。 2 (略)
(課税の特例) 第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う資産の買取り(以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。 2 (略)	(課税の特例) 第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の営業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う資産の買取り(以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。 2 (略)
(法律の適用) 第二十三条 (略) 2・3 (略) 4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。 一六 (略) 七 第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第七条第一項」とする。 5 附則第八条の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第一項」とする。 6 8 (略)	(法律の適用) 第二十三条 (略) 2・3 (略) 4 (同上) 一六 (略) 七 第百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第七条第一項」とする。 5 附則第八条の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、第百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第一項」とする。 6 8 (略)

改 正 案

現 行

目次 第一章～第四章（略） 第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第三十条―第三十六条） 第六章～第九章（略） 附則	目次 第一章～第四章（略） 第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十条―第三十六条） 第六章～第九章（略） 附則
（定義等） 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。 7～16（略）	（定義等） 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十一年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）をいう。 7～16（略）
（銀行の機関） 第四条の二 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。 一 取締役会 二 監査役会又は委員会（会社法第二条第十二号（定義）に規定する委員会をいう。第五十条の十八第二項第二号において同じ。） 三 会計監査人	（新設）
（資本金の額） 第五条 銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。 2（略） 3 銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	（資本の額） 第五条 銀行は、資本の額が政令で定める額以上の株式会社でなければならない。 2（略） 3 銀行は、その資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
（商号） 第六条（略）	（商号） 第六条（略）

- 2 銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。
- 3 (略)

(取締役等の兼職の制限)

第七条 銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 (略)

(取締役等の適格性等)

第七条の二 銀行の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

2| 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、銀行の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3| 銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号(取締役の資格等)(同法第三百三十五条第一項(監査役の資格等)及び第四百二条第四項(執行役の選任等)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

4| 会社法第三百三十一条第二項ただし書(取締役の資格等)(同法第三百三十五条第一項(監査役の資格等)において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(取締役の任期)(同法第三百三十四条第一項(会計参与の任期)において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項(監査役の任期)及び第四百二条第五項ただし書(執行役の選任等)の規定は、銀行については、適用しない。

(業務の範囲)

第十条 (略)

- 2 (略)

3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 (略)

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債の発行)に規定する短期商工債

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項(短期債の発行)

- 2 銀行でない者は、その商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。
- 3 (略)

(取締役等の兼職の制限)

第七条 銀行の常務に従事する取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。)(第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

- 2 (略)

(取締役等の適格性)

第七条の二 銀行の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(業務の範囲)

第十条 (略)

- 2 (略)

3 (同上)

- 一 (略)

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項(全国連合)

（）に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（削る）

イ・ロ（略）

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

4 6（略）

7 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第三条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

8 10（略）

第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

（無限責任社員等となることの禁止）

第十二条の三 銀行は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与、又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本

会の短期債券の発行）に規定する短期債券

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第七項において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

七（同上）

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ・ハ（略）

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

4 6（略）

7 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

8 10（略）

第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

（新設）

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 銀行の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与、又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本

の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社）が共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2
5（略）

（取締役等に対する信用の供与）

第十四条（略）

2 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項（競業及び利益相反取引の制限）の規定及び同法第四百九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項（取締役会の決議）の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数」とする。

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二（略）

2・3（略）

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営ん

の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2
5（略）

（取締役等に対する信用の供与）

第十四条（略）

2 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における商法第二百六十五条第一項（取締役と会社間の取引）（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の規定による取締役会の承認は、商法第二百六十条ノ二第一項（取締役会の決議方法）の規定にかかわらず、取締役の過半数が出席しその取締役の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二（略）

2・3（略）

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営ん

でいる会社に限る。を除外。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項（認可）の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5）8（略）

（銀行等による議決権の取得等の制限）

第十六条の三（略）

2・3（略）

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

一（略）

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）。その合併をした日

四（略）

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その吸収分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その事業の譲受けをした日

5）8（略）

（事業年度）

第十七条 銀行の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（資本準備金及び利益準備金の額）

第十八条 銀行は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五條第四項（資本金の額

でいる会社に限る。を除外。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六條第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5）8（略）

（銀行等による議決権の取得等の制限）

第十六条の三（略）

2・3（略）

4（同上）

一（略）

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六條第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）。その合併をした日

四（略）

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その営業又は事業の譲受けをした日

5）8（略）

（営業年度）

第十七条 銀行の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（利益準備金の積立て等）

第十八条 銀行は、資本準備金の額と併せてその資本の額に達するまでは、毎決算期に利益の

及び準備金の額)の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

(業務報告書等)

第十九条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度(四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(貸借対照表等の公告等)

第二十条 銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間貸借対照表等」という。)並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「貸借対照表等」という。)を作成しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成しなければならない。

3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。

4 銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

処分として支出する金額の五分の一以上を、商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配を行うことにその分配額の五分の一をそれぞれ利益準備金として積み立てなければならない。

2 銀行に対する商法第二百八十九条第二項(法定準備金の減少)の規定の適用については、同項中「資本ノ四分ノ一二相当スル額」とあるのは、「資本ノ額」とする。

(業務報告書等)

第十九条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該営業年度の中間営業年度(四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(貸借対照表等の公告等)

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「貸借対照表等」という。)を作成し、中間貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5| 前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二十三条第三号（定義）に規定する公告方法をいう。以下同じ。）が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行は、内閣府令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することにより、この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

6| 前項に規定する銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をいたすものとみなす。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3| 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4| 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5| 前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

（新設）

（新設）

（新設）

6| 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

7| 銀行は、前各項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(事業報告等の記載事項等)

第二十二條 銀行が会社法第四百三十五條第一項(計算書類等の作成及び保存)の規定により作成する事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

第二十三條 会社法第四百三十三條(会計帳簿の閲覧等の請求)の規定は、銀行の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

(免許の取消し等)

第二十七條 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命じ、又は第四條第一項の免許を取り消すことができる。

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け

(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)

第三十條 (略)

2 銀行を当事者とする会社分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(削る)

4| 銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む)

3| 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

4| 銀行は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(営業報告書類等の記載事項)

第二十二條 銀行が商法第二百八十一條第一項(計算書類の作成)又は商法特例法第二十一條の二十六條第一項(計算書類の作成等)の規定により作成する営業報告書及び附属明細書の記載事項は、内閣府令で定める。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

第二十三條 商法第二百九十三條ノ六(株主の帳簿閲覧権)、第二百九十三條ノ八(親会社の株主の帳簿閲覧権)及び有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十四條ノ三(親会社の社員の帳簿閲覧権)の規定は、銀行の会計の帳簿及び資料については、適用しない。

(免許の取消し等)

第二十七條 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役若しくは監査役の解任を命じ、又は第四條第一項の免許を取り消すことができる。

第五章 合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)

第三十條 (略)

2 銀行を当事者とする分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4| 銀行は、信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。以下この章において「信用金庫等」という。)から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、当該事業の全部又は一部の譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5| 前項の規定により銀行が信用金庫等から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては

む。以下この章において、「信用金庫等」という。）から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（営業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

第三十一条 内閣総理大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条の規定による合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下この条において「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等（第四条第五項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は信用金庫等が業務を行つてゐる地域（会社分割により事業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けに係る場合にあつては、当該一部の事業が行われている地域に限る。）における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること。

二・三 （略）

（合併の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条 銀行が合併の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

（会社分割の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条の二 銀行が会社分割の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

2 会社法第七百五十九條第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十一條第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四條第二項及び第三項（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）並びに第七百六十六條第二項及び第三項（持分会社を設立する新設分割の効力の発生等）の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には、適用しない。

（事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）

第三十四条 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議（会社法第四百六十八條（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七條第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役

、当該信用金庫等を会社とみなして、商法第二百四十五條及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（営業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

第三十一条 （同上）

一 前条の規定による合併、分割、営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部若しくは一部の譲受け（以下この条において「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等（第四条第五項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は信用金庫等が業務を行つてゐる地域（分割により営業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は営業の一部の譲渡若しくは譲受け若しくは事業の一部の譲受けに係る場合にあつては、当該一部の営業又は事業が行われている地域に限る。）における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること。

二・三 （略）

（合併の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条 銀行が合併の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する商法第四百十二條第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）

第三十三条の二 銀行が会社の分割の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十四條ノ四第一項又は第三百七十四條ノ二十第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

2 商法第三百七十四條ノ十第二項又は第三百七十四條ノ二十六第一項（分割の効力）の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には適用しない。

（営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）

第三十四条 銀行を当事者とする営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の譲受けについて株主総会の決議（商法第二百四十五條ノ五（簡易な営業の譲受けの手續）（第三十條第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む

会の決議又は執行役の決定)がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、銀行が、同項の規定による公告を、官報のほか、第五十七条の規定による定款の定めに従い、同条各号に掲げる公告方法によりするときは、同項の各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けについて承認したものとみなす。

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 銀行を当事者とする事業の一部の譲渡又は譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

2 (略)

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定によりされた公告及び催告に係る債権者の異議について準用する。

(会社分割又は事業の譲渡の公告等)

第三十六条 銀行は、会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは一部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

2 その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行が前項の規定による公告をしたときは、当該公告をした銀行の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条(指名債権の譲渡の对抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもつて確定日付とする。

む。)の規定により商法第二百四十五条第一項(営業の譲渡又は譲受け等)の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定)がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

2 (略)

(新設)

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けを承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 銀行を当事者とする営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の一部の譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該営業の一部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

2 (略)

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定によりされた公告及び催告に係る債権者の異議について準用する。

(分割又は営業の譲渡の公告等)

第三十六条 銀行は、分割により営業の全部若しくは一部を承継させ、又は営業の全部若しくは一部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告がされたときは、当該公告をした銀行の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条(指名債権の譲渡の对抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもつて確定日付とする。

(定款の解散事由の規定の効力)

第三十九条 銀行は、会社法第四百七十一条第一号及び第二号(解散の事由)の規定にかかわらず、同条第一号又は第一号に掲げる事由によつては、解散しない。

(免許の失効)

第四十一条 銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

一 (略)

二 会社分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。

三・四 (略)

(他業会社への転移等)

第四十三条 (略)

2 前項の規定は、銀行等以外の会社が合併又は会社分割により銀行の預金又は定期積金等の債務を承継した場合について準用する。

3 (略)

(清算人の任免等)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、清算をする銀行(次項並びに次条第三項、第五項、第七項及び第八項において「清算銀行」という。)の清算人となることができない。

4 清算銀行の清算人に対する会社法第四百七十八条第六項(清算人の就任)において準用する同法第三百三十一条第一項第三号(取締役の資格等)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

(清算の監督)

第四十五条 銀行の清算は、裁判所の監督に属する。

2 銀行の清算の監督は、銀行の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 裁判所は、清算銀行の清算事務及び財産の状況を検査するとともに、当該清算銀行に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。この場合においては、当該検査をさせるため、特別検査人を選任することができる。

4 会社法第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第一号に係る部分に限る)。

(定款の解散原因の規定の効力)

第三十九条 銀行は、商法第四百四条(解散の原因)の規定にかかわらず、同法第九十四条第一号(解散の原因)に掲げる事由によつては、解散しない。

(免許の失効)

第四十一条 (同上)

一 (略)

二 分割により営業の全部を承継させ、又は営業の全部を譲渡したとき。

三・四 (略)

(他業会社への転移等)

第四十三条 (略)

2 前項の規定は、銀行等以外の会社が合併又は分割により銀行の預金又は定期積金等の債務を承継した場合について準用する。

3 (略)

(清算人の任免)

第四十四条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(清算の監督)

第四十五条 裁判所は、銀行が解散した場合において、当該銀行であつた会社の清算事務及び財産の状況を検査するとともに、当該会社に対し、財産の供託を命じ、その他清算の監督に必要な命令をすることができる。

（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項前段の規定による命令について、同法第八百七十四条（第二号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は同項後段の規定による特別検査人の選任について、それぞれ準用する。

5| 裁判所は、第三項後段の規定により特別検査人を選任した場合には、清算銀行が当該特別検査人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

6| 会社法第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の報酬の額の決定について準用する。

7| 清算銀行の清算人は、その就任の日から一週間以内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一| 解散の事由（会社法第四百七十五条第二号又は第三号（清算の開始原因）に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨）及びその年月日

二| 清算人の氏名及び住所

8| 清算銀行の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を裁判所に提出しなければならない。

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第四十六条 裁判所は、銀行の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3 （略）

（外国銀行の免許等）

第四十七条 （略）

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第八条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三

（清算手続等における内閣総理大臣の意見等）

第四十六条 裁判所は、銀行の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3 （略）

（外国銀行の免許等）

第四十七条 （略）

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第八条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四

三條、第二十四條第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第二十五條第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十條第一項及び第二項、第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條（会社分割に係る部分に限る。）、第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十條、第四十一條第二号（会社分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三條、第四十四條、第七章の二、第五十三條第二項（第一号、第五号および第八号を除く。）、第二項、第三項及び第五項、第五十五條第二項及び第三項、第五十六條第五号から第九号まで、第五十七條並びに第五十七條の二第二項の規定を除く。

3（略）

（外国銀行支店の届出）

第四十九條 外国銀行支店は、当該外国銀行支店に係る外国銀行が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資本金又は出資の額を変更したとき。

二（略）

三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四七（略）

（外国銀行支店の公告方法）

第四十九條の二 外国銀行支店は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二十一条第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 会社法第九百四十條第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一條（電子公告調査）、第九百四十六條（調査の義務等）、第九百四十七條（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一條第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三條（改善命令）及び第九百五十五條（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国銀行支店が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十條第三項中「前二項」とあるのは「銀行法第四十七條第二項の規定により外国銀行支店を一の銀行とみなして適用する同法第五十七條の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第二十五條第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十條第一項及び第二項、第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條（分割に係る部分に限る。）、第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十條、第四十一條第二号（分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三條、第四十四條、第七章の二、第五十三條第一項（第一号、第五号および第八号を除く。）、第二項、第三項及び第五項、第五十五條第二項及び第三項並びに第五十六條第五号から第九号までの規定を除く。

3（略）

（外国銀行支店の届出）

第四十九條（同上）

一 資本又は出資の額を変更したとき。

二（略）

三 合併をし、分割により営業を承継させ、若しくは承継し、又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四七（略）

（新設）

(外国銀行に対する免許の失効)

第五十条 第四十九条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出(同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る事業の全部を承継させることとなる会社分割及び事業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。)があつたときは、当該届出をした外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

(外国銀行支店の清算)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 会社法第四百七十六条(清算株式会社の能力)、第二編第九章第一節第二款(清算株式会社の機関)、第四百九十二条(財産目録等の作成等)、同節第四款(債務の弁済等)及び第五百八条(帳簿資料の保存)の規定並びに同章第二節(第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く。)(特別清算)の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国銀行支店の財産についての清算について準用する。

4 第四条第一項の免許を受けた外国銀行については、会社法第八百二十条(日本に住所を有する日本における代表者の退任)の規定は、適用しない。

(銀行等の議決権保有に係る届出書の提出)

第五十二条の二 一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第五十二条の九において「国等」という。)を除く。以下この章及び第九章において「銀行議決権大量保有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、銀行議決権大量保有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。)以内(保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「銀行議決権保有届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法人である場合においては、その資本金の額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名

四 (略)

2 (略)

(外国銀行に対する免許の失効)

第五十条 前条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出(同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る営業の全部を承継させることとなる分割及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。)があつたときは、当該届出をした外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

(外国銀行支店の清算)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 商法第四百二十一条から第四百二十四条まで及び第四百三十条から第四百五十六条まで(株式会社の清算及び特別清算)の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による外国銀行支店の清算について準用する。この場合において、同法第四百二十一条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは、「公告」と読み替えるものとする。

4 第四条第一項の免許を受けた外国銀行については、商法第四百八十三条ノ三(外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議)の規定は、適用しない。

(銀行等の議決権保有に係る届出書の提出)

第五十二条の二 (同上)

一・二 (略)

三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名

四 (略)

2 (略)

(銀行主要株主に係る認可等)

第五十二条の九 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になった者(国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない

3・4 (略)

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 (略)

第五十二条の十八 (略)

2 銀行持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く。)は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

- 一 取締役会
- 二 監査役会又は委員会
- 三 会計監査人

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限等)

第五十二条の十九 銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行

(銀行主要株主に係る認可等)

第五十二条の九 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になった者(国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 (略)

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4・5 (略)

第五十二条の十八 (略)

2 銀行持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く。)は、株式会社でなければならない。

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)

第五十二条の十九 銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執

役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2 (略)

3| 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

4| 会社法第三百三十一条第二項ただし書(取締役の資格等)(同法第三百三十五条第一項(監査役の資格等)において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(取締役の任期)(同法第三百三十四条第一項(会計参与の任期)において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項(監査役の任期)及び第四百二条第五項ただし書(執行役の選任等)の規定は、銀行持株会社については、適用しない。

5| 銀行持株会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら行う会社(従属業務を行う会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の行う業務のためにその業務を行っている会社に限る。))を除く。(以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としよつとすることは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 6 (略)

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)

第五十二条の二十四 (略)

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。))を除く。(以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としよつとすることは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 6 (略)

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)

第五十二条の二十四 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一五 (略)

六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その吸収分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その事業の譲受けをした日

58 (略)

(銀行持株会社の事業年度)

第五十二条の二十六 銀行持株会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の二十七 銀行持株会社は、事業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)(並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。))を作成しなければならない。

2 中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

4 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することである。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に

一五 (略)

六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)。その営業の譲受けをした日

58 (略)

(銀行持株会社の営業年度)

第五十二条の二十六 銀行持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の二十七 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

第五十二条の二十八 銀行持株会社は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)(並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。))を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

に連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第三項の規定による公告をしたものとみなす。

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、事業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。第三項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2| 前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3| 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行持株会社の子会社である銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4| 前三項に定めるもののほか、第一項前段の当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類又は同項後段の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

5| 銀行持株会社は、前各項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（銀行持株会社の事業報告等の記載事項等）

第五十二条の三十 銀行持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する銀行持株会社の事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

（銀行持株会社に係る認可の取消し等）

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条の規定により作成した書類についても、同様とする。

（新設）

（新設）

2| 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

3| 銀行持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（銀行持株会社の営業報告書の記載事項）

第五十二条の三十 銀行持株会社が商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）又は商法特例法第二十一条の二十六第一項（計算書類の作成等）の規定により作成する銀行持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、内閣府令で定める。

（銀行持株会社に係る認可の取消し等）

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣

総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の第十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 4 (略)

(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の三十五 (略)

2 銀行持株会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業を承継させた銀行持株会社又は当該会社分割により事業を承継した銀行持株会社が、その会社分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限り。) は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行持株会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該事業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限り。) は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(銀行代理業に関する報告書)

第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特

総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の第十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 4 (略)

(銀行持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の三十五 (略)

2 銀行持株会社を当事者とする分割(当該分割により営業を承継させた銀行持株会社又は当該分割により営業を承継した銀行持株会社が、その分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限り。) は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限り。) は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(銀行代理業に関する報告書)

第五十二条の五十 銀行代理業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(新設)

定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

3| 前二項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(廃業等の届出)

第五十二条の五十二 (銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。)

一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき、若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二五 (略)

(適用除外)

第五十二条の六十一 (略)

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、次条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して」とあるのは「期限を付して」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 (略)

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としてしようとするとき(第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法

2| 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(廃業等の届出)

第五十二条の五十二 (同上)

一 銀行代理業を廃止したとき、又は分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二五 (略)

(適用除外)

第五十二条の六十一 (略)

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、次条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して」とあるのは「期限を付して」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 (略)

(届出事項)

第五十三条 (同上)

一 (略)

二 第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としてしようとするとき(第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法

律第五條第一項（認可）の規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十條第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）、又は第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

四 資本金の額を増加しようとするとき。

五（八）（略）

2 （略）

3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一・二 （略）

三 第五十二條の二十三第一項第十号又は第十一号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二條の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二條の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

五 （略）

六 資本金の額を変更しようとするとき。

七（九）（略）

4 （略）

（銀行等の公告方法）

第五十七條 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

（電子公告による公告をする期間等）

第五十七條の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に

律第六條第一項（認可）の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十條第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合を除く。）、又は第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

四 資本の額を増加しようとするとき。

五（八）（略）

2 （略）

3 （同上）

一・二 （略）

三 第五十二條の二十三第一項第十号又は第十一号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二條の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二條の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二條の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

五 （略）

六 資本の額を変更しようとするとき。

七（九）（略）

4 （略）

（公告）

第五十七條 銀行又は銀行持株会社がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

（新設）

応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日
 - 三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日
 - 四 第二十條第四項又は第五十二條の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日
 - 五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日
- 2) 会社法第九百四十条第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める¹⁾。

（電子公告調査の規定の適用）

第五十七條の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十一條（電子公告調査）の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項の規定並びに銀行法第十六条第一項、第二十條第四項及び第五十二條の二十八第三項の規定」とする。

（登記）

第五十七條の四 銀行又は銀行持株会社は、次に掲げる事項の登記をしなければならない。

- 一 第二十條第六項の規定による措置をとるときは、中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの
- 二 第五十二條の二十八第五項の規定による措置をとるときは、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（財務大臣への協議）

第五十七條の五 （略）

（財務大臣への通知）

第五十七條の六 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大

（新設）

（新設）

（財務大臣への協議）

第五十七條の二 （略）

（財務大臣への通知）

第五十七條の三 （同上）

臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出（同項第八号に係るもののうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一（略）

二 第十六条の二第四項（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可

三（五）（略）

（財務大臣への資料提出等）

第五十七条の七（略）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一（略）

一の二 第二十条第四項若しくは第五十二条の二十八第三項の規定に違反して、これらの規定による公告をせず、若しくは第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

一の三 第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、第二十一条第四項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二（四）（略）

一（略）

二 第十六条の二第四項（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。）、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可

三（五）（略）

（財務大臣への資料提出等）

第五十七条の四（略）

第六十三条（同上）

一（略）

一の二 第二十条若しくは第五十二条の二十八の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

一の三 第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二（四）（略）

861

支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一三（略）

四 第八条第一項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

五八（略）

九 第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

十（略）

十一 第三十四条第五項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十二（略）

十二の二 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十三十九（略）

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の二、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第六十六条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二 第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

一三（略）

四 第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

五八（略）

九 第十八条の規定に違反して、利益準備金を積み立てず、又は資本準備金若しくは利益準備金を使用したとき。

十（略）

十一 第三十四条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業又は事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十二（略）

（新設）

十三十九（略）

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第四十七条の二、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

（新設）

第六十六条 第六条第二項の規定に違反して商号中に銀行であることを示す文字を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

改正案

目次

第一章（略）

第二章 保管振替機関

第一節 通則（第三条―第三条の六）

第二節・第三節（略）

第四節 合併、分割及び事業の譲渡（第十条―第十二条の三）

第五節（略）

第三章 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する会社法の特例

第一節・第二節（略）

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に関する会社法の特例（第二十九条―第三十五条）

第四節（略）

第四章・第六章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券その他の有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関等に関し必要な事項を定めるとともに、保管振替機関が保管する株券その他の有価証券に表示されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する会社法（平成十七年法律第 号）の特例を定め、もつてこれらの有価証券の流通の円滑化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「株券等」とは、次に掲げる有価証券をいう。

- 一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二（略）
- 三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券、新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券

現行

目次

第一章（略）

第二章（同上）

第一節 通則（第三条―第三条の五）

第二節・第三節（略）

第四節 合併、分割及び営業の譲渡（第十条―第十二条の三）

第五節（略）

第三章 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

第一節・第二節（略）

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例（第二十九条―第三十五条）

第四節（略）

第四章・第六章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、株券その他の有価証券の保管及び受渡しの合理化を図るため、株券その他の有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関等に関し必要な事項を定めるとともに、保管振替機関が保管する株券その他の有価証券に表示されるべき権利の譲渡、その株券に係る株主の権利の行使等に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の特例を定め、もつてこれらの有価証券の流通の円滑化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条（同上）

- 一 株券、新株引受権証券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二（略）
- 三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券及び優先出資引受権証券
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流

五 次に掲げる有価証券のうち、前各号に掲げる有価証券をもつて償還されるもの

イ・ロ (略)

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社の社債券

ニ 資産流動化法に規定する特定社債券

ホ (略)

六 (略)

2・3 (略)

(保管振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替業」という。)を営む者として、指定することができる。

一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会

ロ 監査役会又は委員会(会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。)

ハ 会計監査人

二・三 (略)

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ハ (略)

二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは社債等振替法第二十二條第一項の規定により社債等振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役(外国の法令上これらと同様に扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは社債等振替法第二十二條第一項の規定又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ 前号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百

動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券を含む。以下同じ。)、新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券

五 (同上)

イ・ロ (略)

ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一條第一項の規定による相互会社の社債券

ニ 資産流動化法に規定する特定社債券(旧資産流動化法に規定する特定社債券を含む。)

ホ (略)

六 (略)

2・3 (略)

(保管振替業を営む者の指定)

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部(以下「保管振替業」という。)を営む者として、指定することができる。

(新設)

一・二 (略)

三 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ・ハ (略)

二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは社債等振替法第二十二條第一項の規定により社債等振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役(外国の法令上これらと同様に扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは社債等振替法第二十二條第一項の規定又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ 前号に規定する法律、商法、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)若しくはこれ

八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五〇七（略）

2（略）

（指定の申請）

第三条の二 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 資本金の額及び純資産額

三（略）

四 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六（略）

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二七（略）

3（略）

（資本金の額等）

第三条の三 保管振替機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2・3（略）

（資本金の額の変更）

第三条の四 保管振替機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 保管振替機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本金の額を減少す

らに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四〇六（略）

2（略）

（指定の申請）

第三条の二（同上）

一（略）

二 資本金の額及び純資産額

三（略）

四 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

五（新設）

五（略）

2（同上）

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二七（略）

3（略）

（資本金の額等）

第三条の三 保管振替機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2・3（略）

（資本金の額の変更）

第三条の四 保管振替機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 保管振替機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本の減少が必要で

る場合には、会社法第四百四十九条第五項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合には、保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条（第二十条第三項、第二十一条第四項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する会社法第四百四十九条第二項の催告は、することを要しない。

5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第三項の資本の額の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。

（適用除外）

第三条の五 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、保管振替機関については、適用しない。

（秘密保持義務）

第三条の六 保管振替機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第七条の二 保管振替機関は、事業年度ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（商号等の変更の届出）

第七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 （略）

（指定の取消し等）

ある場合における商法第三百七十六条第二項の規定の適用については、同項中「第百条第一項後段第二項及第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

4 前項に規定する場合には、保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十九条（第二十条第三項及び第二十一条第四項（第二十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びにこれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者（以下「預託債権者」という。）であつて参加者以外の者に対する商法第三百七十六条第一項の催告は、することを要しない。

5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第三項の資本の額の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。

（新設）

（秘密保持義務）

第三条の五 保管振替機関の取締役、執行役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第七条の二 保管振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

（商号等の変更の届出）

第七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 （略）

（指定の取消し等）

第九条の二 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第二項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任を命じることができる。

一 第三条第一項第三号又は第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 四 (略)

2 (略)

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第九条の四 前条の規定による命令を受けた保管振替機関(次項及び次条第一項において「特定保管振替機関」といふ。)における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第七百八十三条第一項又は第七百九十五条第一項の規定による決議(同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあつては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く。)は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 特定保管振替機関における会社法第三百九条第三項第一号の株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 5 (略)

(業務移転命令に伴う事業譲渡における預託債権者保護手続の特例)

第九条の五 特定保管振替機関が第十二条第一項に規定する事業譲渡を行う場合における預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けについては、第十二条の二第一項の規定にかかわらず、個別の預託債権者の承諾を得ないことができる。

2 4 (略)

第四節 合併、分割及び事業の譲渡

(特定合併の認可)

第十条 (略)

2 (略)

3 合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第九条の二 主務大臣は、保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定若しくは第四条の二第二項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、執行役若しくは監査役の解任を命じることができる。

一 第三条第一項第一号又は第三号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

二 四 (略)

2 (略)

(業務移転命令に伴う株主総会の特別決議に関する特例)

第九条の四 前条の規定による命令を受けた保管振替機関(次項及び次条第一項において「特定保管振替機関」といふ。)における商法第二百四十五条第一項、第三百四十三条、第三百四十五条第二項(同法第三百四十六条において準用する場合を含む。)、第三百七十四条ノ十七第五項又は第四百八条第四項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 特定保管振替機関における商法第四百八条第五項の規定による決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 5 (略)

(業務移転命令に伴う営業譲渡における預託債権者保護手続の特例)

第九条の五 特定保管振替機関が第十二条第一項に規定する営業譲渡を行う場合における預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けについては、第十二条の二第一項の規定にかかわらず、個別の預託債権者の承諾を得ないことができる。

2 4 (略)

第四節 合併、分割及び営業の譲渡

(特定合併の認可)

第十条 (略)

2 (略)

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(削る)

41
61 (略)

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十條の二 保管振替機関が特定合併の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項の規定による催告は、することを要しない。

2 預託債権者(参加者を除く。)が会社法第七百八十九條第一項、第七百九十九條第一項又は第八百十條第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を經由して行わなければならない。

3 預託債権者が会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八條第一項(第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は第三十四條第一項の単元未満株式の同法第百九十二條第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

4 前項の場合において、会社法第七百八十九條第五項、第七百九十九條第五項及び第八百十條第五項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

(特定合併の効果)

第十條の三 特定合併の時にいてその当事者となる保管振替機関の参加者(会社法第七百八十九條第四項、第七百九十九條第四項又は第八百十條第四項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)であつた者が現に受けている第十四條第一項ただし書又は第二項(これらの規定を第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十において準用する場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に係る第二十九條第二項に規定する保管振替機関名義株式(第三十九條の二、第三十九條の五及び第三十九條の七第一項において準用する第二十九條第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二條の三第三項において「保管振替機関名義株式等」という。)は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。

41 前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書面に代えて電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

51
71 (略)

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十條の二 保管振替機関が特定合併の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第四百十二條第一項の規定による催告は、することを要しない。

2 預託債権者(参加者を除く。)が商法第四百十二條第一項の異議を述べるときは、当該預託債権者の顧客口座簿を管理する参加者を經由して行わなければならない。

3 預託債権者が商法第四百十二條第一項の期間内に異議を述べたときは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて、第二十八條第一項(第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十において準用する場合を含む。)の株券等の交付の請求又は第三十四條第一項の単元未満株式の同法第二百一十一條第六項において準用する同法第二百二十條ノ六第一項の規定による請求を行ったものとみなす。

4 前項の預託債権者に係る商法第四百十二條第二項の規定の適用については、同項中「第百条第一項後段第二項及第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

(特定合併の効果)

第十條の三 特定合併の時にいてその当事者となる保管振替機関の参加者(商法第四百十二條第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)であつた者が現に受けている第十四條第一項ただし書又は第二項(これらの規定を第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十において準用する場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。

2 保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に係る第二十九條第二項に規定する保管振替機関名義株式(第三十九條の二、第三十九條の五第一項及び第三十九條の七第一項において準用する第二十九條第二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下この項及び第十二條の三第三項において「保管振替機関名義株式等」という。)は、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名義株式等とみなす。

(新設分割の認可)

第十一条 (略)

2 (略)

3 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

(削る)

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第三条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。

二 (略)

5・6 (略)

(新設分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の二 保管振替機関が新設分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する会社法第八百十條第二項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第七百六十四條第二項及び第三項の規定は当該預託債権者について、同法第八百十條第五項の規定は預託債権者については、適用しない。

(削る)

2 (略)

(新設分割の効果)

第十一条の三 第十条の三第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、同項中、「(会社法第七百八十九條第四項、第七百九十九條第四項又は第八百十條第四項)とあるのは、」(設立会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、会社法第八百十條第四項)と、「請求は、特定合併後の保管振替業」とあるのは、「請求(設立会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、設立会社」と読み替えるものとする。

2 (略)

(吸収分割の認可)

(新設分割の認可)

第十一条 (略)

2 (略)

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第十条第四項の規定は、前項の分割計画書について準用する。

5 (同上)

一 設立会社が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

二 (略)

6・7 (略)

(新設分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の二 保管振替機関が新設分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第三百七十四條ノ四第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四條ノ十第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四條ノ四第三項の規定の適用については、同項中、「第百條第一項後段第二項第三項及第三百七十六條第三項」とあるのは、「第百條第一項後段及第二項」とする。

3 (略)

(新設分割の効果)

第十一条の三 第十条の三第一項の規定は、新設分割について準用する。この場合において、同項中、「(商法第四百十二條第二項)とあるのは、」(設立会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四條ノ四第三項)と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求(設立会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、設立会社」と読み替えるものとする。

2 (略)

(吸収分割の認可)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 吸収分割認可申請書には、吸収分割契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

(削る)

4 6 (略)

(吸収分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の五 保管振替機関が吸収分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する会社法第七百八十九条第二項及び第七百九十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第七百五十九条第二項及び第三項の規定は当該預託債権者について、同法第七百八十九条第五項及び第七百九十九条第五項の規定は預託債権者については、適用しない。

(削る)

2 (略)

(吸収分割の効果)

第十一条の六 第十条の三第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、同項中、「(会社法第七百八十九条第四項、第七百九十九条第四項又は第八百十條第四項)とあるのは、「(承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、会社法第七百八十九条第四項又は第七百九十九条第四項)と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求(承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、承継会社」と読み替えるものとする。

2 (略)

(事業譲渡の認可)

第十二条 保管振替機関が他の株式会社に行う保管振替業の全部又は一部の譲渡(以下この節において「事業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、事業譲渡により保管振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この節において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 吸収分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第十条第四項の規定は、前項の分割契約書について準用する。

5 7 (略)

(吸収分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の五 保管振替機関が吸収分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による催告は、ことを要しない。この場合において、同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ二十第二項の規定の適用については、同項中、「第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第二項及第三百七十六條第三項」とあるのは、「第百条第一項後段及第二項」とする。

3 (略)

(吸収分割の効果)

第十一条の六 第十条の三第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、同項中、「(商法第四百十二条第二項)とあるのは、「(承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四条ノ二十第二項)と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求(承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、承継会社」と読み替えるものとする。

2 (略)

(営業譲渡の認可)

第十二条 保管振替機関が他の株式会社に行う保管振替業の全部又は一部の譲渡(以下この節において「営業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、営業譲渡により保管振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この節において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

（削る）

4 (略)

5 譲受会社（保管振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、事業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、事業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

（事業譲渡の場合の預託債権者の異議）

第十二条の二 保管振替機関が事業譲渡の決議をした場合においては、保管振替機関は、当該決議の日から二週間以内に、当該事業譲渡に伴う預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、当該債務の引受けに係る参加者に対して各別にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2・3 (略)

（事業譲渡の効果）

第十二条の三 第十条の三第一項の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、同項中、「（会社法第七百八十九条第四項、第七百九十九条第四項又は第八百十条第四項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。）」とあるのは、「（第十二条の二第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされるものに限る。）」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求（譲受会社に譲渡する保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。）は、譲受会社」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、投資信託法に規定する投資口、優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資について、会社法第二百七条第六項（投資信託法第八十五条第三項、優先出資法第三十一条第一項及び資産流動化法第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による株券等

一・二 (略)

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第十条第四項の規定は、前項の譲渡契約書について準用する。

5 (略)

6 譲受会社（保管振替機関が譲受会社である場合を除く。）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 譲受会社は、営業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

（営業譲渡の場合の預託債権者の異議）

第十二条の二 保管振替機関が営業譲渡の決議をした場合においては、保管振替機関は、当該決議の日から二週間以内に、当該営業譲渡に伴う預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、当該債務の引受けに係る参加者に対して各別にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2・3 (略)

（営業譲渡の効果）

第十二条の三 第十条の三第一項の規定は、営業譲渡について準用する。この場合において、同項中、「（商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。）」とあるのは、「（第十二条の二第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したとみなされるものに限る。）」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求（譲受会社に譲渡する保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。）は、譲受会社」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、投資信託法に規定する投資口、優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資について、商法第二百六条ノ二第四項（投資信託法第八十三条第五項、優先出資法第三十条及び資産流動化法第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発

の発行の請求をすることができる。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第十三条の四 裁判所は、保管振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3 (略)

第三章 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する会社法の特例

(新たに交付された株式に係る株券の預託)

第十九条 預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。)、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があつた場合には、その新たに交付された株式につき、当該株式が交付された時に、第十四条第一項の規定により保管振替機関に株券の預託がされたものとみなす。

(削る)

(保管振替機関による取得請求)

第二十条 保管振替機関は、預託株券が取得請求権付株式に係るものであるときは、参加者自己分については参加者の、顧客預託分については顧客の申出により、会社法第六十六条第一項の規定による請求をすることができる。

2 (略)

3 前条の規定は、第一項の規定による請求により交付された株式について準用する。

第二十一条 保管振替機関は、参加者が取得請求権付株式に係る株券を提出して、会社法第六十六条第一項の規定による請求により当該取得請求権付株式と引換えに交付される株式に

行又は返還の請求をすることができる。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第十三条の四 裁判所は、保管振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2・3 (略)

第三章 株券の保管及び振替並びに預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

(新たに発行された株式に係る株券の預託)

第十九条 預託株券の株式につき、株式の併合、分割若しくは転換(第二十条第一項の請求によるものを除く。)、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。))があつた場合には、その新たに発行された株式につき、当該株式が発行された時に、第十四条第一項の規定により保管振替機関に株券の預託がされたものとみなす。

(会社から移転された株式に係る株券の預託)

第十九条の二 前条の規定は、預託株券の株式につき、会社の株式交換、吸収合併又は吸収分割により会社からその有する株式が移転された場合における当該移転された株式について準用する。

(保管振替機関による転換請求)

第二十条 保管振替機関は、預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは、参加者自己分については参加者の、顧客預託分については顧客の申出により、その株式の転換の請求をすることができる。

2 (略)

3 第十九条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

第二十一条 保管振替機関は、参加者が転換予約権付株式に係る株券を提出して、転換の請求により発行される株式に係る株券を預託する旨の申出をしたときは、その転換の請求をする

係る株券を預託する旨の申出をしたときは、その請求をすることができる。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した取得請求権付株式に係る株券につき、前項に規定する申出をすることを請求することができる。

3 (略)

4 第十九条の規定は、第一項の規定による請求により交付された株式について準用する。

(保管振替機関による新株予約権の行使)

第二十二條 前条第一項から第三項までの規定は、参加者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券及び新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によつて新株予約権の行使をする場合について準用する。

2| 第十九条の規定は、前項の新株予約権の行使により交付された株式について準用する。

(株券の交付請求)

第二十八條 (略)

2 会社法第百八十九条第三項の規定により単元未満株式(同条第一項に規定する単元未満株式をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。)に係る株券を発行しない旨の定款の定めがある場合においては、前項の規定は、単元未満株式に係る株券については、適用しない。

3 (略)

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に関する会社法の特例

(保管振替機関の地位)

第二十九條 (略)

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に、預託株券に係る株式である旨が記載され、又は記録され、かつ、自己が株主として記載され、又は記録されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、会社法第二百十七条第一項の規定による申出をすることができる。

3 (略)

ことができる。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した転換予約権付株式に係る株券につき、前項に規定する申出をすることを請求することができる。

3 (略)

4 第十九条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

(保管振替機関による新株の引受権等の行使)

第二十二條 前条第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 参加者が新株引受権証券及び新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によつて新株の引受権の行使をする場合

二 参加者が新株予約権証券又は新株予約権付社債券及び新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を保管振替機関に提出して株券の預託の申出をし、保管振替機関がその申出によつて新株予約権の行使をする場合

2| 第十九条の規定は、前項第一号の新株の引受権の行使により発行された株式及び同項第二号の新株予約権の行使により発行され、又は会社から移転された株式について準用する。

(株券の交付請求)

第二十八條 (略)

2 商法第二百二十一条第五項本文の規定により単元未満株式(同項に規定する単元未満株式をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。)に係る株券を発行しない旨の定款の定めがある場合においては、前項の規定は、単元未満株式に係る株券については、適用しない。

3 (略)

第三節 預託株券に係る株主の権利の行使に関する商法の特例

(保管振替機関の地位)

第二十九條 (略)

2 保管振替機関は、会社の株主名簿に、預託株券に係る株式である旨が記載され、又は記録され、かつ、自己が株主として記載され、又は記録されている株式(以下「保管振替機関名義株式」という。)につき、商法第二百二十六条ノ二第一項の規定による申出をすることができる。

3 (略)

(実質株主)

第三十条 (略)

2 実質株主は、前条第二項の申出及び同条第三項に規定する権利の行使をすることができない。ただし、会社が株主に対してする通知及び会社法第百二十五条第二項の規定による閲覧又は謄写については、この限りでない。

(実質株主の通知)

第三十一条 保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数(以下「通知事項」という。)又は通知事項の変更(株式の発行によるものを除く。)を速やかに通知しなければならない。

一 会社が基準日(会社法第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。第三号において同じ。)を定めたとき。その日の実質株主

二 会社法第百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第百八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日が到来したとき。その日の実質株主

三 事業年度を一年とする会社について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき(会社が会社法第百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)。当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の実質株主

2 保管振替機関は、第二十条若しくは第二十一条の規定による請求、第二十二条の規定による新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求をするときは、会社に対し、新たに交付される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を通知しなければならない。

3 5 (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 (略)

2 3 (略)

4 会社は、第十九条又は前条第二項に規定する場合には、株主名簿に新たに交付された株式の株主として保管振替機関を、実質株主名簿にその株式の実質株主に関する通知事項及び株式取得の年月日を記載し、又は記録し、実質株主名簿に記載し、又は記録した事項を保管振

(実質株主)

第三十条 (略)

2 実質株主は、前条第二項の申出及び同条第三項に規定する権利の行使をすることができない。ただし、会社が株主に対してする通知及び商法第百六十三条第三項の規定による株主名簿に係る閲覧又は謄写については、この限りでない。

(実質株主の通知)

第三十一条 (同上)

一 会社が商法第百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたとき。その日の実質株主

二 会社が商法第百二十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項(同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。)、及び第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)(の規定により一定の日を定めたとき。その日の実質株主

三 営業年度を一年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき(当該会社が商法第百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号に該当するときを除く。))。当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の実質株主(当該会社が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の実質株主)

2 保管振替機関は、第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第二号の請求をするときは、会社に対し、新たに発行され、又は会社から移転される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を通知しなければならない。

3 5 (略)

(実質株主名簿)

第三十二条 (略)

2 3 (略)

4 会社は、第十九条、第十九条の二又は前条第二項に規定する場合には、株主名簿に新たに発行され、又は会社から移転された株式の株主として保管振替機関を、実質株主名簿にその株式の実質株主に関する通知事項及び株式取得の年月日を記載し、又は記録し、実質株主名

替機関に通知しなければならない。

5 (略)

6 会社は、定款をもつて実質株主名簿について株主名簿管理人を置く旨を定めることができる。当該株主名簿管理人を置いた場合においては、実質株主名簿を当該株主名簿管理人の営業所に備え置くことができる。

7 実質株主、株主、保管振替機関及び会社の債権者は、営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 (略)

二 実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその株主名簿管理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

8 会社の親会社社員(会社法第三十一条第三項に規定する親会社社員をいう。)は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 (略)

二 会社の実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその株主名簿管理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

9 会社法第八百六十八条第二項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の許可の申立てに係る事件について準用する。

(単元未満株式の買取請求等)

第三十四条 実質株主は、その実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式につき、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、会社法第九十三条第七項の規定は、適用しない。

一 会社法第九十二条第一項の規定による請求

二 会社法第九十四条第一項の規定による請求

2 4 (略)

(保管振替機関名義株式に関する特例)

第三十五条 保管振替機関名義株式については、会社法第九十七条の規定は、適用しない。

簿に記載し、又は記録した事項を保管振替機関に通知しなければならない。

5 (略)

6 会社は、定款をもつて実質株主名簿について名義書換代理人を置く旨を定めることができる。当該名義書換代理人を置いた場合においては、実質株主名簿を当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

7 (同上)

一 (略)

二 実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

8 会社の親会社(商法第二百一十一条第一項(有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。))に規定する親会社をいう。)の株主又は社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 (略)

二 会社の実質株主名簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの会社の本店又はその名義書換代理人の営業所における閲覧又は謄写の請求

(新設)

(単元未満株式の買取請求等)

第三十四条 実質株主は、その実質株主名簿に記載又は記録のある単元未満株式につき、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、商法第二百一十一条第七項及び第二百一十一条第二項の規定は、適用しない。

一 商法第二百一十一条第六項において準用する同法第二百一十条第六第一項の規定による請求

二 商法第二百一十一条第二項の規定による請求

2 4 (略)

(保管振替機関名義株式に関する特例)

第三十五条 保管振替機関名義株式については、商法第二百一十四条ノ四及び第二百一十四条ノ五の規定は、適用しない。

(新株予約権証券等に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条 第十四条(第四項を除く。)、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに前三条の規定は新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、第三十一条(第一項を除く。)、並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は新株予約権の行使により交付される株式に係る株券について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第一項中「預託証券が取得請求権付株式に係るものである」とあるのは「新株予約権証券又は新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込むべき額の全額を提出してする申出」と、「会社法第百六十六条第一項の規定による請求」とあるのは「新株予約権の行使」と、同条第三項中「請求」とあるのは「新株予約権の行使」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による請求、第二十二条」とあるのは「第二十条」と、「行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「行使」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条の二 第十四条(第四項を除く。)、第十五条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条(第一項第三号及び第二項を除く。)、第三十二条(第六項及び第九項を除く。)、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託証券」とあるのは「預託投資証券」と、「実質株主」と及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」と及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)」の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。)、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第二十九条第二項中「会社法第百二十七条第一項」とあるのは「投資信託法第百八十五条第三項において準用する会社法第百二十七条第一項又は投資信託法第百八十六条第二項」と、第三十一条第一号中「会社法第百二十四条第一項」とあるのは「投資信託法第七十七条の三第二項」と、同項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第百八十条第二項第二号、第七百五十四条第一項、第

(新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条 第十四条(第四項を除く。)、から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに前三条の規定は新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券について、第三十一条(第一項を除く。)、並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第一項中「預託証券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額又は新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を提出してする申出」と、「転換の請求」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により発行された株式」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条」とあるのは「第二十条」と、「行使又は第三十四条第一項第二号の請求」とあるのは「行使」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条の二 第十四条(第四項を除く。)、から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条(第一項第三号及び第二項を除く。)、第三十二条(第六項を除く。)、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」と及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」と及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換(次条第一項の請求によるものを除く。)、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。)」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、第二十九条第二項中「商法第二百二十六条ノ二第一項」とあるのは「投資信託法第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項又は投資信託法第八十四条第二項」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百九十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項(同法第二百八十条ノ二五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。)」及び第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「投資信託法第八十八条第一項の規定により規約をもつて同条第二項第一号に掲げる分割の時期を定めたとき、又は投資信託法第八十七条第三項」と、「その日」とあるのは「その時期又はその日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は

七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日」とあるのは、「投資法人の合併がその効力を生ずる日若しくは合併により設立した投資法人の成立の日又は投資口の併合がその効力を生ずる日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二條第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第七項第一号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と、同条第八項中「親会社社員（会社法第三十一条第三項に規定する親会社社員をいう。）」とあるのは「親法人（投資信託法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主」と、同項第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質投資主名簿の投資主名簿等管理人等）

第三十九条の三 投資法人は、実質投資主名簿について投資信託法第百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人を置かなければならない。

2 投資法人は、実質投資主名簿を前項の投資主名簿等管理人の営業所に備え置くことができる。

（協同組織金融機関が発行する優先出資証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の五 第十四条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第二項を除く。）、第三十二条（第八項及び第九項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第一百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）、会社の合併、株式交換若しくは株式移転」とあるのは「優先出資の分割若しくは協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併」と、「の交付」とあるのは「の発行」と、「募集株式」とあるのは「募集優先出資」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第三十一条第一項第二号中「会社法第七百四十九条第一項第六号、第七百五十八条第七号若しくは第七百六十八条第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第百八十条第二項第一号、第七百五十四条第一項、第七百六十四条第一項若しくは第七百七十四条第一項に規定する日」とあるのは「合併がその効力を生ずる日又は合併により設立した協同組織金融機関の成立の日」と、同項第三号中「経過したとき（会社が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）」とあるのは「経過したとき」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとな

預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第八項中「親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質投資主名簿の名義書換事務受託者等）

第三十九条の三 投資法人は、実質投資主名簿について投資信託法第七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者を置かなければならない。

2 投資法人は、実質投資主名簿を前項の名義書換事務受託者の営業所に備え置くことができる。

（協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の五 第十四条（第四項を除く。）から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割」とあるのは「優先出資の分割、協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併」と、「新株引受権証書」とあるのは「優先出資引受権証書」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百一十九條第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二第五第三項及び第三百四十一條ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四條ノ七第一項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「優先出資法第六條第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項及び優先出資法第十六條第五項において準用する商法第二百一十九條第一項」と、同条第二項中「第二十條若

るべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と、同条第六項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人」と、同条第七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と、同条第二号中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の七 第十四条（第四項を除く。）、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条（第八項及び第九項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。）、会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、「交付された」とあるのは「発行された」と、第二十一条第一項中「取得請求権付株式に係る株券」とあるのは

しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第一号の請求」とあるのは「第二十一条の規定による優先出資引受権の行使」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

21 第十四条（第四項を除く。）、から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は優先出資法に規定する優先出資引受権証書について、第三十一条（第一項を除く。）、並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「優先出資の発行価額の全額を提出してする申出」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求、第二十三条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四条第一項第一号の請求」とあるのは「第二十條の規定による優先出資引受権の行使」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の七 第十四条（第四項を除く。）、から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第二号を除く。）、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優先出資の発行価額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、

「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優先出資の払込金額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、同条第百六十六條第一項の規定による請求」とあるのは、「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、当該取得請求権付株式と引換えに交付される」とあるのは、「発行される」と、その請求」とあるのは、「その新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第二項中、「取得請求権付株式に係る株券」とあるのは、「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第三項中、「株券」とあるのは、「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中、「請求」とあるのは、「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、交付された」とあるのは、「発行された」と、第三十一條第一項第一号中、「会社法第百二十四條第一項」とあるのは、「資産流動化法第四十三條第一項」と、同項第二号中、「会社法第百四十九條第一項第六号、第七百五十八條第七号若しくは第七百六十八條第一項第六号に規定する効力発生日又は同法第百八十條第二項第二号、第七百五十四條第一項、第七百六十四條第一項若しくは第七百七十四條第一項に規定する日」とあるのは、「資産流動化法第五十條第一項において準用する会社法第百八十條第二項第二号に掲げる日」と、同項第三号中、「会社法第百四十五條第五項」とあるのは、「資産流動化法第百十五條第一項」と、同条第二項中、「第二十條若しくは第二十一條の規定による請求、第二十二條の規定による新株予約権の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」とあるのは、「第二十一條の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、交付される」とあるのは、「発行される」と、第三十二條第四項中、「交付された」とあるのは、「発行された」と、同条第六項中、「株主名簿管理人」とあるのは、「優先出資社員名簿管理人」と、同条第七項中、「株主」とあるのは、「特定社員、優先出資社員」と、同項第二号中、「株主名簿管理人」とあるのは、「優先出資社員名簿管理人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十四条（第四項を除く。）第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（第三十一条第二項を除く。）中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が取得請求権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けている」と、申出」とあるのは「申出（預託を受けている新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券にあつては、新優先出資の払込金額の全額を提出してする申出）」と、「会社法第百六十六條第一項の規定による

同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第三項中「株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十条第二項中「商法第百六十三條第三項」とあるのは「資産流動化法第七十條第三項又は旧資産流動化法第七十條第三項」と、第三十一條第一項第三号中「商法第百九十三條ノ五第一項」とあるのは「資産流動化法第百二條第一項又は旧資産流動化法第百二條第一項」と、同条第二項中「第二十條若しくは第二十一條の規定による転換の請求、第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」とあるのは「第二十一條の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十二條第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と、同条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十四条（第四項を除く。）から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けている」と、申出」とあるのは「申出（預託を受けている新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券にあつては、新優先出資の発行価額の全額を提出してする申出）」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権の行使又は転換の請求」と、同

請求」とあるのは「新優先出資引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項中「請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「交付された株式」とあるのは「発行された優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十條若しくは第二十一条の規定による請求」第二十二條の規定による新株予約権の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」とあるのは「第二十條の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「交付される」とあるのは「発行される」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員（第三十九條の七第一項において読み替えて準用する前条第一項に規定する実質優先出資社員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「交付された」とあるのは「発行された」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質優先出資社員名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱い）
第三十九條の八 第三十九條の四の規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「百分の一、百分の三又は十分の一」とあるのは「百分の三又は十分の一」と、「投資主総会の決議」とあるのは「優先出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。

（株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準用）
第三十九條の九 第十四條（第四項を除く。）、第十五條から第十八條まで、第二十三條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、第二條第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する株券に係る規定の準用）
第三十九條の十 第十四條（第四項を除く。）、第十五條から第十八條まで、第二十三條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、第二條第一項第六号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財務大臣への通知）
第三十九條の十二 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項の規定による指定（第十條第五項、第十一條第五項、第十一條の四第五項

第三項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十條若しくは第二十一条の規定による転換の請求」第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使又は第三十四條第一項第二号の請求」とあるのは「第二十條の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と、第三十二条第四項中「発行され、又は会社から移転された」とあるのは「発行された」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質優先出資社員名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱い）
第三十九條の八 第三十九條の四の規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「及び投資主総会の決議」とあるのは、「並びに社員総会の決議及び優先出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。

（株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準用）
第三十九條の九 第十四條（第四項を除く。）、第十八條まで、第二十三條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、第二條第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する株券に係る規定の準用）
第三十九條の十 第十四條（第四項を除く。）、第十八條まで、第二十三條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第三項並びに第三十六條から第三十八條までの規定は、第二條第一項第六号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財務大臣への通知）
第三十九條の十二 （同上）

一 第三條第一項の規定による指定（第十條第六項、第十一條第六項、第十一條の四第六項

又は第十二条第五項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）

二（略）

2（略）

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一（略）

二 第三十一条第一項（第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）、第三十一条第二項（第三十九条及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）、第三十一条第四項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）又は第三十一条第五項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十一条の四第二項若しくは第十二条第二項の申請書若しくは第三条の二第二項の書類に虚偽の記載をし、若しくは当該書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をし、又は第十条第三項、第十一条第三項、第十一条の四第三項若しくは第十二条第三項の書面若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二（五）（略）

第四十五条 第三条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の四第一項の規定による認可を受けずに資本金の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二・三（略）

第四十八条 保管振替機関の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役若しくは清算人又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のい

又は第十二条第六項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）

二（略）

2（略）

第四十三条 （同上）

一（略）

二 第三十一条第一項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）、第三十一条第二項（第三十九条、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）、第三十一条第四項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）又は第三十一条第五項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第四十四条 （同上）

一 第三条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項、第十一条の四第二項若しくは第十二条第二項の申請書若しくは第三条の二第二項、第十条第三項、第十一条第三項、第十一条の四第三項若しくは第十二条第三項の添付書類に虚偽の記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして提出した者

二（五）（略）

第四十五条 第三条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 （同上）

一 第三条の四第一項の規定による認可を受けずに資本金の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二・三（略）

第四十八条 保管振替機関の取締役、執行役、監査役若しくは清算人又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に

れかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一三 (略)

四 正当の理由がなく、第十条の二第二項（第九条の五第四項、第十一条の二第三項、第十一条の五第二項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の伝達を行わなかったとき。

五七 (略)

八 第二十九条第一項後段（第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

九 (略)

第四十九条 会社法第九百七十六条第一項、資産流動化法第三百十六條第一項、投資信託法第二百五十一条又は優先出資法第六十一条第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項（第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第六項（第三十九条の五及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかったとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）第三十二条第四項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）又は第三十二条第五項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第七項（第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第八項（第三十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による実質株主名簿等に係る閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

四 (略)

処する。

一三 (略)

四 正当の理由がなく、第十条の二第二項（第九条の五第四項、第十一条の二第三項、第十一条の五第三項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の伝達を行わなかったとき。

五七 (略)

八 第二十九条第一項後段（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、名義書換の請求をすることを怠つたとき。

九 (略)

第四十九条 商法第四百九十八条第一項、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十九条の二第一項、資産流動化法第二百五十一条第一項、投資信託法第二百五十一条又は優先出資法第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第一項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第六項（第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかったとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）第三十二条第四項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）又は第三十二条第五項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 正当の理由がなく、第三十二条第七項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第八項（第三十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による実質株主名簿等に係る閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

四 (略)

改正案

現行

（登録の申請） 第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 （略） 二 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）、その役員の氏名又は名称及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 三 七 （略） 2 （略） （登録の拒否） 第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一・二 （略） 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 四 九 （略） 2 （略） （禁止行為） 第二十二条 （略） 2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第三十条の四第二項第一号において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の四第二項第一号において同じ。）が運用の指図を行う投資信託財産（	（登録の申請） 第五条 （同上） 一 （略） 二 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 三 七 （略） 2 （略） （登録の拒否） 第七条 （同上） 一・二 （略） 三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 四 九 （略） 2 （略） （禁止行為） 第二十二条 （略） 2 （同上） 一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三十条の三第二項において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う投資信託財産（同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者又は資産の
--	--

同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人（同法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社等（証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）、証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第三十条の四第二項第二号において同じ。）の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 五（略）

（認可）

第二十四条（略）

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くもの（外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。）でなければならない。

一 取締役会

二 監査役又は委員会（会社法第十二条第十二号に規定する委員会をいう。）

3（略）

（認可の申請）

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
五（略）

2・3（略）

運用を行う投資法人（同法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社等（証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）、証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第三十条の三第二項第二号において同じ。）の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 五（略）

（認可）

第二十四条（略）

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。）でなければならない。

3（略）

（認可の申請）

第二十六条（同上）

一（略）

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第三十条において「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）の氏名
（新設）

四（略）

2・3（略）

(認可の基準)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会
社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使す
ることができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により
議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第二十九条
の第二項において同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要
な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の
十五)以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く
。以下この条及び第二十九条の第二項において「対象議決権」という。)を保有している
者をいう。

4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(株主総会におい
て決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について
の議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされ
る株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社
をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若し
くは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該
会社の子会社とみなす。

5・6 (略)

(取締役の兼職の制限)

第三十条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役、外
国の法令に準拠して設立された法人にあつては会社法第八百七十九条第一項に規定する日本に
おける代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を
除く。))は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又
は事業を営んではならない。

(会社法の適用除外)

第三十条の二 会社法第三百三十一條第一項ただし書(同法第三百三十五條第一項において準
用する場合を含む。)、第三百三十二條第二項(同法第三百三十四條第一項において準用す
る場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百一條第五項ただし書の規定は、認可投
資顧問業者については、適用しない。

(認可の基準)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会
社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に
係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分
に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の第二項において同じ。)の百分の二十
(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実とし
て内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(保有の態様そ
他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の第二項に
おいて「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百一
十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により
議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同
じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二
以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の
過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5・6 (略)

(取締役の兼職の制限)

第三十条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては執行役、
外国の法令に準拠して設立された法人にあつては商法第四百七十九條第一項に規定する代表
者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。))
は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営
んではならない。

(新設)

第三十条の三 (略)	第三十条の二 (略)
第三十条の四 (略)	第三十条の三 (略)
第三十条の五 (略)	第三十条の四 (略)
(営業報告書の提出及び縦覧)	(営業報告書の提出及び縦覧)
第三十五条 投資顧問業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。	第三十五条 投資顧問業者は、営業年度ごとに、内閣府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)
第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第五十四条 (同上)
一 四 (略)	一 四 (略)
五 第二十二条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第三十条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者	五 第二十二条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第三十条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者
六 (略)	六 (略)

改正案	現行
（登録の申請） 第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二（略） 三 資本金又は出資の額、役員の名又は名称及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 四・六（略） 2（略） （登録の拒否） 第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一（略） 二 資本金又は出資の額が抵当証券の購入者を保護するため必要かつ適当と認められる金額として政令で定める金額に満たない法人 三・七（略） 2（略）	（登録の申請） 第四条 （同上） 一・二（略） 三 資本金又は出資の額、役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所 四・六（略） 2（略） （登録の拒否） 第六条 （同上） 一（略） 二 資本金又は出資の額が抵当証券の購入者を保護するため必要かつ適当と認められる金額として政令で定める金額に満たない法人 三・七（略） 2（略）

改 正 案

現 行

(定義) 第二条 (略) 2 } 10 (略) 11 この法律において「金融先物取引の受託等」とは、次に掲げる行為をいう。 一 (略) 二 次のいずれにも該当しない者（以下「一般顧客」という。）を相手方として店頭金融先物取引を行い、又は一般顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為 イ (略) ロ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社 12 } 15 (略) (免許の申請) 第四条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 役員の氏名又は名称及び住所 四 (略) 2・3 (略) (金融先物取引所となる法人) 第六条 金融先物取引所は、金融先物会員制法人又は資本金の額が政令で定める金額以上の株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。 一 取締役会 二 監査役会又は委員会（会社法（平成十七年法律第 号）第十二条第十二号に規定する委員会をいう。第三十四条の三十六第二項第一号ロ、第五十六条第一号ロ及び第百十七条第二項第一号ロにおいて同じ。） 三 会計監査人 （子会社の範囲） 第九条の二 (略)		(定義) 第二条 (略) 2 } 10 (略) 11 (同上) 一 (略) 二 (同上) イ (略) ロ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社 12 } 15 (略) (免許の申請) 第四条 (同上) 一・二 (略) 三 役員の氏名及び住所 四 (略) 2・3 (略) (金融先物取引所となる法人) 第六条 金融先物取引所は、金融先物会員制法人又は資本の額が政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。 (子会社の範囲) 第九条の二 (略)	
---	--	---	--

2 前項の「子会社」とは、金融先物取引所がその総株主又は総社員の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第三十四条の二十四項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融先物取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融先物取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、金融先物取引所の子会社とみなす。

（仮理事、仮取締役等）

第九条の三（略）

2 内閣総理大臣は、金融先物市場を開設する株式会社（以下「株式会社金融先物取引所」という。）の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役又は代表執行役の職務を行う者において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任することができる。

3 会社法第三百四十六條第二項、第三百五十一條第二項及び第四百一條第三項（同法第四百三條第三項及び第四百二十條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社金融先物取引所には、適用しない。

（内閣総理大臣の嘱託登記）

第九条の四 内閣総理大臣は、前条第二項の規定により、仮取締役、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任したときは、当該株式会社金融先物取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2（略）

（秘密保持義務）

第九条の五 金融先物取引所の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（定款）

第十一条 金融先物会員制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 金融先物会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない

2 前項の「子会社」とは、金融先物取引所がその総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融先物取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融先物取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、金融先物取引所の子会社とみなす。

（仮理事、仮取締役等）

第九条の三（略）

2 内閣総理大臣は、金融先物市場を開設する株式会社（以下「株式会社金融先物取引所」という。）の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

3 商法第二百五十八條第二項（同法第二百六十一條第三項及び第二百八十條第一項並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一條の九第六項、第二十一條の十四第七項第五号及び第二十一條の十五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社金融先物取引所には、適用しない。

（内閣総理大臣の嘱託登記）

第九条の四 内閣総理大臣は、前条第二項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社金融先物取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2（略）

（秘密保持義務）

第九条の五 金融先物取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（定款）

第十一条 発起人は、金融先物会員制法人の定款を作成し、これに次に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

一 目的

1	目的
2	名称
3	事務所の所在地
4	基本金及び出資に関する事項
5	会員等の資格、加入及び脱退に関する事項
6	会員等のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
7	信託金に関する事項
8	経費及び損失の負担に関する事項
9	役員に関する事項
10	会議に関する事項
11	規則の作成に関する事項
12	業務の執行に関する事項
13	取引所金融先物取引の種類に関する事項
14	取引所金融先物取引の清算に関する事項
15	会計に関する事項
16	公告方法（金融先物会員制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。）
3	会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。
（創立総会）	
第十二条（略）	
2 6（略）	
7	創立総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第一項の規定による公告をすることを要しない。
8	創立総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2	名称
3	事務所の所在地
4	基本金及び出資に関する事項
5	会員等の資格、加入及び脱退に関する事項
6	会員等のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
7	信託金に関する事項
8	経費及び損失の負担に関する事項
9	役員に関する事項
10	会議に関する事項
11	規則の作成に関する事項
12	業務の執行に関する事項
13	取引所金融先物取引の種類に関する事項
14	取引所金融先物取引の清算に関する事項
15	会計に関する事項
16	公告の方法
2	商法第六十七條の規定は、前項の定款について準用する。
（創立総会）	
第十二条（略）	
2 6（略）	
7	第二十一条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中、「第二百三十二条」とあるのは「金融先物取引法第十二条第一項」と、同法第二百四十四条第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二八」と、同条第五項中「謄本（其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは「謄本」と、同条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ）」とあるのは「前項二掲グル資料」と読み替えるものとする。
（新設）	

9| 発起人は、創立總會の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

10| 発起人は、創立總會の日から五年間、第八項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

11| 金融先物会員制法人の会員及び債権者は、金融先物会員制法人の事業時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができ、

一 第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第八項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

12| 第二十一条の規定は創立總會の決議について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、会員になろうとする者、理事長、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主總會又は種類株主總會の決議である場合にあつては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立總會又は種類創立總會の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事長、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（民法等の準用）

第十六条 第十二条第七項から第十一項まで、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八條第一項、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條第一項及び第三項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項の規定は金融先物会員制法人の總會について、会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定は金融先物会員制法人の總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十四條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條、第六十一條及び第六十三條中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、非訟事件手続法第三十五條第一項中「仮理事又

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（民法等の準用）

第十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八條第一項、第四十四條、第五十條、第五十一條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條から第六十四條まで並びに第六十五條第一項及び第三項、商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條並びに第二百五十二條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項の規定は、金融先物会員制法人について準用する。この場合において、民法第四十四條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條、第六十一條及び第六十三條中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、商法第二百四十三條中「第二百三十一條」とあるのは「金融先物取引法第十六條二於て準用スル民法第六十二條」と、同法第二百四十四條第三項中「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録二ハ」と、同条第五項中「謄本（其ノ作成ニ

「特別代理人」とあるのは「特別代理人」と、会社法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六條第一項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

21 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）（第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、金融先物会員制法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。））」とあるのは「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 四（略）

五 役員又は国内における代表者（外国法人の国内における代表者をいう。以下同じ。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ（略）

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ リ（略）

（役員の選任等）

第三十条（略）

2（略）

3 第五條第二項第二号イからニまで又は会社法第三百三十一條第一項第三号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

4（略）

代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム」とあるのは「謄本」と、同条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ）」とあるのは「前項二掲グル資料」と、非訟事件手続法第三十五條第一項中「仮理事又ハ特別代理人」とあるのは「特別代理人」と読み替えるものとする。

21 商法第四百二十八條の規定は、金融先物会員制法人の設立について準用する。この場合において、同条第一項中「株主、取締役又ハ監査役」とあるのは「会員、理事長及理事又ハ監事」と読み替えるものとする。

第十九条（同上）

一 四（略）

五（同上）

イ（略）

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ リ（略）

（役員の選任等）

第三十条（略）

2（略）

3 第五條第二項第二号イからニまで又は商法第一百五十四條ノ二第三号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

4（略）

(解散事由)

第三十四条 金融先物会員制法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた解散の事由の発生

二 (略)

三 七 (略)

(民法等の準用)

第三十四条の三 民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八條から第八十三条まで並びに会社法第四百九十二条第一項及び第三項、第五百七条(第二項を除く。)、第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十七条第一項及び第四項、第六百五十条第二項、第六百五十五条第一項から第五項まで並びに第六百六十二条から第六百六十四条までの規定は、金融先物会員制法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは、「会社法第六百四十七条第一項」と、会社法第四百九十二条第一項中「清算人(清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人)」とあるのは、「清算人」と、同項及び同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と、同法第四百九十二条第三項及び第五百七条第三項中「株主總會」とあるのは「總會」と、同法第六百四十七条第一項第一号中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長及び理事」と、同項第三号中「社員(業務を執行する社員を定款で定めた場合にあつては、その社員)の過半数の同意によつて定める」とあるのは「總會の決議によつて選任された」と、同法第六百五十五条第三項中「互選」とあるのは「互選又は總會の決議」と、同条第四項中「業務を執行する社員」とあるのは「理事長又は理事」と、「社員を」とあるのは「理事長又は理事を定款において」と、「代表する社員が」とあるのは「代表する理事長及び理事(定款でその代表権を制限されている者を除く。)」が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法第三十六条から第四十条までの規定は、金融先物会員制法人の清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 金融先物会員制法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4| 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

5| (略)

(組織変更計画)

(解散事由)

第三十四条 金融先物会員制法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 (略)

三 七 (略)

(民法等の準用)

第三十四条の三 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで及び第七十八條から第八十三条まで、商法第二百二十五条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十一条、第四百九条第一項及び第三項本文並びに第四百二十七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、金融先物会員制法人の解散の場合について準用する。この場合において、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

2| (新設)
(略)

(組織変更計画)

第三十四条の五 会員金融先物取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

（削る）

2| 民法第六十九条の規定は、前項の決議について準用する。

3| 第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下この目において「組織変更後株式会社金融先物取引所」という。）の定款を示してしなければならない。

4| 会員金融先物取引所が組織変更をする場合には、当該会員金融先物取引所は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社金融先物取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社金融先物取引所の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社金融先物取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ 組織変更後株式会社金融先物取引所が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社金融先物取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社金融先物取引所が監査役設置会社である場合 組織変更後株式会社金融先物取引所の監査役の氏名

五 組織変更をする会員金融先物取引所の会員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社金融先物取引所の株式の数（組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする会員金融先物取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社金融先物取引所が組織変更の際して組織変更をする会員金融先物取引所の会員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融先物取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金及び準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。第八十二条第一項において同じ。）の額に関する事項

十 組織変更がその効力を生ずる日（以下この目において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

（削る）

第三十四条の五 会員金融先物取引所は、前条の組織変更（以下この目において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2| 前項の総会においては、その決議により、定款その他株式会社への組織変更に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の役員となるべき者を選任しなければならない。

3| 民法第六十九条の規定は、前二項の決議について準用する。

4| 第一項の総会の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、組織変更計画の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示してなければならない。

（新設）

5| 組織変更計画書には、組織変更をする時期、会員に対する株式の割当てに関する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第三十四条の六 組織変更をする会員金融先物取引所は、前条第一項の総会の会議開催日の五日前から効力発生日の前日までの間、組織変更計画の内容その他の内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更をする会員金融先物取引所の会員及び債権者は、当該会員金融先物取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員金融先物取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（債権者の異議）

第三十四条の七 組織変更をする会員金融先物取引所の債権者は、当該会員金融先物取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする会員金融先物取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

4 債権者が第二項第一号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員金融先物取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（組織変更に係る書類の備置き等）

第三十四条の六 会員金融先物取引所の理事長又は理事は、前条第一項の総会の会議開催日の五日前から組織変更の日の前日まで、組織変更計画書その他の内閣府令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員金融先物取引所の会員又は債権者は、その事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は会員金融先物取引所の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（商法の準用）

第三十四条の七 商法第百条第一項から第三項までの規定は、組織変更の場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「会社」とあるのは、「会員金融先物取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第三十四条の八 組織変更後株式会社金融先物取引所は、効力発生日から六月間、第三十四条の六第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2| 組織変更後株式会社金融先物取引所の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社金融先物取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社金融先物取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(会員への株式の割当て)

第三十四条の九 会員金融先物取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社金融先物取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2| 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(資本金として計上すべき額)

第三十四条の十 組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金として計上すべき額については、内閣府令で定める。

(組織変更手続の経過等の書面の備置き等)

第三十四条の八 組織変更後の株式会社金融先物取引所の取締役(商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、執行役(は、組織変更の日から六月間、第三十四条の六第一項の書類及び前条において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を本店に備え置かなければならない。

2| 第三十四条の六第二項の規定は、前項の規定により備え置く書類について準用する。この場合において、第三十四条の六第二項中「会員金融先物取引所」とあるのは「組織変更後の株式会社金融先物取引所」と、「会員又は」とあるのは「株主又は」と、「営業時間内」とあるのは「営業時間内」と読み替えるものとする。

(会員への株式の割当て)

第三十四条の九 会員金融先物取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後の株式会社金融先物取引所の株式の割当てを受けるものとする。

2| 商法第二百二十条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第二百三十二条ノ三の規定は、前項の場合について準用する。

3| 会員金融先物取引所の会員で第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社金融先物取引所の株主となる。

(新会社の資本及び理事長等への補責任)

第三十四条の十 前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額は、組織変更時における組織変更前の会員金融先物取引所に現に存する純資産額を上回ることができない。

2| 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社金融先物取引所に現に存する純資産額が前条第一項の規定により会員に割り当てた株式の発行価額の総額に不足するときは、組織変更の決議の当時の会員金融先物取引所の理事長及び理事は、組織変更後の株式会社金融先物取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(資本準備金として計上すべき額等)

(準備金の積立て)

第三十四条の十一 組織変更の際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際しての計算に必要な事項は、内閣府令で定める。

(組織変更における株式の発行)

第三十四条の十二 会員金融先物取引所は、第三十四条の九第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社金融先物取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 この条の規定により発行する株式（以下この目において「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、組織変更時発行株式の種類及び数）
- 二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産をいう。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第三十四条の十一 組織変更後の株式会社金融先物取引所は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額を商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

21 商法第二百八十八条ノ二第五項の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第五項中「合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益」とあるのは「組織変更前ノ会員金融先物取引所ニ留保シタル剰余金」と、「其ノ利益準備金ノ」とあるのは「組織変更前ノ会員金融先物取引所が基本金ノ増額ニ充ツル為積立ツル」と、「合併後存続スル会社又ハ合併二因り設立シタル会社」とあるのは「組織変更後ノ株式会社金融先物取引所」と読み替えるものとする。

(組織変更における株式の発行)

第三十四条の十二 会員金融先物取引所は、第三十四条の九第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後の株式会社金融先物取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 この項の規定により発行する株式（以下この項において単に「株式」という。）の種類及び数
- 二 株式の発行価額
- 三 株式の発行価額中資本に組み入れない額
- 四 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える株式の種類及び数

21 商法第七十五条（第二項第一号、第五号、第七号及び第十一号並びに第五項から第八項までを除く。）、第七十六条から第七十九条まで、第八十九条、第九十条、第九十一条前段、第九十二条、第二百二十二条第一項、第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百二十二条ノ二並びに第二百二十二条ノ八並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二百三十二条ノ二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第七十五条第二項（各号列記以外の部分に限る。）及び第四項、第七十六條、第七十七條第一項、第七十九條第一項及び第二項並びに第九十二条第四項において準用する同法第二百八十六条中「発起人」とあるのは「会員金融先物取引所理事長又ハ理事」と、同法第二百八十六条第二項第八号中「第六十八条ノ二」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項」と、同項第九号中「各発起人が引受ケタル」とあるのは「会員二割当シタル」と、「引受価額」とあるのは「発行価額」と、同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第二百六十六条第十九項」とあるのは「第二百六十六条第十九項（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同法第二百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「会員金

融先物取引所ノ理事長若ハ理事又ハ組織変更後ノ株式会社金融先物取引所ノ取締役若ハ執行役」と、同法第九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあり、並びに同条第三項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員金融先物取引所ノ理事長及理事並ニ組織変更当時ノ株式会社金融先物取引所ノ取締役」と、同法第二百二十二条ノ第二項中「会社ノ設立ニ際シテハ発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス」とあるのは「組織変更ニ際シテハ組織変更計画書ヲ以テ之ヲ定ム」と、非訟事件手続法第三百三十二条ノ第一項中「総発起人又ハ総取締役」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長及ビ総理事」と読み替えるものとする。

3| 商法第七十三条並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百二十九条ノ三及び第二百二十九条ノ四の規定は、組織変更計画書に第一項第四号に掲げる事項を記載した場合について準用する。この場合において、商法第七十三条第一項中「取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六十八条第一項」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長又ハ理事ハ金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号及第六号」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第三号中「第六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第四項中「第六十八条第一項」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「各発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員金融先物取引所ノ理事長及各理事並ニ現物出資ヲ為ス者」と、同条第五項中「発起人」とあるのは「現物出資ヲ為ス者」と、同項及び同条第六項中「定款」とあるのは「定款及組織変更計画書」と、非訟事件手続法第二百二十九条第二項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員金融先物取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下商法特例法ト称ス）第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ）」とあるのは「組織変更後ノ株式会社金融先物取引所ノ取締役」と、同条第三項中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ当時ノ会員金融先物取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役」とあるのは「組織変更後ノ株式会社金融先物取引所ノ取締役」と読み替えるものとする。

4| 商法第七十三条ノ二及び第二百九十五条の規定は、組織変更後の株式会社金融先物取引所の取締役及び監査役となるべき者について準用する。この場合において、同法第七十三条

(組織変更時発行株式の申込み等)

第三十四条の十三 会員金融先物取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融先物取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員金融先物取引所に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員金融先物取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 会員金融先物取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第一項の申込みをした者（以下この目において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 会員金融先物取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員金融先物取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

ノ二第一項中「前条」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第三項ニ於テ準用スル前条」と、「定款」とあるのは、「組織変更計画書」と、同条第二項中「各發起人」とあるのは、「会員金融先物取引所ノ理事長及各理事」と、同法第九十五条中「第七十三条ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第四項ニ於テ準用スル第七十三条ノ二」と、「發起人モ」とあるのは、「会員金融先物取引所ノ理事長又ハ理事モ」と、「及發起人」とあるのは、「並ニ会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、同項の組織変更の後三年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

(理事長及び理事の財産価格てん補責任)

第三十四条の十三 組織変更計画書に前条第一項第四号に掲げる事項を記載した場合において、現物出資の目的たる財産の組織変更当時における実価が組織変更計画書に記載した価格に著しく不足するときは、現物出資に関する議案を総会に提出した会員金融先物取引所の理事長及び理事は、議案に掲げた財産の価格と実価との差額を限度として組織変更後の株式会社金融先物取引所に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

2 商法第九十二条ノ二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第二項第四号」と、「發起人及取締役」とあるのは、「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と、「前項」とあるのは、「同法第三十四条の十三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十三第一項」と、同項において準用する同法第九十六条中「發起人」とあるのは、「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

(組織変更時発行株式の割当て)

第三十四条の十三の二 会員金融先物取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員金融先物取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2| 会員金融先物取引所は、第三十四条の十二第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

(組織変更時発行株式の引受け)

第三十四条の十三の三 申込者は、会員金融先物取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

(出資の履行)

第三十四条の十三の四 組織変更時発行株式の引受人(第三十四条の十二第三号の財産(以下この目において「現物出資財産」という。))を給付する者を除く。は、同条第四号の期日に、会員金融先物取引所が定めた銀行等(会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。)(の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2| 組織変更時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。))は、第三十四条の十二第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3| 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この目において「出資の履行」という。))をする債務と会員金融先物取引所に対する債権とを相殺することができる。

4| 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社金融先物取引所に対抗することができない。

5| 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失つ。

(株主となる時期)

(現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任)

第三十四条の十三の二 商法第百九十二条ノ二第一項及び第三項の規定は第三十四条の十二第三項において準用する同法第百七十三条第一項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。))をした者について、同法第百九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百九十二条ノ二第一項中「第百六十八条第一項第五号又八第六号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第百八十六条中「発起人」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

2| 第三十四条の十二第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

第三十四条の十三の五 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日に、出資の履行を行つた組織変更時発行株式の株主となる。

(新設)

(引受けの無効又は取消しの制限)

第三十四条の十三の六 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

(新設)

2 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

(金銭以外の財産の出資等)

第三十四条の十三の七 第三十四条の十七第一項の設立の登記後に引受けのない株式があるときは、第三十四条の五第一項の総会の決議の当時の会員金融先物取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融先物取引所の取締役は、共同してこれを引き受けたものとみなす。株式の引受けの申込みが取り消されたときも、同様とする。

(新設)

2 第三十四条の十七第一項の設立の登記後に払込みのない株式があるときは、第三十四条の五第一項の総会の決議の当時の会員金融先物取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融先物取引所の取締役は、連帯して払込みを行う義務を負つ。

3 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三十四条の十二第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する。

。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十二第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員金融先物取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「金融先物取引法第三十四条の十三の五」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更の認可)

(組織変更の認可)

第三十四条の十四 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社金融先物取引所について次に掲げる事項を記載した組織変更認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の氏名又は名称及び住所

四 (略)

3 前項の組織変更認可申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

第三十四条の十五 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。

二 組織変更後株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足る人的構成を有するものであること。

三 組織変更後株式会社金融先物取引所が金融先物取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、組織変更を認可しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融先物取引所の役員のうちに第五条第二項第二号イからニまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(組織変更の効力の発生)

第三十四条の十六 組織変更をする会員金融先物取引所は、効力発生日に、株式会社金融先物取引所となる。

2 組織変更をする会員金融先物取引所の会員は、効力発生日に、第三十四条の五第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、第三十四条の七の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三十四条の十四 (略)

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後の株式会社金融先物取引所について次に掲げる事項を記載した組織変更認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員の氏名及び住所

四 (略)

3 前項の組織変更認可申請書には、組織変更計画書、組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(認可基準)

第三十四条の十五 (同上)

一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。

二 組織変更後の株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足る人的構成を有するものであること。

三 組織変更後の株式会社金融先物取引所が金融先物取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 (同上)

一 組織変更後の株式会社金融先物取引所の役員のうちに第五条第二項第二号イからニまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(会社の設立に際して発行する株式とみなされる株式等)

第三十四条の十六 次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第三十四条の九第一項の規定により会員に割り当てた株式

二 第三十四条の十二第一項の規定により組織変更の際に発行する株式

2 前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第一号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(登記)

第三十四条の十七 会員金融先物取引所が組織変更を行ったときは、効力発生日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員金融先物取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社金融先物取引所の本店については設立の登記、組織変更後株式会社金融先物取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十八条第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員金融先物取引所の組織変更総会の議事録

四 第三十四条の七第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 効力発生日における組織変更をする会員金融先物取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社金融先物取引所の取締役（組織変更後株式会社金融先物取引所が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七 組織変更後株式会社金融先物取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第一項各号に掲げる書面

八 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九 第三十四条の十二の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三十四条の十三の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に

(登記)

第三十四条の十七 会員金融先物取引所が組織変更を行ったときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員金融先物取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社金融先物取引所については設立の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十八条第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更前の会員金融先物取引所の組織変更総会の議事録

四 第三十四条の七において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員金融先物取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後の株式会社金融先物取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

七 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八 第三十四条の十二の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第三十四条の十二第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

二 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に

掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更の無効の訴え)

第三十四条の十八 会社法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十六條並びに第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、会員金融先物取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第六号中「組織変更をする会社の株主等若しくは社員等」とあるのは「組織変更をする会員金融先物取引所の会員等（会員、理事長、理事、監事又は清算人をいう。）」と、「組織変更後の会社の株主等」「社員等」とあるのは「組織変更後株式会社金融先物取引所の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役会設置会社にあつては株主、取締役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役又は清算人）をいう。）」と、同法第九百三十七条第三項中「本店」とあるのは「本店及び支店並びに主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百四十条の規定は第三十四条の十二の規定により組織変更時発行株式を発行した場合における前項において準用する同法第八百二十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）に規定する組織変更の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第二号に係る部分に限る。）第八百七十三條本文、第八百七十五條から第八百七十七條まで及び第八百七十八條第一項の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(定款)

第三十四条の十九 株式会社金融先物取引所の定款には、会社法第二十七條各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 四 (略)

(議決権の保有制限)

第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議

3 商業登記法第七十一条及び第七十二条の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更の無効の訴え)

第三十四条の十八 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 商法第八十八条、第五百条第二項及び第三項、第六百六条、第八百八条から第一百十條まで、第二百四十九條並びに第四百十五條第二項並びに非訟事件手続法第二百三十五條ノ六及び第四百十條の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、商法第二百四十九條第一項及び第四百十五條第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

(定款)

第三十四条の十九 株式会社金融先物取引所の定款には、商法第六十六條第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 四 (略)

(議決権の保有制限)

第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有す

決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所（同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ。）又は同法第六十六条の二十四条ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株会社（同法第二条第十八項に規定する証券取引所持株会社をいう。以下この章において同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2・3 （略）

4 第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5・6 （略）

（適用除外）

第三十四条の二十一の二 会社法第三百三十一條第二項ただし書（同法第三百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二條第二項（同法第三百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六條第二項及び第四百二條第五項ただし書の規定は、株式会社金融先物取引所については、適用しない。

（資本金の減少の認可等）

第三十四条の二十二 株式会社金融先物取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社金融先物取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（合併の認可）

第三十四条の二十三 （略）

2 吸収合併後存続する者又は新設合併により設立される者が株式会社金融先物取引所である合併について前項の認可を受けようとする者は、吸収合併後存続する株式会社金融先物取引

るものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所（同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ。）又は同法第六十六条の二十四条ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株会社（同法第二条第十八項に規定する証券取引所持株会社をいう。以下この章において同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2・3 （略）

4 第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5・6 （略）

（新設）

（資本金の減少の認可等）

第三十四条の二十二 株式会社金融先物取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社金融先物取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（合併の認可）

第三十四条の二十三 （略）

2 合併後存続する者又は合併により設立される者が株式会社金融先物取引所である合併について前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する株式会社金融先物取引所又は合併に

所（以下「吸収合併存続株式会社金融先物取引所」という。）又は新設合併により設立する株式会社金融先物取引所（以下「新設合併設立株式会社金融先物取引所」という。）について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 役員の氏名又は名称及び住所

四（略）

3 前項の合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）、吸収合併存続株式会社金融先物取引所又は新設合併設立株式会社金融先物取引所（以下「合併後株式会社金融先物取引所」と総称する。）の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

（削る）

（認可基準）

第三十四条の二十四 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。

二 合併後株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 合併後株式会社金融先物取引所が株式会社金融先物取引所としてこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。

四（略）

五 合併後株式会社金融先物取引所において、合併により消滅する株式会社金融先物取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうちに第五条第二項第二号イからニまで又は会社法第三百三十一条第三号のいずれかに該当する者があるとき。

よる新たな株式会社金融先物取引所（以下「合併後の株式会社金融先物取引所」と総称する。）について、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 役員の氏名及び住所

四（略）

3 前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の場合において、合併契約書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているとき、又は定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（認可基準）

第三十四条の二十四 （同上）

一 合併後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに委託者を保護するために十分であること。

二 合併後の株式会社金融先物取引所がその開設する金融先物市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 合併後の株式会社金融先物取引所が株式会社金融先物取引所としてこの法律に適合するよう組織されるものであること。

四（略）

五 合併後の株式会社金融先物取引所において、合併により消滅する株式会社金融先物取引所の開設している金融先物市場における取引所金融先物取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 （同上）

一 役員のうちに第五条第二項第二号イからニまで又は商法第二百五十四条ノ二第三号のいずれかに該当する者があるとき。

二 (略)

(みなし免許等)

第三十四条の二十五 (略)

2 新設合併設立株式会社金融先物取引所は、その成立の日に、新設合併により消滅する株式会社金融先物取引所(以下この条において「新設合併消滅株式会社金融先物取引所」という。)の権利義務(当該新設合併消滅株式会社金融先物取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 新設合併消滅株式会社金融先物取引所の開設していた金融先物市場において成立した取引所金融先物取引であつて決済を結了していないものは、新設合併設立株式会社金融先物取引所の開設する金融先物市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

(裁判所の調査依頼)

第三十四条の二十七 裁判所は、株式会社金融先物取引所の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 (略)

(認可等)

第三十四条の三十四 (略)

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

3・4 (略)

(認可の申請)

第三十四条の三十五 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 (略)

2・3 (略)

(認可審査基準)

二 (略)

(みなし免許等)

第三十四条の二十五 (略)

2 合併後の株式会社金融先物取引所は、合併により消滅した株式会社金融先物取引所の権利義務(当該株式会社金融先物取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

3 合併により消滅した株式会社金融先物取引所の開設していた金融先物市場において成立した取引所金融先物取引であつて決済を結了していないものは、合併後の株式会社金融先物取引所の開設する金融先物市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

(裁判所の調査依頼)

第三十四条の二十七 裁判所は、株式会社金融先物取引所の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 (略)

(認可等)

第三十四条の三十四 (略)

2 前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

3・4 (略)

(認可の申請)

第三十四条の三十五 (同上)

一 (略)

二 資本の額

三 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

(新設)

四 (略)

2・3 (略)

(認可審査基準)

第三十四条の三十六（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

二 四（略）

（監督上の処分）

第三十四条の四十九（略）

2 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株式会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融先物取引所持株式会社に對し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

3・4（略）

（登録）

第五十六条 金融先物取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた次に掲げる者でなければ、行うことができない。

一 株式会社であつて次に掲げる機関を置くもの

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

二 外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人

三 四（略）

五 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社（次条第一項第二号において「相互会社」という。）又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（法人である者に限る。以下「外国保険会社等」という。）で第一号に該当する者以外のもの

（登録の申請）

第五十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額。第五十九条第一項第二号において同じ。）

三 役員（理事、取締役、会計参与、監事、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

第三十四条の三十六（略）

2（同上）

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 四（略）

（監督上の処分）

第三十四条の四十九（略）

2 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株式会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融先物取引所持株式会社に對し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

3・4（略）

（登録）

第五十六条（同上）

一 株式会社又は外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの

（新設）

二 三（略）

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社（次条第一項第二号において「相互会社」という。）又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（法人である者に限る。以下「外国保険会社等」という。）で第一号に該当する者以外のもの

（登録の申請）

第五十七条（同上）

一 商号又は名称

二 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額。第五十九条第一項第二号において同じ。）

三 役員（理事、取締役、執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいい、外国法人に

外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第七節を除く。）において同じ。）の氏名又は名称

四六（略）

2・3（略）

（登録の拒否）

第五十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一（略）

二 資本金の額又は出資の総額が、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三七八（略）

九 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、登録申請者に対し理事、取締役、会計参与、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ（略）

十一十三（略）

2 前項第十号から第十二号までの「主要株主」とは、法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この章において同じ。）の百分の二十（法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第四項及び第六十一条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

（自己資本規制比率）

第八十二条 金融先物取引業者（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。）は、資本金（外国法人にあつては、資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額）、準備金（外国法人にあつては、国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金）その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産（外国法人にあつては、国内の営業所又は事務所における固定資産）その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、その行つて金融先物取引（外国法人にあつては、

あつては、国内における代表者を含む。以下この章（第七節を除く。）において同じ。）の氏名

四六（略）

2・3（略）

（登録の拒否）

第五十九条（同上）

一（略）

二 資本金の額又は出資の総額が、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三七八（略）

九 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、登録申請者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者のある法人

イ・ロ（略）

十一十三（略）

2 前項第十号から第十二号までの「主要株主」とは、法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この章において同じ。）の百分の二十（法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第四項及び第六十一条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

（自己資本規制比率）

第八十二条 金融先物取引業者（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。）は、資本（外国法人にあつては、資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額）、準備金（外国法人にあつては、国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金）その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産（外国法人にあつては、国内の営業所又は事務所における固定資産）その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、その行つて金融先物取引（外国法人にあつては、

、国内の営業所又は事務所において行つてゐる金融先物取引の当該金融先物取引に係る通貨等又は金融指標の数値の変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3（略）

（休止等の届出）

第八十三条 金融先物取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一（三）（略）

四 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

五（略）

（廃業等の届出等）

第八十四条（略）

2・5（略）

6 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、金融先物取引業者（株式会社に限る。）が電子公告（同法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、金融先物取引業者（外国会社に限る。）が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監督上の処分）

第八十七条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該金融先物取引業者に対し理事、取締役、会計参与、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。）が第五十九条第一項第九号イ若しくはロに該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に対して、当該役員の解任

内の営業所又は事務所において行つてゐる金融先物取引の当該金融先物取引に係る通貨等又は金融指標の数値の変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3（略）

（休止等の届出）

第八十三条（同上）

一（三）（略）

四 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

五（略）

（廃業等の届出等）

第八十四条（略）

2・5（略）

（新設）

（新設）

（監督上の処分）

第八十七条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該金融先物取引業者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。）が第五十九条第一項第九号イ若しくはロに該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に対して、当該役員の解任を命ずるこ

を命ずることができる。

(免許)

第百十五条 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営んではならない。

(免許の申請)

第百十六条 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額

三 (略)

四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 (略)

2・3 (略)

(免許審査基準)

第百十七条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

二 (略)

三 免許申請者の取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 (略)

(秘密保持義務)

第百二十一条 金融先物清算機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

とができる。

(免許)

第百十五条 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、行つてはならない。

(免許の申請)

第百十六条 (同上)

一 (略)

二 資本金の額

三 (略)

四 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

(新設)

五 (略)

2・3 (略)

(免許審査基準)

第百十七条 (略)

2 (同上)

一 免許申請者が株式会社でないとき。

二 (略)

三 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 (略)

(秘密保持義務)

第百二十一条 金融先物清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二百二十五条 金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行つた対象取引の相手方から金融先物債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の關係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第二百二十七条 金融先物清算機関は、第百十六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員の欠格事由等)

第二百二十八条 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、金融先物清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

2 金融先物清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となつた者のあることを発見したとき、又は金融先物清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物清算機関に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）第三百三十六条第二項及び第四百一条第五項ただし書の規定は、金融先物清算機関については、適用しない。

第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十四条の十二の規定により発行する株式を引き受ける者の募集をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する

第二百二十五条 金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行つた対象取引の相手方から金融先物債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の關係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第二百二十七条 金融先物清算機関は、第百十六条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員の欠格事由等)

第二百二十八条 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、金融先物清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

2 金融先物清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は金融先物清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

(新設)

第百四十八条 (同上)

一 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある株式申込証、目論見書、株式の募集の広告その他株式の募集に関する

文書行使した会員金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

二 第三十四条の十二の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員金融先物取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

三・四 （略）

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

（削る）

二 第三十四条の十二の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいした会員金融先物取引所の役員若しくは検査役又は株式会社金融先物取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三・六 （略）

第五百五十七条の二 第五百五十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従つ。

第五百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・七 （略）

八 第八十四条第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

九・十二 （略）

第六十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは

文書行使した会員金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

二 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行った会員金融先物取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預合いに応じた者

三・四 （略）

第四百四十九条 （同上）

一 第三条の規定に違反して、金融先物市場を開設した者

二 第三十四条の十第一項の純資産額について内閣総理大臣又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠べいした会員金融先物取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）

三 第三十四条の十二第一項の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第一項第四号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠べいした会員金融先物取引所の役員若しくは検査役又は株式会社金融先物取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

四・七 （略）

（新設）

第五百五十九条 （同上）

一・七 （略）

（新設）

八・十一 （略）

第六十一条 （同上）

、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（四）（略）

五 第四百四十九条（第二号を除く。）、第五百十三号第一号、第三号、第五号、第七号若しくは第八号、第五百五十四号、第五百五十五条又は前二条 各本条の罰金刑

2・3 （略）

第六十二号 第四百四十八号第二号、第四百四十九号第一号又は第五百五十六号第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第六十三号 金融先物取引所の役員（仮取締役、仮会計参与、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次に掲げる場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四号の十一に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

二 第三十四号の十三第一項又は第四項の規定による通知を怠つたとき、又は不正の通知をしたとき。

（削る）

三 （略）

2 次各号に掲げるいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十四条第七項において準用する会社法第九百四十六号第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十四条第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第六十四号 （略）

2 金融先物取引業者（外国会社に限る。）の日本における代表者は、第八十四条第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたときは、五十万円以下の過料に処する。

第六十六号 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第十七条の二第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠つた者

一（四）（略）

五 第四百四十九号（第二号及び第三号を除く。）、第五百十三号第一号、第三号、第五号、第七号若しくは第八号、第五百五十四号、第五百五十五条又は前二条 各本条の罰金刑

2・3 （略）

第六十二号 第四百四十八号第二号又は第四百四十九号第三号に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第六十三号 金融先物取引所の役員（仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）は、次の場合においては、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四号の十一の規定に違反して、準備金を積立てなかつたとき。

二 第三十四号の十二第二項において準用する商法第七十五条第二項の規定に違反して、株式申込証の用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

三 第三十四号の十二第二項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

四 （略）

（新設）

第六十四号 （略）

（新設）

第六十六号 （同上）

一 （略）

二 第十七条の二第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をした者

三 金融先物会員制法人の会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいした者 四・五 (略) 六 第三十四条の三第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して、金融先物会員制法人の財産を分配した者 七 (略) 八 第三十四条の六第一項又は第三十四条の八第一項の規定に違反して、これらの規定に定める書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。 九 第三十四条の六第二項又は第三十四条の八第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。 十 第三十四条の七の規定に違反して、会員金融先物取引所の組織変更をしたとき。 十一～十七 (略)	三 金融先物会員制法人の会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいした者 四・五 (略) 六 第三十四条の三第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して、金融先物会員制法人の財産を分配した者 七 (略) 八 第三十四条の六第一項又は第三十四条の八第一項の規定に違反して、これらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。 九 第三十四条の六第二項(第三十四条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。 十 第三十四条の七において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定に違反して、会員金融先物取引所の組織変更をしたとき。 十一～十七 (略)
---	--

改正案

現行

（定義）

第二条（略）

2・5（略）

6 この法律において「自家型発行者」とは、自家発行型前払式証券のみの発行者（その発行者から事業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高があるものに限り。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。）又は個人をいう。

7・8（略）

（適用除外）

第三条 この法律は、次に掲げる前払式証券については、適用しない。

一（略）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人で政令で定めるものに限り。）が発行する前払式証券

三・五（略）

（届出自家型発行者の地位の承継等）

第五条 届出自家型発行者が自家発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を譲渡したとき、又は届出自家型発行者について合併、会社分割（当該自家発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を承継させるものに限り。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、会社分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自家発行型前払式証券の発行に係る事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）は、その届出自家型発行者の地位を承継する。

2・5（略）

（登録の申請）

第七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理

（定義）

第二条（略）

2・5（略）

6 この法律において「自家型発行者」とは、自家発行型前払式証券のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証券の基準日未使用残高があるものに限り。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。）又は個人をいう。

7・8（略）

（適用除外）

第三条（同上）

一（略）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人（これらの法人のうち、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずる法人で政令で定めるものに限り。）が発行する前払式証券

三・五（略）

（届出自家型発行者の地位の承継等）

第五条 届出自家型発行者が自家発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を譲渡したとき、又は届出自家型発行者について合併、分割（当該自家発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を承継させるものに限り。）若しくは相続があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該営業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自家発行型前払式証券の発行に係る営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）は、その届出自家型発行者の地位を承継する。

2・5（略）

（登録の申請）

第七条（同上）

大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金又は出資の額

三 役員の氏名又は名称及び住所

四・五 (略)

2 (略)

(第三者型発行者の地位の承継等)

第十条 第三者型発行者が第三者発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を譲渡したとき、又は第三者型発行者について合併若しくは会社分割(当該第三者発行型前払式証券の発行に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した法人は、その第三者型発行者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2・3 (略)

一 (略)

二 資本又は出資の額

三 役員の氏名及び住所

四・五 (略)

2 (略)

(第三者型発行者の地位の承継等)

第十条 第三者型発行者が第三者発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を譲渡したとき、又は第三者型発行者について合併若しくは分割(当該第三者発行型前払式証券の発行に係る営業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人は、その第三者型発行者の地位を承継する。ただし、当該営業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業の全部を承継した法人が前条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2・3 (略)

改正案

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	優先出資の発行（第四条―第十六条）
第三章	優先出資者の権利等（第十七条―第二十二條）
第四章	優先出資の譲渡等（第二十三条―第二十八條）
第五章	優先出資証券（第二十九条―第三十一条）
第六章	優先出資者総会（第三十二条―第四十条）
第七章	雑則（第四十一条―第五十五条）
第八章	罰則（第五十六条―第六十一条）

附則

（定義）

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一五（略）

六 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）

七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第一号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）

2
8（略）

現行

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	優先出資の発行（第三条―第十六条）
第三章	優先出資者の権利等（第十七条―第二十一條）
第四章	優先出資の譲渡等（第二十二条―第二十七條）
第五章	優先出資証券（第二十八条―第三十条）
第六章	優先出資者総会（第三十一条―第三十五条）
第七章	雑則（第三十六条―第四十七条）
第八章	罰則（第四十八条―第五十四条）

附則

（定義）

第二条（同上）

一五（略）

六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九條第一項第三号、第三十四條第二項、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項及び第三項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四條第二項、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項及び第三項において同じ。）

七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九條第一項第三号、第三十四條第二項、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項及び第三項において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。第三十四條第二項、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十五條第一項及び第三項において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九條第一項第三号並びに第四十五條第一項及び第三項において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五條第一項及び第三項において同じ。）

2
8（略）

(会社法の規定を準用する場合の読替え)

第三条 この法律において会社法(平成十七年法律第 号)の規定を準用する場合においては、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあり、及び「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「募集株式」とあるのは「募集優先出資」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下「優先出資法」という。)(第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。))と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(優先出資法第二十二条第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。))」と、「法務省令」とあるのは「優先出資法第五十条第三項に規定する主務省令」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、「株券発行会社」とあるのは「優先出資証券発行協同組織金融機関(優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。))」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「優先出資者名簿記載事項」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「種類株式発行会社」とあるのは「種類優先出資発行協同組織金融機関(内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関をいう。))」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

(優先出資の発行)

第四条 (略)

2| 優先出資の総口数が、普通出資の総口数の二分の一を超えたときは、協同組織金融機関は、直ちに、優先出資の総口数を普通出資の総口数の二分の一以下にするために必要な措置をとらなければならない。

3 (略)

(定款記載事項)

第五条 (略)

2 協同組織金融機関は、内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3・4 (略)

(削る)

(新設)

(優先出資の発行)

第三条 (略)

2| 優先出資の総口数は、普通出資の総口数の二分の一を超えてはならない。

3 (略)

(定款記載事項)

第四条 (略)

2 協同組織金融機関は、内容の異なる数種の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3・4 (略)

(発行事項の決定)

第五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その都度、発行しようとする優先出資について次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一 優先出資の内容及び口数

(募集事項の決定)

第六条 協同組織金融機関は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一 募集優先出資の内容及び口数

二 募集優先出資の払込金額（募集優先出資一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）

三 募集優先出資と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

五 募集優先出資の募集の方法

2 優先出資の払込金額は、額面金額を下回ってはならない。

3 第一項第二号の払込金額が優先出資者以外の者に対して特に有利な金額である場合には、第六章の定めるところにより、優先出資者総会を招集し、募集優先出資の内容及び最低払込金額について、その承認を受けなければならない。この場合においては、理事は、優先出資者総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

4 前項の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない

二 優先出資の発行価額及び払込期日

三 優先出資の発行価額のうち資本に組み入れない額

四 優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行しようとするときは、その旨並びにその者に対して発行しようとする優先出資の口数及び発行価額

五 優先出資の募集の方法

2 優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。

3 協同組織金融機関は、優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行しようとする場合には、第六章に定めるところにより、優先出資者総会を招集し、その者に対して発行することのできる優先出資の内容及び最低発行価額について、その承認を受けなければならない。この場合においては、理事は、優先出資者総会において、優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行する理由を開示しなければならない。

4 前項の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない

5 第三項の優先出資者総会の承認は、その決議がなされた日以後最初に発行する優先出資で、同日から六月以内に払込期日が到来するものについてのみ効力を有する。

(優先出資引受権)

第六条 協同組織金融機関は、優先出資の発行に際して、優先出資者に優先出資を引き受けることができる権利（以下「優先出資引受権」という。）を与えることができる。

2 協同組織金融機関は、前項の優先出資引受権を与えようとするときは、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一 優先出資引受権の目的たる優先出資の内容及び発行価額

二 優先出資引受権を譲渡することができるときは、その旨

三 優先出資者の請求があるときに限り優先出資引受権を表示する証書（以下「優先出資引受権証書」という。）を発行するときは、その旨及びその請求をすることができる期間

3 優先出資引受権を有する優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて、優先出資の割当てを受ける権利を有する。ただし、優先出資一口に満たない端数については、この限りでない。

4 優先出資引受権を譲渡するには、優先出資引受権証書を交付しなければならない。

5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ四第三項（新株引受権の割当期日等）及び第二百八十条ノ五（新株引受権の通知及び失権）の規定は優先出資引受権について、同法第二百八十条ノ六ノ二（新株引受権証書の発行及び方式）、第二百八十条ノ六ノ三第二項（新株引受権証書の即時取得等）及び第二百八十条ノ六ノ四（新株引受権証書発行の場合の申込み）の規定は優先出資引受権証書についてそれぞれ準用する。この場合において、同

9

5| 第三項の承認の決議は、第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の末日）が当該決議の日から六月以内の日である同項の募集についてのみその効力を有する。

6| 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

（募集事項の通知等）

第七条 協同組織金融機関は、前条第一項の募集事項を定めたときは、同項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の二週間前までに、普通出資者及び優先出資者に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

2| 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

3| 第一項の規定は、協同組織金融機関が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項又は第二項の届出をしている場合その他の普通出資者及び優先出資者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

（優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合）

第八条 協同組織金融機関は、優先出資の募集において、優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一 優先出資者に対し、次条第二項の申込みをすることにより当該協同組織金融機関の募集優先出資（内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関（以下「種類優先出資発行協同組織金融機関」という。）にあっては、当該優先出資者の有する種類の優先出資と同一の種類のもの）の割当てを受ける権利を与える旨

二 前号の募集優先出資の引受けの申込みの期日

2| 前項の場合には、同項第一号の優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて募集優先出資の割当てを受ける権利を有する。ただし、当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数に一口に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3| 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前までに、同項第一号の優先出資者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない

法第二百八十条ノ四第三項中、「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と、「記載又八記録」とあるのは、「記載」と、「第一項」とあるのは、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第六条第一項」と、「同法第二百八十条ノ五第一項中「種類及数」とあるのは、「内容及口数」と、「第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「優先出資法第六条第二項第一号及第三号」と、「同法第二百八十条ノ六ノ二第一項中「第二百八十条ノ二第一項第六号」とあるのは、「優先出資法第六条第二項第二号」と、「同項第七号」とあるのは、「同項第三号」と、「同条第二項中「取締役」とあるのは、「理事」と、「前条第一項」とあるのは、「優先出資法第九条第一項」と、「種類及数」とあるのは、「内容及口数」と、「同法第二百八十条ノ六ノ四第一項中「第七十五条第一項及第三項」とあるのは、「優先出資法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（発行条件の均等）

第七条 優先出資の発行価額その他の発行の条件は、発行ごとに、均等に定めなければならない。

2| 前項の規定は、優先出資引受権の目的たる優先出資及び第五条第三項の承認のあった優先出資については、適用しない。

（優先出資発行事項の公示）

第八条 協同組織金融機関は、払込期日の二週間前までに、発行しようとする優先出資の内容及口数、発行価額、払込期日及び募集の方法を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。

9
一 募集事項

二 当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数

三 第一項第二号の期日

4 第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、前三項の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。

(募集優先出資の申込み)

第九条 協同組織金融機関は、第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 普通出資一口の金額及び総口数

三 第五条第一項第一号に規定する優先出資の総口数の最高限度

四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

五 募集事項

六 第十五条の規定により、協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得することがある旨

七 銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。）の払込みの取扱いの場所

八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を協同組織金融機関に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集優先出資の口数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、協同組織金融機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、協同組織金融機関が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二十条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

5 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、そ

(優先出資の申込み)

第九条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に引き受けようとする優先出資の口数及び引受価額並びに住所を記載し、これに署名し又は記名押印しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 普通出資の一口の金額及び総口数

三 第四条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

五 資本の額

六 発行しようとする優先出資の額面金額、内容及び口数

七 発行しようとする優先出資の発行価額及び払込期日

八 前号の発行価額のうち資本に組み入れない額

九 第十五条の規定により優先出資の消却が行われることがある旨

十 払込みを取り扱う金融機関

十一 名義書換代理人又は登録機関を置いた場合は、その名称及び住所並びに営業所

3 理事は、優先出資申込証の交付に際して、前項第十号に掲げる金融機関の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならない。ただし、優先出資申込証にこれを記載したときは、この限りでない。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書（心裡（リ）留保による意思表示の無効）の規定は、優先出資の申込みには、適用しない。

の旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6| 協同組織金融機関が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該協同組織金融機関に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7| 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集優先出資の割当て等）

第十條 協同組織金融機関は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならない。この場合において、協同組織金融機関は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第二号の口数よりも減少することができる。

2| 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

3| 第八条の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えた場合において、優先出資者が同条第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該優先出資者は、募集優先出資の割当てを受ける権利を失つ。

4| 前条及び前三項の規定は、募集優先出資を引き受けようとする者がその総口数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（募集優先出資の引受け）

第十一條 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集優先出資の口数について募集優先出資の引受人となる。

一| 申込者 協同組織金融機関の割り当てた募集優先出資の口数

二| 前条第四項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者 その者が引き受けた募集優先出資の口数

（募集優先出資の払込み）

第十二條 募集優先出資の引受人は、第六条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集優先出資の払込金額の全額を払い込まなければならない。

（優先出資の割当て）

第十條 優先出資の申込みをした者は、理事の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。

2| 商法第二百一条（仮設人又は他人名義で株式を引き受けた者の責任）の規定は、優先出資の引受人について準用する。

（優先出資の払込み）

第十一條 優先出資の引受人は、払込期日に、第九条第三項の書面又は優先出資申込証に記載された払込みの取扱いの場所において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

2| 優先出資の引受人は、払込みについて相殺をもつて協同組織金融機関に対抗することができる。

3| 第九条第三項の規定及び第一項の規定は、優先出資引受権証書によって申し込む場合にについて準用する。

（優先出資者となる時期）

第十二條 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日から優先出資者となる。

2| 優先出資の引受人が払込期日までに払込みを行わないときは、その権利を失つ。
3| 前項の規定は、優先出資の引受人に対する損害賠償の請求を妨げない。

2| 募集優先出資の引受人は、前項の規定による払込みをする債務と協同組織金融機関に対する債権とを相殺することができない。

3| 第一項の規定による払込みをすることにより募集優先出資の優先出資者となる権利の譲渡は、協同組織金融機関に対抗することができない。

4| 募集優先出資の引受人は、第一項の規定による払込みをしないときは、当該払込みをすることにより募集優先出資の優先出資者となる権利を失う。

(優先出資者となる時期)

第十三条 募集優先出資の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、前条第一項の規定による払込みを行った募集優先出資の優先出資者となる。

一 第六条第一項第三号の期日を定めた場合 当該期日

二 第六条第一項第三号の期間を定めた場合 前条第一項の払込みを行った日

(優先出資の発行等についての会社法の準用)

第十四条 会社法第二百十條(募集株式の発行等をやめることの請求)及び第二百十一條(引受けの無効又は取消しの制限)の規定は、協同組織金融機関の優先出資の募集及び発行について準用する。この場合において、同法第二百十條中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「第九十九條第一項」とあるのは「優先出資法第六條第一項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百十一條第一項中「第二百五條」とあるのは「優先出資法第十條第四項」と、同法第二項中「第二百九條」とあるのは「優先出資法第十三條」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 会社法第二百十二條第一項(第一号を除く。以下この項において同じ。)(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)の規定は募集優先出資の引受人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定はこの項において準用する同法第二百十二條第一項の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項(責任追及等の訴え)中「株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同法第一号及び同法第四項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第三項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 会社法第八百二十八條第一項(第二号に係る部分に限る。)(及び第二項(第二号に係る部

(優先出資の共有)

第十三条 共同して優先出資を引き受けた者は、連帯して払込みを行わなければならない。

2| 商法第二百三條第二項及び第三項(株式の共有の場合の権利行使者等)の規定は、優先出資の共有について準用する。

(優先出資の発行についての商法の準用)

第十四条 商法第七十八條(払込取扱機関の変更)、第八十九條(払込取扱機関の証明)、第九十條(権利株の譲渡)、第二百十條ノ十(株式発行の差止め)、第二百十條ノ十一(不正な価額で株式を引き受けた者の責任)、第二百十條ノ十二(新株引受けの無効又は取消しの制限)、第二百十條ノ十三(取締役の引受担保責任)及び第二百十條ノ十五から第二百十條ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第七十八條中「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社」とあるのは「優先出資法第九條第二項第十号二掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは「行政庁ノ認可」と、同法第八十九條中「銀行又ハ信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百十條ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百十條ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二項中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百十條ノ十二中「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証」と、同法第二百十條ノ十三中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百十條ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員」と、同法第二百十條ノ十七第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六條第一項但書若ハ第二百二十六條ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十條ニ於テ準用スル第二百二十六條ノ二第三項」と、「株券力」とあるのは「優先出資証券力」と読み替えるものとする。

分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條から第八百四十條まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第二号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條から第八百七十七條まで(非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合)及び第八百七十八條第一項(裁判の効力)の規定はこの項において準用する同法第八百四十條第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第一項第二号中「六箇月以内(公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)」とあるのは「六箇月以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、同法第八百四十條第一項中「払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時ににおける価額」とあるのは「払込みを受けた金額」と、「旧株券(前条の規定により効力を失った株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「旧優先出資証券(前条の規定により効力を失った優先出資に係る優先出資証券をいう。)」と、同条第二項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第八百二十九條(第一号に係る部分に限る。)(新株発行等の不存在の確認の訴え)、第八百三十四條(第十三号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五條第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要的併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は、優先出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(自己優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によって、資本金の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

- 一 第十九條第一項の規定による剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合
- 二 普通出資の増加によって得た資金をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

2 (略)

3 額面金額を超える額を^{取得}の対価として第一項第二号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて

(優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の議決を経て、資本の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

- 一 第十九條第一項の規定による剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合
- 二 普通出資の増加によって得た資金をもって自己の優先出資を取得して消却を行う場合

2 (略)

3 額面金額を超える額を^{払戻し}の対価として第一項第二号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて

得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4 第一項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

5 会社法第二百十九条（第一項各号を除く。）（株券の提出に関する公告等）及び第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得する場合について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「当該各号に定める」とあるのは「消却のために取得する」と、同条第二項中「前項各号に掲げる行為」とあるのは「消却のための自己の優先出資の取得」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と、同条第三項中「第一項各号に定める」とあるのは「消却のために取得する」と、「当該各号に掲げる行為」とあるのは「消却のための取得」と、同法第二百二十条第二項中「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資の分割）

第十六条 協同組織金融機関は、優先出資の分割をすることができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割をしようとするときは、その都度、普通出資者総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 優先出資の分割により増加する優先出資の総口数の優先出資の分割前の発行済優先出資（種類優先出資発行協同組織金融機関にあつては、第三号の種類の発行済優先出資）の総口数に対する割合及び当該優先出資の分割に係る一定の日

二 優先出資の分割がその効力を生ずる日

三 協同組織金融機関が種類優先出資発行協同組織金融機関である場合には、分割する優先出資の種類

3 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

4 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

5 第二項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

6 会社法第百八十四条第一項（効力の発生等）及び第二百五条第三項（株券の発行）の規定は、協同組織金融機関の優先出資の分割について準用する。この場合において、同法第百八十四条第一項中「基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主」とあるのは「優先出資法第十六条第二項第一号の一定の日において優先出資者名簿に記載され、又

て得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4 第一項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

5 商法第二百五条第一項及び第二項（株式併合の手続）、第二百十五條ノ二（株券廃止会社等における株式併合の手続）並びに第二百二十条第四項（一株に満たない端数の処置）の規定は、優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百五条第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキ八其ノ内容」とあるのは「旨」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百二十条第四項中「第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項各号ニ掲グル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却ニ伴フ支払ヲ為ス」と読み替えるものとする。

（優先出資の分割）

第十六条 協同組織金融機関は、普通出資者総会の議決を経て、優先出資の分割を行うことができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

3 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4 第一項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。

5 商法第二百五条（株式分割の場合における分割期日等）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百十六条（株式併合の手続）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百二十条第一項本文、第二項前段及び第四項（一株に満たない端数の処置）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六条第一項（管轄裁判所）及び第百三十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「種類及数」とあるのは「種類及口数」と、

は記録されている優先出資者」と、「あつては、基準日」とあるのは「あつては、同号の一定の日」と、「前条第二項第三号の種類の種類株主」とあるのは「同項第三号の種類の優先出資の優先出資者」と、「基準日に有する」とあるのは「同項第一号の一定の日」に有する」と、「数」とあるのは「口数」と、同法第二百十五條第三項中「第百八十三條第二項第二号」とあるのは「優先出資法第十六條第二項第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

71 会社法第二百三十四條第一項（各号を除く。）から第五項まで（一に満たない端数の処理）、第百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第百六十九條（疎明）、第百七十一條（理由の付記）、第百七十四條（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、協同組織金融機関の発行する優先出資の分割により一口に満たない端数を生ずる場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四條第一項中「合計数」とあるのは「合計口数」と、「相当する数」とあるのは「相当する口数」と、同条第四項第一号中「数」とあるのは「口数」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議」とあるのは「理事会を設置する協同組織金融機関においては、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資者に対する剰余金の配当）

第十九條 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 資本金の額

二 四（略）

2・3（略）

4 前項の規定による加算がある場合には、第十五條第一項及びこの条の規定の適用については、その加算して得た額の剰余金の配当を翌事業年度の優先的配当とする。この場合においては、第五條第一項第二号及び第三号の率の計算については、その加算した額は、剰余金の配当に含まれないものとする。

5 11（略）

12 第五項又は前項の剰余金の配当は、優先出資者の有する優先出資の口数（剰余金の配当について優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこととする旨の定めがある場合にあっては、各種類の優先出資の口数）に応じてしなければならない。

（優先出資者に対する残余財産の分配）

同法第二百十五條第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「旨」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百十六條第一項中「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百二十條第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第四項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

（優先出資者に対する剰余金の配当）

第十九條 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 資本金の額

二 四（略）

2・3（略）

4 前項の規定による加算がある場合には、第十五條第一項及びこの条の規定の適用については、その加算して得た額の剰余金の配当を翌事業年度の優先的配当とする。この場合においては、第四條第一項第二号及び第三号の率の計算については、その加算した額は、剰余金の配当に含まれないものとする。

5 11（略）

12 第五項又は前項の剰余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

（優先出資者に対する残余財産の分配）

第二十条 (略)

2 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に前項の規定による残余財産の分配のほかに、優先出資者の有する優先出資の口数又は各種類の優先出資の口数に応じて、残余財産の分配を行うことができる。

(共有者による権利の行使)

第二十一条 優先出資が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該優先出資についての権利を行使する者一人を定め、協同組織金融機関に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該優先出資についての権利を行使することができない。ただし、協同組織金融機関が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(削る)

(優先出資者のその他の権利)

第二十二条 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、定款その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類(以下この項において「定款等」という。)について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 定款等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 定款等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

第二十条 (略)

2 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に前項の規定による残余財産の分配のほかに、優先出資の種類ごとにその口数に応じて、残余財産の分配を行うことができる。

(優先出資者のその他の権利)

第二十一条 優先出資者は、いつでも、優先出資を発行した協同組織金融機関の理事に対し、定款、普通出資者の名簿、貸借対照表その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 次の各号に掲げる規定は、農林中央金庫及び連合会等の優先出資者の当該各号に定める訴え又は請求について準用する。この場合において、商法第二百六十七条第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と読み替えるものとする。

一 商法第四百四条第一項及び第三項、第五百五条、第百六条並びに第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに非訟事件手続法第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定) 合併の無効の訴え

二 商法第二百五十二条(株主総会の決議の不存在又は無効確認の訴え) 普通出資者総会の決議の不存在又は無効確認の訴え

三 商法第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)(同法第二百八十条第一項(監査役への準用)において準用する場合を含む。) 理事、経営管理委員及び監事の責任を追及する訴え

四 商法第二百七十二条(株主の差止請求権) 理事の行為に対する差止請求

五 商法第三百八十条(株式会社資本減少の無効の訴え) 資本減少の無効の訴え

第四章 優先出資の譲渡等

(優先出資の譲渡)

第二十二条 優先出資は、譲渡することができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、協同組織金融機関に対して効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有している者は、適法に所持している者と推定する。

- として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 2| 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、普通出資者の名簿その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類（以下この条において「名簿等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。
- 一 名簿等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 名簿等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3| 優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、貸借対照表、損益計算書その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類（以下この項において「計算書類等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該協同組織金融機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて協同組織金融機関の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4| 協同組織金融機関は、第二項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
- 一 当該請求を行う優先出資者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- 二 優先出資者が当該協同組織金融機関の業務の遂行を妨げ、又は普通出資者及び優先出資者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 三 優先出資者が当該協同組織金融機関の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- 四 優先出資者が名簿等の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 五 優先出資者が、過去二年以内において、名簿等の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- 5| 次に掲げる訴えは、農林中央金庫又は連合会等の発行する優先出資の優先出資者も、提起

することができる。

一 農林中央金庫又は連合会等における出資一口の金額の減少の無効の訴え

二 農林中央金庫又は連合会等の合併の無効の訴え

三 農林中央金庫又は連合会等の役員等の責任を追及する訴え（農林中央金庫法第四十条の二、中小企業等協同組合法第三十九条、協同組合による金融事業に関する法律第五条の九第三項、信用金庫法第三十九条の四、労働金庫法第四十二条の四、農業協同組合法第四十条の二及び水産業協同組合法第四十四条に規定する役員等の責任を追及する訴えをいう。）

6| 六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する農林中央金庫又は連合会等の優先出資者は、理事が協同組織金融機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該協同組織金融機関に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第四章 優先出資の譲渡等

（優先出資の譲渡）

第二十三条 優先出資者は、その有する優先出資を譲渡することができる。

2| 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3| 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関（以下「優先出資証券発行協同組織金融機関」という。）の優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己優先出資の処分による優先出資の譲渡については、この限りでない。

4| 優先出資証券の発行前にした譲渡は、優先出資証券発行協同組織金融機関に対し、その効力を生じない。

5| 優先出資証券の占有者は、当該優先出資証券に係る優先出資についての権利を適法に有するものと推定する。

6| 優先出資証券の交付を受けた者は、当該優先出資に係る優先出資証券についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（優先出資の譲渡の對抗要件）

第二十四条 優先出資の譲渡は、その優先出資を取得した者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載し、又は記録しなければ、協同組織金融機関その他の第三者に対抗することができない。

（新設）

（優先出資の移転の對抗要件）

第二十三条 優先出資の譲渡その他の移転は、取得者の名称及び住所を優先出資者名簿に記載しなければ、協同組織金融機関に対抗することができない。

2| 協同組織金融機関は、定款をもつて名義書換代理人を置く旨を定めることができる。この場合において、名義書換換代理人が取得者の名称及び住所を優先出資者名簿の複本に記載したときは、前項の名義書換えがあつたものとみなす。

3| 協同組織金融機関は、優先出資証券を登録するため、定款をもつて登録機関を置く旨を定めることができる。

（優先出資者名簿の記載事項）

第二十四条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 優先出資者の名称及び住所

21 優先出資証券発行協同組織金融機関における前項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

(優先出資者名簿等)

第二十五条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資者の氏名又は名称及び住所

二 前号の優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 第一号の優先出資者が優先出資を取得した日

四 優先出資証券発行協同組織金融機関である場合には、第二号の優先出資（優先出資証券）が発行されているものに限る。）に係る優先出資証券の番号

21 協同組織金融機関は、優先出資者名簿管理人（協同組織金融機関に代わって優先出資者名簿の作成及び備置きその他の優先出資者名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる。

(優先出資者名簿についての会社法の準用)

第二十六条 会社法第二百二十二条（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）、第二百二十四条（第五項を除く。）、（基準日）、第二百二十五条第一項から第三項まで（株主名簿の備置き及び閲覧等）、第二百三十二条（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録）及び第二百三十三条（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は協同組織金融機関の優先出資者名簿について、同法第二百二十六条（株主に対する通知等）及び第二百九十六條（第三項を除く。）、（株主に対する通知の省略）の規定は優先出資の優先出資者に対する通知等について準用する。この場合において、同法第二百二十二条第一項中「前条第一号」とあるのは、「優先出資法第二十五条第一項第一号」と、同条第二項中「株式会社」の代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは、「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第二百三十四条第一項、第二項及び第四項中「基準日株主」とあるのは、「基準日優先出資者」

二 優先出資者の有する優先出資の種類及び口数
三 優先出資者の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号
四 優先出資の取得の年月日

(優先出資者名簿についての商法の準用)

第二十五条 商法第二百二十四条第一項、第三項及び第四項（株主名簿の効力）、第二百二十四条ノ二（所在不明の株主）、第二百二十四条ノ三（株主名簿の基準日）並びに第二百六十三條第一項（第一号及び第四号を除く。）、及び第三項（第二号を除く。）、（株主名簿の公示）の規定は、優先出資者名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「前二項」とあるのは、「第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは、「第一項及び前項」と、「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは、「優先出資ノ申込ヲ為シタル者若ハ引受人又ハ質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第三項中「質権者又八端株主」とあるのは、「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「記載又八記録」とあるのは、「記載」と、同法第二百六十三條第一項中「取締役」とあるのは、「理事」と、「モノ」（第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成が為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム）」とあるのは、「書類」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と、同項第三号中「掲グルモノ」とあるのは、「掲グル書類」と、同条第三項中「株主」とあるのは、「普通出資者及優先出資者」と、同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿」が書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ」とあるのは、「優先出資者名簿又ハ其ノ複本ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

(優先出資に対する質権の設定)

第二十六条 優先出資を質権の目的とするには、優先出資証券を交付しなければならない。
21 商法第二百七条第二項（株式の質入れの對抗要件）、第二百八条（質権の効力）及び第二百九条（第四項を除く。）、（株式の登録質）の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第二項中「株券」とあるのは、「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは、「消却又ハ分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿二記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ」（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは、「優先出資者名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ優先出資証券ニ記載シタルトキ」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは、「剰余金ノ配当」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは、「第一項」と、「株券ヲ其ノ」とあるのは、「優先出資証券ヲ其ノ」と、「株券ノ」とあるのは、「優先出資証

と、同項中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資者総会」と、同法第二百二十五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人（優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。）」と、同条第二項中「株主及び」とあるのは「普通出資者、優先出資者及び」と、同条第三項第一号中「株主又は」とあるのは「普通出資者、優先出資者又は」と、同法第三百三十三条第一項中「株式取得者」とあるのは「優先出資取得者」と、同法第三百二十六条第五項中「第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資に対する質権の設定）

第二十七条 優先出資者は、その有する優先出資に質権を設定することができる。

2| 優先出資証券発行協同組織金融機関の優先出資の質入れは、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

3| 会社法第四百七十七条から第五百十条まで（株式の質入れの對抗要件、株主名簿の記載等、株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等、登録株式質権者に対する通知等）、第五百十一条（各号を除く。）、第五百二十二条第三項、第五百三十三条第三項及び第五百四十四条（株式の質入れの効果）の規定は優先出資を質権の目的とする場合について、同法第九十六条（第三項を除く。）（株主に対する通知の省略）の規定は優先出資の登録優先出資質権者に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百九条第二項中「株式会社」の代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）とあり、及び同条第三項中「株式会社」の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第五百十一条中「次に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剰余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併（合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。）又は優先出資の取得」と、「金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）」「とあるのは「金銭」と、同法第五百四十四条第一項中「金銭等（金銭に限る。）」「とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

券」と、「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」と読み替えるものとする。

（自己の優先出資の取得等）

第二十七条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達するために必要なときその他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

2| 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資の失効の手続を採り、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

3| 協同組織金融機関が、総株主又は総社員（有限会社の社員に限る。）の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合には、その株式会社又は有限会社（以下「子会社」という。）は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得することができない。

一 合併又は他の会社の営業の全部の譲受けによるとき。

二 子会社の権利の実行に当たりその目的を達するために必要なとき。

4| 子会社は、前項各号の場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社又は有限会社が子会社となったことを知った際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とする。

5| 商法第二百一十一条ノ二第三項（会社の孫会社の取扱い）の規定は、前二項、第三十二条第三項及び第五十四条第二項の子会社について準用する。この場合において、同法第二百一十一条ノ二第三項中「親会社」とあるのは、「協同組織金融機関」と読み替えるものとする。

第五章 優先出資証券

(自己の優先出資の取得等)

第二十八条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なときその他法令で定めるやむを得ない事情があるとき。

2| 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資を消却し、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

3| 協同組織金融機関の子会社は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得してはならない。

一 合併又は他の会社（外国会社その他の法人を含む。）の事業の全部の譲受けによるとき。

二 子会社の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なとき。

4| 前項の規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。）の過半数を超える議決権を保有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社又は当該協同組織金融機関の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

5| 子会社（前項に規定する子会社をいう。以下同じ。）は、第三項各号に掲げる場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となったことを知った際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とす。

第五章 優先出資証券

(削る)

(優先出資証券の発行)

第二十八条 協同組織金融機関は、優先出資の払込期日以後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2| 優先出資証券は、優先出資の払込期日以後でなければ、発行してはならない。

3| 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(新設)

(優先出資証券が発行されていない場合の特例)

第二十八条の二 発行済優先出資の全部について第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ七第二項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項並びに第十六条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

(優先出資証券の発行)

第二十九条 協同組織金融機関は、その優先出資（種類優先出資発行協同組織金融機関にあつては、全部の種類（優先出資）に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めることができる。）

2| 優先出資証券発行協同組織金融機関は、優先出資を発行した日以後遅滞なく、当該優先出資に係る優先出資証券を発行しなければならない。

(優先出資証券の記載事項)

第三十条 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、協同組織金融機関を代表する理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 協同組織金融機関の名称
- 二 当該優先出資証券に係る優先出資の口数
- 三 優先出資の額面金額
- 四 優先出資の内容

(削る)

(優先出資証券等についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第二百七条（株券所持の申出）及び第二百八条（株券を発行する旨の定款の定め（廃止）の規定は、優先出資証券発行協同組織金融機関について準用する。この場合において、同法第二百七条第二項中「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとする）のほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2| 会社法第二編第二章第九節第三款（第二百三十条第四項を除く。）（株券喪失登録）の規定は、優先出資証券喪失登録簿及び優先出資証券喪失登録について準用する。この場合において、これらの規定中「株券喪失登録簿記載事項」とあるのは「優先出資証券喪失登録簿記載事項」と、「株券喪失登録日」とあるのは「優先出資証券喪失登録日」と、「株券喪失登録者」とあるのは「優先出資証券喪失登録者」と、同法第二百三十一条第一号（株券喪失登

い。

2| 前項に規定する場合には、第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ七第三項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條ノ二、第十六条第五項において準用する同法第二百九条第一項又は第二十五条において準用する同法第二百二十四条ノ三第三項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資者及び優先出資引受権を有する者に通知することができる。

(優先出資証券の記載事項)

第二十九条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資者の名称を記載し、理事が署名し又は記名押印しなければならない。

- 一 協同組織金融機関の名称
- 二 協同組織金融機関成立の年月日
- 三 優先出資の額面金額
- 四 優先出資の内容

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十条 商法第二百二十六条ノ二（株券の不発行）、第二百九条（株券の即時取得）及び第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百二十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

第六章 優先出資者総会

(新設)

録簿)中、第二百十八条第二項又は第二百十九条第三項」とあるのは、「優先出資法第十五条第五項において準用する第二百十九条第三項又は優先出資法第三十一条第一項において準用する第二百十八条第二項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは、「優先出資の発行」と、同法第二百二十二条(株券喪失登録簿に関する事務の委託)中、「第二百二十三条の規定の適用については、同条中」とあるのは、「優先出資法第二十五条第二項の規定の適用については、同項中」と、同法第二百三十条第三項(株券喪失登録の効力)中、「株主総会又は種類株主総会」とあるのは、「優先出資者総会」と、同法第二百三十一条第一項(株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等)中、「株主名簿管理人」とあるのは、「優先出資者名簿管理人(優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 優先出資者総会

(優先出資者総会の招集事由)

第三十二条 協同組織金融機関が、第六条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、定款の定めるところに従って第二号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。

一 (略)

二 優先出資の割当てを受ける権利の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

三 (略)

(優先出資者総会における議決権)

第三十三条 優先出資者は、優先出資者総会において、その有する優先出資一口につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、同項の議決権を有しない。

3 協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。

(優先出資者総会の決議方法)

(新設)

(優先出資者総会の招集事由)

第三十一条 協同組織金融機関は、第五条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、定款の定めるところに従って第二号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。

一 (略)

二 優先出資引受権の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

三 (略)

(優先出資者総会における議決権)

第三十二条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資一口について一個の議決権を有する。

2 協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、前項の議決権を有しない。

3 協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権又は他の有限会社の総株員の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社又は有限会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。

(優先出資者総会の決議方法)

第三十四条 (略)

(削る)

(優先出資者総会の招集)

第三十五条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

2| 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、発行済優先出資の総口数の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を六月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する優先出資者は、理事(農林中央金庫又は経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあっては、経営管理委員)に対し、優先出資者総会の目的である事項(当該優先出資者が議決権を行使することができる事項に限る。)及び招集の理由を示して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

3| 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられない場合

4| 優先出資者総会を招集するには、理事は、定款の定めるところにより、各優先出資者(当該優先出資者総会において議決権を行使することができるものに限る。)に対してその通知を発しなければならない。

第三十三条 (略)

(優先出資者総会の招集)

第三十四条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

2| 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、六月前から引き続き当該発行済優先出資の総口数の百分の三以上の優先出資を有する者は、会議の目的たる事項を記載した書面を理事(農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあっては、経営管理委員)に提出して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

3| 前項の請求があつた後遅滞なく優先出資者総会の招集の手続が行われないときは、その請求をした優先出資者は、行政庁の認可を受けて、その招集を行うことができる。その請求があつた日から六週間内の日を会日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。

(優先出資者総会についての商法の準用)

第三十五条 商法第二百三十二条第一項本文、第三項及び第四項(招集通知)、第二百三十二条(招集地)、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項(取締役及び監査役の説明義務)、第二百三十七条ノ四(総会の議長)、第二百三十九条第二項、第四項から第六項まで及び第七項(第一号を除く。)(株主の代理人)、第二百三十九条ノ四第一項及び第三項(議決権の不統一行使)、第二百四十三条(延期又は続行の決議)、第二百四十四条第一項から第三項まで及び第五項(総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十二条まで(総会の決議の取消し又は不存在若しくは無効確認の訴え)並びに第二百六十三条第三項(第二号を除く。)(株主の閲覧等)の規定は、優先出資者総会について準用する。この場合において、同法第二百三十二条第三項中、「前二項」とあるのは、「第一項」と、「記載又ハ記録スル」とあるのは、「記載スル」と、同法第四項中、「前三項」とあるのは、「第一項及前項」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と、同法第二百三十九条第六項中、「取締役」とあるのは、「理事」と、書面及第三項ニ於テ準用スル第二百三十二条ノ五第三項ノ電磁的方法ヲ行ハルル場合ニ於テ其ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録」とあるのは、「書面」と、同法第七項(第二号を除く。)(中、「株主」とあるのは、「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百四十四条第三項中、「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは、「議事録二八」と、「取締役」とあるのは、「理事及経営管理委員」と、

同法第五項中、「取締役」とあるのは、「理事」と、附本(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)とあるのは、「附本」と、同法第二百四十七条第一項中、「株主、取締役」とあるのは、「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理

(削る)

(理事等の説明義務)

第三十六条 理事、経営管理委員及び監事は、優先出資者総会において、優先出資者から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が優先出資者総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより優先出資者の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

委員」と、「株主ガ」とあるのは、「優先出資者ガ」と、同法第二百四十九条第一項中、「株主」とあるのは、「普通出資者又ハ優先出資者」と、「取締役」とあるのは、「理事、経営管理委員」と、同法第二百六十三条第三項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは、「普通出資者、優先出資者」と、同項第一号中、「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本」とあるのは、「優先出資者総会ノ議事録」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(理事の責任)

第三十六条 理事（農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員を含む。以下この条において同じ。）がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、その理事は、協同組織金融機関に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2) 商法第二百六十六条第二項及び第三項（取締役の責任）の規定は農林中央金庫及び連合会等の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機関の前項の理事の責任について、同条第七項（第三号を除く。以下この項において同じ。）第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項（取締役の責任の免除）の規定は農林中央金庫の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の経営管理委員の責任を除く。）について、同条第七項から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は連合会等の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の経営管理委員の責任を除く。）についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及総優先出資者」と、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十六条第一項二規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十二条二定ムル決議」とあるのは「根拠法ニ依ル特別ノ決議（農林中央金庫ニ在リテハ農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ニ在リテハ同法第五十二条、信用金庫及信用金庫連合会ニ在リテハ信用金庫法第四十八条、労働金庫及労働金庫連合会ニ在リテハ労働金庫法第五十三条、農業協同組合及農業協同組合連合会ニ在リテハ農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及水産加工業協同組合連合会ニ在リテハ水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及第百条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ決議ヲ謂フ）及優先出資者総会ノ決議」と、同条第七項から第九項まで及び第十項前段中「株主総会」とあるのは「普通出資者総会及優先出資者総会」と、同条第八項及び第九項中「取締役」とあるのは「農林中央金庫については、経営管理委員」と、農業協同組合及び農業

(議長の権限)

第三十七条 優先出資者総会の議長は、当該優先出資者総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2| 優先出資者総会の議長は、その命令に従わない者その他当該優先出資者総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(延期又は続行の決議)

第三十八条 優先出資者総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十五条第四項の規定は、適用しない。

(議事録)

第三十九条 優先出資者総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2| 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3| 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4| 普通出資者又は優先出資者は、協同組織金融機関の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(優先出資者総会等についての会社法の準用)

第四十条 会社法第三百条から第三百二条まで(招集手続の省略、株主総会参考書類及び議決

協同組合連合会については「理事(農業協同組合法第三十条の二第四項ノ組合ニ在リテ八経営管理委員)」と、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項(同法第九十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ組合ニ在リテ八経営管理委員)」と、同項前段中「監査役」とあるのは農林中央金庫については「監事会」と、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは農林中央金庫については「農林中央金庫法第二十二条第三項ノ理事」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

権行使書面の交付等)の規定は、優先出資者総会の招集の通知について準用する。この場合において、同法第三百三条中「前条」とあるのは、「優先出資法第三十五条第四項」と、「第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項」とあるのは、「優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面又は電磁的方法によつて議決権を行使することができる」とする旨」と、同法第三百一条第一項中、「第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項」とあるのは、「優先出資者総会に出席しない優先出資者が書面によつて議決権を行使することができる」とする旨」と、同項及び同法第三百一条第一項中、「第二百九十九条第一項の通知」とあるのは、「優先出資法第三十五条第四項の通知」と、同法第三百一条第二項及び第三百二条第二項から第四項までの規定中、「第二百九十九条第三項の承諾」とあるのは、「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することについての承諾」と、同法第三百一条並びに第三百二条第一項及び第二項中、「株主総会参考書類」とあるのは、「優先出資者総会参考書類」と、同条第一項中、「第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項」とあるのは、「優先出資者総会に出席しない優先出資者が電磁的方法によつて議決権を行使することができる」とする旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 会社法第三百十條から第三百十三條まで(議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使、議決権の不統一行使)の規定は、優先出資者による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百十條第四項及び第三百十二條第二項中、「第二百九十九条第三項の承諾」とあるのは、「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法によつて通知を発することについての承諾」と、同法第三百十三條第二項中、「取締役会設置会社においては、前項の株主は」とあるのは、「優先出資者は」と、「取締役会設置会社に対して」とあるのは、「協同組織金融機関に対して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 会社法第三百十九條第一項から第三項まで(株主総会の決議の省略)及び第三百二十條(株主総会への報告の省略)の規定は、優先出資者総会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 会社法第八百三十條(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一條(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要的併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は、優先出資者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一條第一項中、「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは、「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議で

ある場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。」とあるのは「理事、経営管理委員、監事又は清算人（農林中央金庫法第三十九条第一項（同法第九十五条において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。）、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）、農業協同組合法第三十九条（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）又は水産業協同組合法第四十二条の二（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事、経営管理委員、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 雑則

（役員等の責任）

第四十一条 協同組織金融機関の役員等（理事、経営管理委員、監事及び会計監査人をいう。以下この条において同じ。）がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、協同組織金融機関に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の行為によつて農林中央金庫又は連合会等に損害が生じたときは、次に掲げる農林中央金庫又は連合会等の役員等は、当該行為を行ったものと推定する。

一 農林中央金庫又は連合会等が当該行為をすることを決定した役員等

二 当該行為に関する理事会の承認の決議に賛成した役員等

3 第一項の役員等の責任は、総普通出資者及び総優先出資者の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に應じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によつて免除することができる。

一 農林中央金庫又は連合会等を代表する理事 六

二 前号以外の理事又は経営管理委員（信用金庫法第三十九条第四項第二号に規定する会員

（新設）

（新設）

外理事その他これに準ずるものとして政令に定めるもの（次号において「会員外理事等」という。）を除く。） 四

三 会員外理事等、監事又は会計監査人 二

5| 前項に規定する「根拠法による普通出資者総会の特別の決議」とは、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては同法第五十三条、信用金庫及び信用金庫連合会にあつては信用金庫法第四十八条の三、労働金庫及び労働金庫連合会にあつては労働金庫法第五十三条、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第四十六條、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあつては水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の決議をいう。

6| 第四項の場合には、理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）は、第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7| 理事は、第四項の責任の免除に関する議案を同項の普通出資者総会及び優先出資者総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては各監事とし、農林中央金庫にあつては監事会とする。）の同意を得なければならない。

8| 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の決議があつた場合において、農林中央金庫又は連合会等が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、普通出資者総会及び優先出資者総会の承認を受けなければならない。

9| 役員等が協同組織金融機関に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（資本金及び資本準備金）

第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。

2 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において、資本金として計上しないことができる。

3 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければ

（資本金及び資本準備金）

第三十七条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第三十九条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた発行価額の総額の合計額とする。

2 優先出資の発行価額のうち額面金額を超える額は、発行価額の二分の一の範囲内において、資本金に組み入れないことができる。

3 優先出資の発行価額のうち資本金に組み入れない額は、資本準備金として積み立てなければ

ばならない。

- 4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りでない。

5 (略)

(協同組織金融機関の資本金の額等)

第四十三条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本金の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四十条(資本金)、第六十条(農林債の発行)、第七十六条第二項(準備金の積立て)及び第七十七条第一項第一号(剰余金の配当) 資本金、払込資本金及び資本金の額

二 商工組合中央金庫法第三十一条(商工債の発行限度)及び第四十条ノ二第一項第一号(剰余金の配当) 払込資本金及び払込資本金額

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額)及び第五条の十二第一号(剰余金の配当) 出資の総額、出資の額及び出資金

四 信用金庫法第五条(出資の総額の最低限度)、第五十四条の二第一項(全国連合会債の発行限度)、第五十六条第一項(法定準備金)及び第五十七条第一項第一号(剰余金の配当) 出資の総額

五 (略)

- 3 優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定する準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一・二 (略)

三 協同組合による金融事業に関する法律第五条の十二(剰余金の配当) 同条第二号

四 (略)

(優先出資に係る資本金の額の減少)

- 第四十四条 優先出資を発行している協同組織金融機関(商工組合中央金庫を除く。)が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

- 2 前項の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額

ならない。

- 4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、使用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本に組み入れる場合は、この限りでない。

5 (略)

(協同組織金融機関の資本の額等)

第三十八条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四十条(資本金)、第六十条(農林債の発行)、第七十六条第二項(準備金の積立て)及び第七十七条第一項第一号(剰余金の配当) 資本金、払込資本金及び資本金の額

二 商工組合中央金庫法第三十一条(債の発行限度)及び第四十条ノ二第一項第一号(剰余金の配当) 払込資本金及び払込資本金額

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額)及び第五条の六第一号(剰余金の配当) 出資の総額、出資の額及び出資金

四 信用金庫法第五条(出資の総額の最低限度)、第五十四条の二第一項(債の発行限度)、第五十六条第一項(法定準備金)及び第五十七条第一項第一号(剰余金の配当) 出資の総額

五 (略)

3 (同上)

一・二 (略)

三 協同組合による金融事業に関する法律第五条の六(剰余金の配当) 同条第二号

四 (略)

(優先出資に係る資本減少)

- 第三十九条 優先出資を発行している協同組織金融機関(商工組合中央金庫を除く。)が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

- 2 前項の場合には、資本の額は、従前の資本の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減

に減少する。

- 3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

(登記)

第四十五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 一 第五条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

二 (略)

- 三 優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額

- 四 優先出資証券発行協同組織金融機関であるときは、その旨

- 五 優先出資者名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

2 (略)

3 此の法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所(当該判決に係る事項について従たる事務所に登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本を添付しなければならない。

(商工組合中央金庫の発行する優先出資についての特例)

第四十六条 商工組合中央金庫は、第六条第一項の募集事項(第八条第一項の優先出資の割当てを受ける権利に関する事項を含む。)を定めようとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、その発行しようとする優先出資(優先出資の割当てを受ける権利の目的たる優先出資を含む。以下この項において同じ。)の内容、口数及び払込金額を定めなければならない。

一 (略)

二 発行済優先出資について払い込まれた払込金額の総額(第十五条に規定する優先出資の消却のために自己の優先出資を取得するのと引換えに交付する金銭があるときは、その額を控除して得た額とする。次項及び第三項において同じ。)とその発行しようとする優先出資の払込金額の総額の合計額

2 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、消却する優先出資の内容、口数及び当該消却のために自己の優先出資を取得するのと引換えに交付する金銭の額を定めなければならない。

少する。

- 3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本の減少を行うことはできない。

(優先出資に関する登記)

第四十条 (同上)

- 一 第四条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

二 (略)

- 三 優先出資発行後の資本の額から普通出資の総額を控除して得た額

(新設)

- 四 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

2 (略)

(新設)

(商工組合中央金庫の発行する優先出資についての特例)

第四十一条 商工組合中央金庫は、第五条第一項の発行事項(第六条第二項の優先出資引受権に関する事項を含む。)を定めようとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、その発行しようとする優先出資(優先出資引受権の目的たる優先出資を含む。以下この項において同じ。)の内容、口数及び発行価額を定めなければならない。

一 (略)

二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額(優先出資の消却によつて払い戻された額があるときは、その額を控除して得た額とする。次項及び第三項において同じ。)とその発行しようとする優先出資の発行価額の総額の合計額

2 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

一 (略) 二 発行済優先出資について払い込まれた<u>払込金額</u>の総額から当該消却のために自己の優先出資を取得するのと引換えに交付する金銭の額を控除して得た額 3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、<u>同条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。</u> 一 (略) 二 発行済優先出資について払い込まれた<u>払込金額</u>の総額 4 (略) 5 商工組合中央金庫が優先出資を発行しようとするときは、優先出資の発行による<u>資本金の額</u>の増加について、商工組合中央金庫法第六条第二項(資本金の増加の手続)の規定の例により、普通出資者総会の決議を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。 (届出事項) 第四十七条 (略) (認可の条件) 第四十八条 (略) (認可の失効) 第四十九条 (略) (主管行政庁等) 第五十条 (略) (権限の委任等) 第五十一条 (略) (書類の經由) 第五十二条 (略) (事務の区分) 第五十三条 この法律(第五十一条第三項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	
---	--

一 (略) 二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額から当該消却によって払い戻される額を控除して得た額 3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、<u>分割する優先出資の内容及び口数を定めなければならない。</u> 一 (略) 二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額 4 (略) 5 商工組合中央金庫が優先出資を発行しようとするときは、優先出資の発行による<u>資本の額</u>の増加について、商工組合中央金庫法第六条第二項(資本金の増加の手続)の規定の例により、普通出資者総会の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。 (届出事項) 第四十二条 (略) (認可の条件) 第四十三条 (略) (認可の失効) 第四十四条 (略) (主管行政庁等) 第四十五条 (略) (権限の委任等) 第四十五条の二 (略) (書類の經由) 第四十五条の三 (略) (事務の区分) 第四十五条の四 この法律(第四十五条の二第三項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	
--	--

(政令への委任)

第五十四条 (略)

(経過措置)

第五十五条 (略)

第五十六条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員若しくは監事又は支配人、参事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十九条の規定又は第五十条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剰余金の配当を行ったとき

三 (略)

第五十七条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 優先出資の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第五十八条 役員等が、優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十九条 理事が、第五条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)

第四十六条 (略)

(経過措置)

第四十七条 (略)

第四十八条 協同組織金融機関の役員又は支配人、参事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十九条の規定又は第四十条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剰余金の配当を行ったとき

三 (略)

第四十九条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある優先出資申込証、目論見書、優先出資の募集の広告その他優先出資の募集に関する文書を行使したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 優先出資の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行使したときも、前項と同様とする。

第五十条 役員等が、優先出資の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十一条 理事が、第三条第一項の限度又は第四十条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(削る)

第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第五十七条及び第五十八条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 (略)

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律（この法律において準用する会社法を含む。次号において同じ。）の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項、第四十二条第四項ただし書又は第四十六条第五項の規定により、行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

(削る)

四 第六条第三項後段の規定による説明又は第十九条第六項若しくは第四十一条第六項の規定による開示をすることを怠ったとき。

(削る)

五 第二十条の規定に違反して、協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

六 優先出資者名簿、優先出資証券喪失登録簿、優先出資者総会の議事録又は第二十六条において準用する会社法第二百二十二条第一項若しくは第二十七条第三項において準用する同法第四百九条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三十九条第二項若しくは第三項の規定又は第二十六条において準用する会社法第二百

第五十二条 優先出資の払込みの責任を免れる目的をもって他人又は仮設人の名義を用いて優先出資を引き受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十九条、第五十条及び前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律（この法律において準用する商法を含む。次号において同じ。）に定める公告若しくは通知を怠り、又は不正の公告若しくは通知を行ったとき。

二 この法律の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 第五条第一項、第六条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第三十七条第四項ただし書若しくは第四十一条第五項の規定又は第十四条において準用する商法第七十八条の規定により、行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

三の二 第五条第三項若しくは第十九条第六項の規定又は第三十六条第二項において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠ったとき。

四 第九条第二項の規定又は第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ六ノ二の規定に違反して優先出資申込証若しくは優先出資引受権証書を作成せず、又はこれらに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載を行ったとき。

五 第九条第三項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

六 第二十条の規定に違反して協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

(新設)

七 正当な事由がないのに優先出資証券の名義書換えをしないとき。

十五 条第一項、第三十一 条第二項において準用する同法第二百三十一 条第一項、第四十 条第二項において準用する同法第三百十 条第六項、第三百十一 条第三項若しくは第三百十二 条第四項若しくは第四十 条第三項において準用する同法第三百十九 条第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかったとき。

八 第二十八 条第二項の規定に違反して、優先出資の消却の手續又は優先出資若しくは質権の処分を怠ったとき。

九 優先出資の発行の日前に優先出資証券を発行したとき。

十 第二十九 条第二項の規定に違反して、遅滞なく優先出資証券を発行しなかったとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十一 条第二項において準用する会社法第二百二十五 条第四項、第二百二十六 条第二項、第二百二十七 条又は第二百二十九 条第二項の規定に違反して、優先出資証券喪失登録を抹消しなかったとき。

十三 第三十一 条第二項において準用する会社法第二百三十 条第一項の規定に違反して、優先出資者名簿に記載し、又は記録したとき。

十四 第六 条第三項、第十九 条第五項若しくは第八 項又は第三十二 条の規定に違反して、優先出資者総会を招集しなかったとき。

十五 優先出資者総会に対し虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいしたとき。

十六 正当な理由がないのに、優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明をしなかったとき。

十七 第四十二 条第三項の規定に違反して資本準備金を計上せず、又は同 条第四項若しくは第五項の規定に違反して資本準備金の額の減少をしたとき。

十八 第四十五 条の登記をすることを怠ったとき。

2 子会社の取締役若しくは執行役が第二十八 条第三項若しくは第五項の規定に違反して優先出資を取得し、又は優先出資の処分を怠ったときも、前項と同様とする。

八 優先出資者名簿又は優先出資者総会の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

九 第二十五 条において準用する商法第二百六十三 条第一項又は第三十五 条において準用する同法第二百三十九 条第六項若しくは第二百四十四 条第五項の規定に違反して書類を備え置かなかったとき。

十 第二十七 条第二項の規定に違反して優先出資失効の手續又は優先出資若しくは質権の処分を怠ったとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

十二 第二十八 条第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。

十三 第三十 条において準用する商法第二百二十六 条ノ二第二項の規定に違反して優先出資者名簿に記載を行わないとき。

十四 第五 条第三項、第十九 条第五項若しくは第八 項若しくは第三十一 条の規定に違反して優先出資者総会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第三十五 条において準用する商法第二百三十三 条の規定に違反して優先出資者総会を招集したとき。

十五 優先出資者総会に対し不実の申述をし、又は事実を隠べいしたとき。

十六 正当な理由がないのに優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明を行わなかったとき。

十七 第三十七 条第三項から第五項までの規定に違反して資本準備金を積み立てず、又はこれを使用了たとき。

十八 第四十 条の登記を怠ったとき。

2 理事が優先出資の引受けによる権利を譲渡したとき、又は子会社の取締役若しくは執行役が第二十七 条第三項若しくは第四項の規定に違反して優先出資を取得し、若しくは優先出資の処分を怠ったときも、前項と同様とする。